

第3期

通常総代会資料

令和2年度事業報告：令和2年4月1日～令和3年3月31日

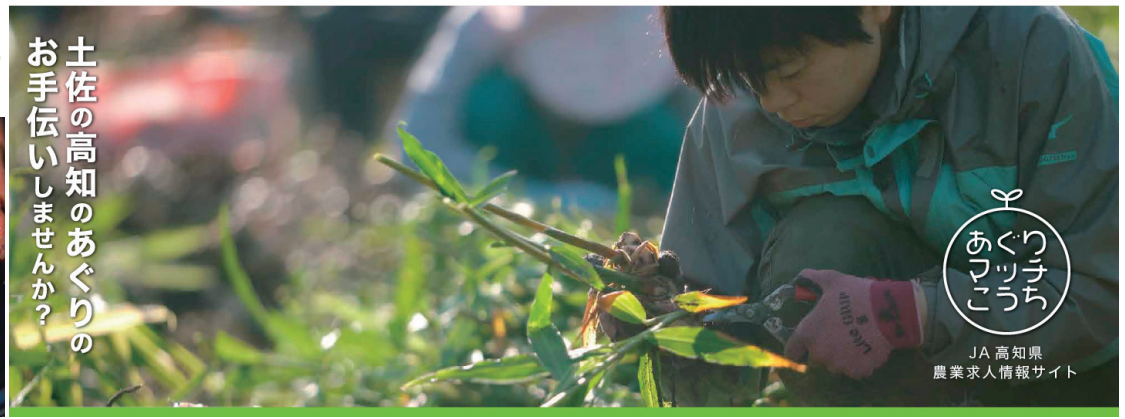
令和3年度事業計画：令和3年4月1日～令和4年3月31日



JA高知県 農業求人情報サイト
めぐりマッチこうち



土佐の高知のめぐりの
お手伝いしませんか？



J A 綱領

— わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

J A 高知県経営理念

<経営理念>

高知県の豊かな自然の恵みを生かして、組合員・地域の皆様と共により良い「未来」をつくれます。

<経営方針>

- 地域農業を振興し、農業者の所得増大を実現します。
- 人と人とのつながりを大切にし、心豊かな地域社会を創造します。
- 新たな改革に挑戦し続け、さらなる協同の成果を実現します。

・ごあいさつ	1
・総代会次第	2
■ 総代会提出議案	3
・総代会への理事の提出書	6
■ 第1号議案 第3期（令和2年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について	7
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	8
(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果	8
(2) 当該事業年度における事業の経過	19
(3) 当該事業年度における重要事項	26
(4) 財務・事業成績の推移	26
(5) 単体自己資本比率	26
(6) 対処すべき重要な課題	26
(7) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	26
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	27
(1) 総代会の開催状況	27
(2) 組合員の状況	28
(3) 役員の状況	29
(4) 会計監査人の状況	32
(5) 職員の状況	32
(6) 組織の構成	33
(7) 施設の設置状況	36
(8) 子会社等の状況	45
(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項	47
3. その他組合の状況に関する重要な事項	47
4. 事業報告の附属明細書	48
(1) 役員に対する報酬等の明細	48
(2) 役員等の兼職等の明細	48
(3) 役員との間の取引の明細	49
○ 第3期貸借対照表（報告事項）	50
○ 第3期損益計算書（報告事項）	52
○ 第3期注記表（報告事項）	54
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	54
2. 表示方法の変更に関する注記	55
3. 会計上の見積りに関する注記	55
4. 貸借対照表に関する注記	56
5. 損益計算書に関する注記	56
6. 金融商品に関する注記	58
7. 有価証券に関する注記	61
8. 退職給付に関する注記	62
9. 税効果会計に関する注記	63
10. その他の注記	63

○ 第3期附属明細書（報告事項）	65
1. 貸借対照表等の附属明細書	65
(1) 組合員資本の明細	65
(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細	68
(3) 外部出資の明細	69
(4) 引当金等の明細	70
(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細	71
(6) 事業管理費の明細	73
○ 第3期剰余金処分案	74
○ 独立監査人の監査報告書（報告事項）	75
○ 監査報告書（報告事項）	77
○ 第3期部門別損益計算書（報告事項）	78
○ 第3期事業別の明細	79
■ 第2号議案 高知県農業協同組合の3か年計画について	別冊
■ 第3号議案 第4期（令和3年度）事業計画の設定について	83
■ 第4号議案 理事報酬について	93
■ 第5号議案 監事報酬について	94
■ 第6号議案 退任理事の退職慰労金について	95
■ 第7号議案 退任監事の退職慰労金について	96
■ 第8号議案 共済規程の一部変更について	97
■ 第9号議案 高知県たばこ販売協同組合嶺北支部からの脱退について	99
■ 第10号議案 (株)れいほく未来の経営支援について	100
■ 第11号議案 役員を選任について	103
■ 報告事項（1）第3期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および 会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について	7
■ 報告事項（2）不祥事報告について	119
■ 報告事項（3）「JAバンク基本方針」の変更について	121

組合員のみなさまへ



高知県農業協同組合

代表理事組合長 秦泉寺 雅一

ご あ い さ つ

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当組合の事業運営に格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

初めに、米の不適切な取扱いなど複数の不祥事の発生につきましては、皆様に大変ご迷惑、ご心配をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。こうした事態が二度と起こることのないよう全役職員に対するコンプライアンス意識を徹底するとともに、相互牽制機能を果たす経営体制の構築に取り組んでまいります。

さて、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大によって、農畜産物の需要低迷など昨年度に続き農業分野全般において甚大な影響を生じる1年となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、花きや果実、業務用野菜の販売促進活動、国の支援事業の申請支援、既存融資の条件緩和、共済証書貸付の金利免除などを実施し、影響緩和に取り組んでまいりました。

また、長期化するマイナス金利などの影響で、持続可能な経営の確立が急務となっております。急激な経営環境の変化への対応策として、令和5年度までの重点的な施策をとりまとめた新たな3か年計画案を策定しました。確固たる経営基盤の確立により収支均衡を図り、今後とも「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を柱とする『自己改革』を進めてまいります。

一方、政府の『農協改革』については、改正農協法の施行（平成28年4月1日）から5年が経過し、准組合員の事業利用等の在り方について見直し時期を迎えました。自己改革の取組に対しては一定の評価が得られておりますが、今後の動向に注視していく必要があります。

当組合では、これからも経営理念に掲げる「より良い未来」に向けて自己改革の取組を一層強化し、組合員の皆様と一緒にあるべき姿のJAづくりに取り組んでいく所存でございます。

引き続き、当組合へのご支援とご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、組合員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、あいさつといたします。

第 3 期 通 常 総 代 会 次 第

日 時 令和3年6月28日（月）午後1時

場 所 高知県立春野総合運動公園体育館大アリーナ
(高知市春野町芳原2485)

- | | |
|------------|---------|
| 1. 開 会 | 6. 議長選任 |
| 2. J A綱領唱和 | 7. 書記任命 |
| 3. 組合長あいさつ | 8. 議 事 |
| 4. 来賓紹介 | 9. 閉 会 |
| 5. 総代会成立宣言 | |

第3期通常総代会提出議案

- 報告事項 (1) 第3期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について
(2) 不祥事報告について
(3) 「JAバンク基本方針」の変更について
- 第1号議案 第3期（令和2年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について
- 第2号議案 高知県農業協同組合の3か年計画について
- 第3号議案 第4期（令和3年度）事業計画の設定について
- 第4号議案 理事報酬について
- 第5号議案 監事報酬について
- 第6号議案 退任理事の退職慰労金について
- 第7号議案 退任監事の退職慰労金について
- 第8号議案 共済規程の一部変更について
- 第9号議案 高知県たばこ販売協同組合嶺北支部からの脱退について
- 第10号議案 ㈱れいほく未来の経営支援について
- 第11号議案 役員を選任について

総代会参考書類

(※ 当該資料は農業協同組合法施行規則第 161 条第 1 項に基づき交付する総会参考書類に該当するものです。)

第 1 号議案 第 3 期（令和 2 年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について

第 3 期（令和 2 年度）の「事業報告」および「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。第 3 期（令和 2 年度）の事業報告および剰余金処分案は、本冊子「第 3 期通常総代会資料（7 ページ～74 ページ）」に記載のとおりです。

第 2 号議案 高知県農業協同組合の 3 か年計画について

3 か年計画の設定について、ご承認をお願いするものです。3 か年計画は、別冊「JA 高知県 3 か年計画（案）」に記載のとおりです。

第 3 号議案 第 4 期（令和 3 年度）事業計画の設定について

第 4 期（令和 3 年度）の「事業計画」の設定について、ご承認をお願いするものです。第 4 期（令和 3 年度）事業計画は、本冊子「第 3 期通常総代会資料（83 ページ～92 ページ）」に記載のとおりです。

第 4 号議案 理事報酬について

昨年度の支給実績及び事業実績、合併後 2 期目にあたり役員報酬水準の統一を考慮して、令和 3 年度の理事の報酬については、総額 22,600 万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法などについては、理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、理事の報酬額には職員兼務理事の職員分給与は含まないものとします。また、理事は令和 3 年 4 月から 6 月は 64 名、令和 3 年 7 月から令和 4 年 3 月は 48 名です。

第 5 号議案 監事報酬について

昨年度の支給実績及び事業実績を考慮して、令和 3 年度の監事の報酬については、総額 2,150 万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては、監事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、監事は令和 3 年 4 月から 6 月は 10 名、令和 3 年 7 月から令和 4 年 3 月は 5 名です。

第 6 号議案 退任理事の退職慰労金について

退任理事 29 名に対し、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額 3,000 万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期及び支給方法等については、理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

退任理事の略歴は、本冊子「第 3 期通常総代会資料（95 ページ）」に記載のとおりです。

第7号議案 退任監事の退職慰労金について

退任監事5名に対し、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額110万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期及び支給方法等については、監事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

退任監事の略歴は、本冊子「第3期通常総代会資料(96ページ)」に記載のとおりです。

第8号議案 共済規程の一部変更について

近年、地震以外の特定非常災害に指定される豪雨や台風が多発しており、また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令により、共済規程に定める「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」(以下、「特別措置」という)と同様の措置を講じる必要が生じています。

今後、地震以外の災害や新型コロナウイルス感染症等の多様化する災害等の発生時において、特別措置が講じられるようにするため、所要の変更を行うことについて、ご承認をお願いするものです。

第9号議案 高知県たばこ販売協同組合嶺北支部からの脱退について

高知県たばこ販売協同組合嶺北支部からの脱退について、ご承認をお願いするものです。

第10号議案 (株)れいほく未来の経営支援について

当組合の子会社である株式会社れいほく未来より資本増強を含む経営支援の要請が当組合に対してあり、同社への増資と融資を組み合わせた金融支援を含む経営支援の一環として、同社の資本増強のために当組合を引受先とする第三者割当増資9,400万円に応じることについて、ご承認をお願いするものです。

第11号議案 役員を選任について

役員任期満了に伴い、定款附属書役員選任規程第2条第1項に基づき、理事48名、監事5名の選任について、ご承認をお願いするものです。

なお、監事の議案については監事の過半数の同意を得ております。

役員候補者の略歴は、本冊子「第3期通常総代会資料(103ページ～118ページ)」に記載のとおりです。

総代会への理事の提出書

第3期通常総代会を開催するにあたり、第1号議案から第11号議案までの議案を総代会に提出します。

令和3年6月28日

高知県農業協同組合

代表理事組合長	秦泉寺 雅一	理事	久岡 隆
代表理事専務	田内 成幸	〃	山村 明伸
〃	前田 倫夫	〃	林 幸一
〃	青木 厚林	〃	川井 由紀
常務	小松 藤雄	〃	野町 亜理
〃	岩崎 司	〃	中村 富貴
〃	畠山 博文	〃	石元 千恵
〃	竹吉 功	〃	廣岡 勉
〃	濱口 達也	〃	近澤 朋成
〃	川竹 壽栄	〃	齊藤 仁信
〃	安岡 憲保	〃	小松 昌平
〃	森田 祐輔	〃	松本 晋吉
〃	森下 智裕	〃	杉村 信夫
〃	葛根 学	〃	前田 晴夫
〃	和田 常男	〃	橋本 薫
〃	河野 龍彦	〃	川井 高廣
〃	徳久 一夫	〃	澤本 誠
〃	垣内 育男	〃	井口 善喜
〃	金堂 元彦	〃	岩田 卓雄
〃	土居 正明	〃	片山 一也
〃	島田 信行	〃	山本 純二郎
〃	今村 篤志	〃	山本 倫弘
〃	竹中 義博	〃	水田 実
〃	馬場 義人	〃	濱田 善久
〃	宇賀 裕生	〃	福永 守恭
〃	大原 光鶴	〃	谷脇 健司
〃	谷脇 憲二	〃	明神 正和
〃	堀田 盛幸	〃	宇都宮 恵一
〃	上澤 哲猪	〃	谷本 秀喜
〃	池地 文男	〃	伊勢脇 精蔵
〃	大崎 洋吉	理事職務執行者	武政 盛博
〃	長尾 理夫	〃	國廣 純一
〃	吉福 洋		
〃	岡野 郁夫		

第1号議案

第3期（令和2年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について

報告事項（1）

第3期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について

第3期（令和2年度）事業報告

令和2年4月1日から

令和3年3月31日まで

○ 第3期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和2年度は、マイナス金利などによる金融情勢が続くなか、新型コロナウイルスの感染拡大で業務用や贈答用の農畜産物を中心に需要が伸び悩むとともに、消費宣伝活動や訪問活動の相次ぐ自粛により事業全般に影響が生じる1年となりました。

当組合では、事業環境の変化に対応できるよう事業別の課題を洗い出し、事業の合理化と効率化に向けて新たな3か年計画(令和3～5年度)づくりに取り組んできました。さらなる経営基盤の確立・強化に向け、費用対効果を踏まえた設備投資の合理化も進めてきました。

また、昨年8月からの中国四国農政局の立入調査により発覚した「米の不適切な取扱い」については、再発防止を徹底すべく当該取扱部署での精米業務を廃止し、精米管理の方法を見直しました。食品品質・表示に係る法令等の遵守を指導・管理するための専門部署を設置するなどして牽制機能を強化したほか、全役職員に対して研修会を通じて法令遵守への意識浸透を図りました。

こうした経営環境のもと、令和2年度の収支状況については、事業利益365,548千円、経常利益は1,082,438千円、税引前当期利益は115,104千円となりました。

事業別の内容と成果については次頁以降をご覧ください。

各事業別事業報告

1. 農業所得増大対策

(1) 担い手サポート事業の実施

J Aグループ高知県域担い手サポート連絡協議会（以下、担い手サポート連絡協議会）における県域企画応援事業や経営継続補助金等の各種の補助事業を活用し、環境制御関連機器や省力化機器の導入推進を行うとともに、農業者の新型コロナウイルス対策に関連する事業申請等を支援しました。

令和2年度の活用実績は、県域企画応援事業が42件・19,928千円、経営継続補助金は628件・事業費765,329千円となりました。

(2) 集出荷場等再編計画の策定と実践

県内2地区において「ニラ」の集出荷場整備計画を策定したほか、1集出荷場の集約を行いました。

また、外部コンサルタントと連携して集出荷場の業務改善・効率化に取り組んだ結果、複数の集出荷場において、作業効率のアップや資材コストの削減などの効果をあげることができました。

(3) 労働力不足対策

無料職業紹介所を土長地区れいほく管内に開所したほか、7月には農業用の求人サイト「あぐりマッチこうち」を開設しました。新聞広告、求人情報誌なども活用し、積極的な農作業の求人登録を進めた結果、令和2年度は、延べ229人のマッチングを実現しました。

また、集出荷場の対策として、農福連携や外国人材の活用に取り組みました。

2. 営農指導事業

(1) 反収及び品質向上対策

国や県、担い手サポート連絡協議会の助成事業などを活用して、園芸用ハウス整備（50件、約9ha）や環境制御装置等の普及拡大（普及率55%）に取り組みました。

また、野菜価格安定制度は、対象11品目について価格差補給金の交付手続きを行い、コロナ禍などによる販売価格の下落を緩和し、生産者の所得確保を支援しました（交付額340百万円）。

(2) 農業経営管理支援の強化

全地区で記帳代行サービスを提供できるよう体制整備を進めるとともに、経営分析による農業者の経営支援に取り組みました（記帳代行1,512件、経営分析150件）。

(3) 安全・安心な農畜産物の確保対策

引き続き生産履歴、飼養履歴記帳対応、残留農薬検査を実施するとともに、安全・安心な生産、出荷体制の確立に向けて高知県版GAP（農業生産工程管理）の実施推進に取り組みました。

(4) 担い手の確保対策

行政や生産部会と連携して産地提案書による新規就農者の受入体制を強化したほか、サポートハウスの運営を通じて新規就農者（94人：親元就農含む）の定着に取組みました。

また、青壮年部組織の活動を支援し、世代や品目を超えた若手農業者の育成にも取組みました。

(5) 営農指導体制の強化

主要品目を含む9品目において現地研修会等を延べ年間22回開催し、営農指導員の技術研鑽を図り、産地の課題の解消に向けた人材育成に取組みました。

また、県主催の専門技術研修等に参加し、関係機関との情報交換・技術研鑽を図りました。

3. 販売事業

(1) 園芸販売

県域の一元出荷販売と県共計を基本とし、県外事務所を中心に卸売会社との予約的相対取引（事前値決め販売）の営業商談を行うなど、コロナ禍の中で安定した価格を確保する販売強化と販売促進に取組みました。

また、「栲とさのさと」との連携による県外直販所への供給やネット通販サイト「とさごころ(令和3年2月更新開設)」を通じた販路拡大、実需者への直接販売や卸売会社との買付取引など新たな販売に取組みました。

県域品目部会等での協議による生産者の意見を反映した出荷販売のコスト軽減など、一元集出荷と共販体制の拡充に取組みました。

販売環境は、コロナ禍による業務需要の縮減に加えて長引いた梅雨やその後の高温・乾燥、暖冬による重量野菜の潤沢な出回りなどの影響を受け、青果物・花きの販売高は目標を下回りました。

(2) 米穀集荷販売

主食用米と飼料用米の生産を推進し、県産米の需給バランスと価格安定に努めました。

また、主食用米の確実な集荷販売に向けて販売先との事前契約、生産者との出荷確約契約の早期締結に取組みました。

販促資材の作成・配布、テレビ・ラジオ広告による県産米の消費拡大と販売促進に取組んだほか、関東などの大手量販店の協力を得て新米祭りキャンペーンを実施し県産米のPRを行いました。

(3) 精米・玄米販売

J Aの精米ブランド「パールライス」のPR活動を強化し、販売力の強化に取組みました。

また、米の不適切な取扱い事案の発生を受け、搗精所品質管理マニュアルの策定や全搗精工場の点検など再発防止策を実施し、信頼回復に取組みました。

(4) 畜産販売

畜産部門では、令和2年4月に日本初となる土佐あかうしの「赤身肉格付制度」を導入し、ブランド力の強化に取り組めました。

また、生産力の強化に向けて施設整備や増頭対策等の補助事業を活用し、「土佐和牛」「土佐あかうし」「四万十ポーク」など、付加価値のある家畜の生産力と販売力の強化を推進しました。

酪農部門では、酪農生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努めるとともに、生産管理チェックシート記帳管理を進め、品質の高位平準化を図りました。

新食肉センターは、令和5年度からの稼働に向け、関係機関と連携して運営シミュレーションを再検証するとともに、高知県食肉処理施設整備推進事業による第1期工事（緊急棟等）の建設を進めました。

(5) 農産販売

茶部門では、新型コロナウイルス対策による茶販売促進緊急対策事業を活用し、次年度の荒茶の生産・販売活性化策に取り組めました。また、ペット茶のリニューアルや新たなリーフ茶の商品販売を行い、製品茶の販売拡大に取り組めました。

ゆず果汁は、産地間連携の強化、系統出荷への生産者誘導などを通じて生産、販売力の強化に取り組めました。

【販売高実績】（内部取引控除後）

<受託販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米穀	1,610,272	畜産物	3,727,291
野菜	47,657,447	林産物	476,562
果実	2,624,109	特産物	1,229,402
花き	3,040,400	その他	31,284
		合計	60,396,771

※受託販売高については、直販手数料に係る販売高が一部含まれていません。

<買取販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米穀	445,240	畜産物	1,555,271
野菜	2,378,831	特産物等	326,742
		合計	4,706,086

<加工販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
加工米(精米・玄米)	2,037,217	その他	265,085
ゆず果汁	811,425	合計	3,113,729

4. 購買事業

(1) 生産資材コストの低減

肥料農薬 50 品目を中心に予約率 50%以上を掲げ、コストの低減に向けた推進活動を行った結果、肥料は 53.6%、農薬は 40.4%となりました。

また、品目集約に向けて営農販売事業本部と連携し、3 作物（ニラ・果菜類（キュウリ）・生姜）で予約注文書の統一を図り、共同購入による仕入機能を強化しました。

(2) 出向く体制の強化

各営農経済センターと購買事業本部と連携を図りながら巡回戸数の拡大と予約率向上に取り組んだほか、携帯タブレットを活用し病虫害の相談、情報提供を行いました。

また、県下統一研修会の開催を通じて営農経済渉外担当者の資質向上を図り、出向く体制の強化に努めました。

(3) 農業機械

全農との一体運営により組合員への訪問活動を積極的に行い年間で 6,310 件の農家巡回を実施しました。県内全域を対象に中古農機展示会の開催などによる中古農機の情報発信に取り組みました。

また、大型特殊免許（農耕車限定）の取得支援として、県などと連携し事前講習を開催しました。令和 2 年度末時点での合格者は、345 名となっています。

(4) 燃料

子会社の(株)JA エナジーこうちと連携し燃料の取扱拡大を図りました。営農用 A 重油と加温灯油、二酸化炭素施用機器灯油について一定の期間に引き取りのあった施設園芸農家に価格精算を行いました。

また、新型コロナウイルス対策として農林中央金庫の助成と当組合の支援を併せた営農用 A 重油対策に加え、当組合独自支援として営農用 A 重油に関する対策を行いました。

(5) 生活店舗

女性部と連携を図りながら共同購入を実施しました。コロナ禍によるイベントが実施できないなか、県内全域の取組として「頒布会カタログ」などの推進に取り組みました。

A コープ店舗については、全日食のシステム導入による事務の効率化に努めました。

(6) その他の取組

購買事業の合理的な配送体制を検討するため物流実態調査を行いました。

【購買品供給高実績】

(単位：千円)

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	3,315,916	燃料	2,523,585
農薬	2,635,628	食品	3,404,402
飼料	1,418,710	生活用品	692,807
農業機械	1,302,155	家庭用燃料	5,677,457
生産資材	4,161,295	その他	
自動車	396,889	合計	25,528,847

※家庭用燃料の実績には、当組合の子会社の㈱J Aエナジーこうちへの供給高5,070,943千円が含まれています。損益計算書の購買品供給高については、この実績を控除した金額の表示となっています。

5. 信用事業**(1) 貯金**

メイン化を目的としたさらなる顧客の囲い込みを目指して、独自の貯金キャンペーン等を実施しました。

貯蓄増強や付帯取引（J Aカード、J Aネットバンク、年金受給口座等の獲得）の増強に取組んだ結果、他行との金利競合や相続等による貯金の流出はあったものの、貯金残高は7,030億円（前年同期比102.4%）となりました。

(2) 貸出金

農業・地域に根差した金融機関として、ニーズに沿った資金対応に取り組ましました。農業資金では資金ニーズ調査を行うなど出向く体制の構築に努めるとともに、生活資金では住宅ローン・マイカーローン・フリーローン等のキャンペーンを展開し、資金ニーズに幅広く対応しました。

住宅ローンについては、融資専任担当者を中心とした「貸出強化支援プログラムの実践」による業者営業及び訪問活動に注力し、獲得案件の増加・貸出残高の増強につながりました。

こうした結果、貸出金残高は720億円（前年同期比109.3%）となりました。

【貯金・貸出金残高実績】

(単位：千円)

貯金	703,041,939
貸出金	72,088,827

6. 共済事業

「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供によって、組合員・利用者・地域の皆様が安心して暮らせる備えを万全にするために、令和2年度も契約者に感謝の気持ちを込めた3Q訪問活動と、未保障・低保障者（世帯）への保障拡充活動等を積極的に展開してまいりました。

「ひとの保障」においては、特に契約者ニーズの高い「特定重度疾病共済」「介

護系共済」「年金共済」等の生存保障を、「いへの保障」では、近年多発する台風・豪雨災害等への備えとして「建物更生共済」の保障提案活動に取り組みました。

その結果、長期共済新契約「生命万一・建更」（計画比 94.3%）、「医療系共済」（計画比 88.0%）、「特定重度疾病共済」（計画比 107.8%）、「介護系共済」（計画比 123.4%）、「年金共済」（計画比 290.9%）となり、特定重度・介護系・年金共済の生存保障が普及しました。

一方、長期共済保有契約高は、満期契約の到来、保障ニーズの変化や多様化、県内人口の減少等のため、2兆940億6,246万円と前年同期比で97.6%となりました。

【長期共済新契約高実績】

（単位：千円）

生命万一・建更	保障金額	148,719,419
医療系	入院日額	31,790
特定重度	特定重度疾病金額	2,195,700
介護系	介護共済金額・生活障害金額	5,028,434
年金	年金原資※	7,898,541

※ 年金開始時における積立金

7. 組織・経営基盤

（1）経営基盤の強化

経営基盤強化の取組は、農業者の所得増大等の自己改革の基本目標を実現するため、令和2年6月総代会で承認された「経営基盤強化対策の基本方針」に基づき「改革ホワイトプラン」「支所等再編対策」をとりまとめるとともに、「集出荷場運営費用の適正化」について生産者部会への説明協議を実施し、3か年経営計画の策定に取り組みました。

また、1月の理事会においてとりまとめた計画骨子について本部・地区運営委員会で説明したほか役職員間で共有を行いました。併せて共通のコスト削減交渉などに取り組み、103,550千円の削減につながりました。

（2）JA経営の健全性の確保

財務会計における日次の取引内容を精査するとともに、管理会計での半期ごとの拠点別・部門別の収支状況を検証し、経営の健全性の確保に取り組みました。

また、不祥事再発防止に向けて担当部署の設置などによりリスク管理体制の構築に努めたほか、内部研修会を通じて全役職員に法令遵守への意識浸透を図りました。

（3）組合員の加入促進・メンバーシップの強化

組織活動は、コロナ禍により多くの活動は中止となりましたが、女性部を中心に常勤役員との対話集会を開催しました。

また、組合員の意見、意思を協同活動や事業運営に生かしていけるよう、支所運営委員会・地区運営委員会・本所運営委員会を定期的を開催しました。

(4) 暮らしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

組合員とのよりよいコミュニケーションづくりを目指し広報誌「こうぐり」を発行したほか、HPやSNSを通じた情報発信に取り組みました。受託事業として行う地域の統一広報活動では、自己改革への理解醸成に向けパブリシティ・新聞・TV番組等を行いました。

組合員・役職員の学習資材として位置づける「家の光三誌」「日本農業新聞」の普及は、目標に対し『家の光』72.9%（目標部数3,148部）、『地上』61.9%（同313部）、『ちゃぐりん』77.8%（同973部）、『日本農業新聞』76.1%（同3,494部）となりました。

(5) 人材育成・職場づくり

「人材育成・職場づくり」では、各種研修会への職員派遣や実施など職員の能力向上に取り組んだほか、活力ある職場づくり運動を展開し職員の能力発揮の環境づくりを進めました。また、人事戦略プロジェクトでの検討を踏まえた「人材育成基本方針」を設定しました。

自己改革工程表（農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化）実践状況報告書（令和3年3月31日時点）

1. 営農指導

戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
生産量の拡大・品質の向上対策	反収・品質の向上	先端機器の導入	環境制御装置等の導入	主要品目65%	約55%	84.6%
	つながり強化	出向く機会の増大	訪問件数	54,700件	54,024件	98.7%
	経営管理支援	青色申告会の拡大	会員数	1,640人	1,512人	92.1%
	安全安心の強化	個別経営指導の実施	実施件数	290件	150件	51.7%
	営農指導の体制強化	エコシステム栽培へのガイドライン準拠GAPの登録推進	エコシステム栽培のGAP登録	3,200件	3,207件	100.2%
労働力の確保	無料職業紹介所の運営強化	営農指導員の増員	人役	219人役	173人役	78.9%
	外国人材の活用	求人・求職者の募集対応強化	求職者数	320件	251件	78.4%
		関連業者の調査、情報収集	集出荷場での導入	3地区	1地区	33.3%

2. 園芸販売

戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
品目部会員の所得向上	販売力の強化	顧客と販売単価の確保・向上をはかる計画的な事前値決め販売の実施	値決め販売量の割合	21%以上	21.2%	100.9%
		取引先・実需者との営業商談の実施	県外6事務所を主体とした個別商談回数	150回	184回	122.6%
		実需者との商談による規格外品等の買取販売の実施	実需者との交流商談会による新規取引件数	6件以上	4件	66.6%
		生産者及びマネキン派遣による試食宣伝の実施	取扱高	21.0億円	25.0億円	119.0%
	宣伝・販促活動の実施	量販店でのJ Aグループ高知フェアの実施	試食宣伝の実施回数と派遣人数	550回、750人	13回、13人	SNS等でのPRに変更
		輸出の定着・拡大に向けた営業・商談の実施	フェアの実施店数	2,600店以上	4,761店	183.1%
	出荷品の安全・品質の確保、信頼の向上	適切な作業管理と異物混入等の防止をはかるガイドライン準拠・集出荷場版GAPの実施	新規取引件数	3件以上	0件	コロナ禍を受け中止
		出荷包装規格の見直し検討	出荷場版GAPの実施状況の巡回点検回数	地区本部・本所 各2回以上	地区47回・本所13回	
		出荷荷口の大型化	実施件数	2件以上	出荷包装資材試験2件	100%
		照合・確認業務等の見直しによる新システムの構築	貸切トラック・JRコンテナ台数	1,050台	1,025台	97.6%
出荷コストの低減	計精算システムの整備	新システムの構築と移行	システム設計書の作成（継続）、及びシステム構築着手	システム設計及びびマスタの見直し、経済系ネットワークを構築	80%	
	集出荷場等施設配置の見直し	再編計画に基づく、施設等の整備、広域出荷体制の実践	合意形成に基づく計画の確定と実践	集出荷場整備計画2か所の策定と実践 1集出荷場の集約		
	集出荷場の運営方式の見直し	集出荷場の運営方式の改善コンサル対応	集出荷作業の見直し実践集出荷場数	5か所	5か所	100%

3. 米穀販売

戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
県域共同計算実施による集荷販売	主食用米と非主食用米のバランスの取れた生産の推進	県内外の需要に合った生産と集荷販売	主食米（酒米除く）の集荷販売数量	11,000t	8,490t	77.1%
		県と連携した新品種、新規需要米の生産拡大	（その内、新品種・多収性品種・産地指定米の販売数量）	3,000t	1,959t	65.3%
	酒米の生産・供給の実施	県外卸向けの産地指定米や特産米の集荷販売	非主食米の集荷販売数量	3,500t	2,977t	85.0%
		酒造組合、県など関連組織との連携による酒米需給のマッチングの取組み	酒米の集荷販売計画数量	550t	430t	78.1%
	県産米の地産地消及び県外への推進を実施し、消費拡大を図る。	県内外への販売の積極的な推進を行い、県内外への販売を実施する。	精米搗精数量	3,150t	3,083t	97.8%

4. 畜産販売	戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
畜産・酪農生産者の所得向上 担い手農業者の所得向上	販売力強化による高知県ブランドの確立・強化 酪農生産基盤の維持 提案力強化	地域団体高標の有効活用による土佐あかうしの更なるブランド力の強化と有利販売	行政や生産者、四国生乳販連との連携強化による酪農生産基盤の維持と計画的な生乳生産	市場出荷の平均枝肉単価の向上・集荷頭数の確保	平均枝肉単価 (去勢・税抜) 2,200円/kg	2,042円/kg	92.8%
					集荷頭数 450頭	475頭	105.5%
新食肉センターの整備 による食肉事業の総合的な取組強化	川上から川下まで一気通貫の取組みによる収支改善	新しい環境下において高付加価値商品を製造することによる荒茶単価の維持	新たに民間から取込む事業（セリ・部分肉加工・内臓販売など）、新規に取組む事業（廃用生乳の集荷・JAM直売所への供給）で安定的な経営	生乳生産量の確保と後継牛確保の取組み	計画生産20,000t 性別別精液取扱 520本	19,152t 495本	95.7% 95.7%
					整備工事	新会社の運営シミュレーションの再検証ならびに第1期工事の着工 令和4年4月操業を計画していたが、計画全体の遅れから操業がずれ込む見込み	100.0%

5. 農産販売	戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
高付加価値商品	営業力強化による所得増大	合理的な物流体制の構築	茶・ゆず製品の新品開発による販売拡大 加工品の営業訪問活動による販売高拡大	二番茶平均販売単価 815円/kg	二番茶平均販売単価 804円/kg	98.6%	
					高付加価値商品の販売による所得増大	高付加価値荒茶販売単価 1,500円/kg	高付加価値荒茶販売単価 1,500円/kg
営業力強化	営業力強化による所得増大	合理的な物流体制の構築	茶・ゆず製品の新品開発による販売拡大 加工品の営業訪問活動による販売高拡大	新商品開発 訪問件数	1アイテム 6,100件/年	400% 100.0%	

6. 生産資材購買	戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
生産資材コストの低減	物流コストの低減	合理的な物流体制の構築	宮農経済渉外担当者の配置 前年実績に基づく予約取り締め 情報端末機の普及	肥料銘柄集約 県下統一作物別肥料予約注文書策定 物流実態調査 配置総数 専任担当者配置数 肥料農薬50品目を主体とした予約率の向上	6銘柄	7銘柄	116.6%
					2作物	3作物	150.0%
組合員サービスの向上	利便性の向上	合理的な物流体制の構築	宮農経済渉外担当者の配置 前年実績に基づく予約取り締め 情報端末機の普及	方向性検討 50人 39人 53%	調査対象10地区の内3地区で実施 64人(購買兼任含む)	30.0% 128.0% 84.6%	
組合員ニーズへの対応	円滑な情報連携	合理的な物流体制の構築	情報端末機の普及	39台	52台	133.3%	

7. 農業機械購買	戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
組合員サービスの向上	共同利用によるコスト低減	合理的な物流体制の構築	前年実績に基づく予約取り締め 情報端末機の普及	訪問推進件数 利用件数	6,000件	6,310件	105.1%
					600件	759件	126.5%

8. 燃料購買	戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
生産資材コストの低減	農業者の営農支援	合理的な物流体制の構築	仕入機能強化および安定供給 石油中継基地の適正な配置	重油取扱数量拡大 灯油取扱数量拡大 戸配送の合理化	37,500kℓ	29,771kℓ	79.3%
					1,080kℓ	1,142kℓ	105.7%
石油中継基地の防災対策	石油中継基地の適正な配置	合理的な物流体制の構築	石油中継基地の移設および集約	1基地集約	1基地集約	香南市管内に設置の高台移設および集約に取組んだものの、調査が不十分であったため建設予定地の変更を行うこととした	

9. 農業融資	戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率
農業の成長支援	事業関連連携により出向く体制の整備 農業者の課題に対する相談機能の構築	合理的な物流体制の構築	事業関連連携による資金需要調査の実施 メイン強化先及び新規就農者への訪問	地区別実施件数 訪問件数	50件	36件	72.0%
					1,100件	687件	62.4%

戦略	戦術	具体的な施策	業績評価指標	令和2年度目標	令和2年度取組結果	進捗率	
地域コミュニティの活性化	食と農の体験の場の提供	食農教育活動	年間延べ参加人数	4,300人	1,408人	32.7%	
		高齢者生活支援	男性助け合い組織の設置	検討	未検討	-	
	ゆとりと生きがいづくり、交流の場づくり	生活文化活動	年間延べ参加人数	1,100人	669人	60.8%	
		目的別グループづくり	支援制度づくりと運用	運用開始	未検討	-	
	安全・安心・安心の環境づくり	防災活動	防災・減災の学習会の開催	全地区年1回以上	コロナ禍により中止	0.0%	
		女性の運営参画	正組合員女性比率	36%以上	29.7%	82.5%	
	組合員のメンバーシップの強化	組織の活性化	次世代を担う層との交流活動	フレミズ層交流イベント回数	8回	1回	12.5%
			准組合員の組織化	組織の創設	創設	未設置	-
		准組合員のメンバーシップ強化	モニター制の実施	制度の創設	創設	実施	-
			広報誌「こうぐり」の発行	「食」「農」の誌面連動イベント実施数	年2回	コロナ禍により中止	0.0%
「食」「農」「協同組合」にかかるとる県民理解の醸成	組織員向け広報の充実	支所だよりの発行	発行支所数	40支所	38支所	95.0%	
		農業新聞の発行	発信本数	400本	518本	129.5%	
	地域社会への情報発信	トップ広報の実施	定例記者会見数	年2回	1回	50.0%	
		プレスリリースの実施	発信本数	102本	49本	48.0%	
	地域社会への情報発信	HPの強化	訪問者数	月12,000人	月37,422人	311.8%	
		SNSの実施	フォロー数	1,000	1,409	140.9%	
	地域社会への情報発信	広告展開(みどりの広場)	発信本数	年6回	5回	83.3%	
		全体イベントの実施	実施回数	年1回	コロナ禍により中止	0.0%	
	地域社会への情報発信	メディアとの関係づくり	実施回数	年1回	コロナ禍により中止	0.0%	
		職場内報の発行	発行数	年4回	4回	100.0%	

(2) 当該事業年度における事業の経過

【4月】

2日	「小夏」出荷開始（幡多地区）
10日	廃ポリ等の回収作業（土長地区）
13日～5月1日	みのり監査法人 期末監査Ⅱ・Ⅲ
18日	一番茶の製茶作業開始（仁淀川地区）
23日	第1回監事会
27日	メロンの緊急即売会（営農販売事業本部）
30日	花きの緊急即売会（幡多地区）

【5月】

8日	第1回定例理事会
13日～19日	決算定期監査
18日～25日	みのり監査法人 期末監査Ⅳ
21日	第1回本所運営委員会
27日	安芸地区運営委員会
27日	土長地区運営委員会
27日	仁淀川地区運営委員会
28日	香美地区運営委員会
28日	令和2年度新嘗祭献穀田田植式（高西地区）
29日	高西地区運営委員会
上旬	乾燥ゼンマイ受込開始（土長地区）
上旬	「土佐甘とう」収穫開始（土長地区）
上旬	ラッキョウ出荷最盛期（幡多地区）
下旬	「土佐紅」収穫・出荷開始（香美地区）

【6月】

2日、3日	県常例検査（仁淀川地区）
3日	第2回定例理事会
3日	第2回監事会
8日	高知地区運営委員会
24日	コロナ関連寄付金寄付（安芸地区）
26日	玉緑茶審査会（土長地区）
29日	第2期通常総代会
29日	第3回定例理事会
29日	第3回監事会
29日	「物部ゆず」G I登録
上旬	二番茶の製茶作業開始（仁淀川地区）
中旬	「大篠子ども食堂」の活動再開（土長地区）
下旬	「グリーンレモン」出荷開始（香美地区）

【7月】

3日～13日	随時監査（高西地区）
7日	臨時理事会
14日	養殖ウナギの加工・出荷ピーク（高知地区）
21日	一人一研究体験発表
29日～10月16日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ①
29日	廃ポリ等の回収作業（仁淀川地区）
30日	令和2年産早期米初出荷進発式
31日	第4回定例理事会
31日	第4回監事会
31日	県茶品評会審査会（仁淀川地区）
上旬	J A高知県農業求人情報サイト「あぐりマッチこうち」を開設

【8月】

3日～20日	県常例検査（仁淀川地区）
5日～18日	随時監査（幡多地区）
18日、19日	廃ポリ等の回収作業（仁淀川地区）
18日、19日	ブドウジュースの製造（土長地区）
20日	J Aグリーン四万十店起工式（幡多地区）
23日	㈱アグリード土佐あきナスの定植開始（5作目）
25日	J A高知県女性部、青壮年部との対話集会
27日	第5回定例理事会
27日	第5回監事会
上旬	「紅アオイ」出荷開始（香美地区）

【9月】

1日	「高知なす販売会議」(安芸地区)
2日	「しまんと農法米」の売上一部を寄付(幡多地区)
4日	高知県家の光大会
8日～15日	随時監査(安芸地区)
15日	農大生のインターンシップ受入(仁淀川地区)
17日	「高知なす」機能性表示食品制度の届け出受理
18日	県への農業振興に関する要請活動
19日、20日	1周年祭とさこみちマルシェ
23日	令和2年度高知県日本農業新聞大会
24日	令和2年度新嘗祭献穀田抜穂式(高西地区)
28日	第6回定例理事会
28日	第6回監事会
30日	棚卸立会
上旬	J A高知県新CM放送開始

【10月】

1日	統括本部の事務所を高知市五台山に移転
1日	特定技能実習生を雇用開始(安芸地区)
3日、4日	「かざぐるま市」来店500万人イベント(土長地区)
6日、7日	県常例検査(幡多地区)
7日～19日	随時監査(香美地区等)
9日、10日	令和3年度新採用職員内定式
10日	「農業体験ツアーinあき」(安芸地区)
16日	J A高知女性組織協議会役員とフレッシュミズ部会との意見交換会
16日、19日	「ごはん・お米とわたし」作文・図画高知県コンクール審査会
17日	搾汁用ユズの受込開始(土長地区)
23日	シントウ生産の四国電力、県、南国市との協定締結
25日	「水晶文旦」の消費宣伝(仁淀川地区)
27日	第7回定例理事会
27日	第7回監事会
30日	消防指令車、資機材を寄贈(安芸地区)
中旬	「ゆずごまドレッシング」リニューアル販売開始

【11月】

3日	第5回山北みかんこもれびマルシェ出店(香美地区)
6日	ウナギ供養祭(高知地区)
9日～17日	仮決算定期監査
16日	J A高知県肉牛枝肉共励会
18日	第2回本所運営委員会
19日	日本地域情報コンテンツ大賞2020で優秀賞を受賞(広報誌、動画部門)
24日	安芸地区運営委員会
25日	香美地区運営委員会
25日	幡多地区運営委員会
26日	土長地区運営委員会
26日	仁淀川地区運営委員会
27日	第8回定例理事会
27日	第8回監事会
30日～12月4日	みのり監査法人 期中監査I②

【12月】

2日	高知地区運営委員会
2日	高西地区運営委員会
2日～18日	県常例検査(幡多地区)
8日～9日	随時監査(土長地区)
9日	駅伝県代表校への農産物寄贈(香美地区、土長地区)
10日	廃ポリ等の回収作業(幡多地区)
14日	「事業提案」優秀者の表彰授与式
16日	米国人ユーチューバーれいほく柚子加工場を訪問(土長地区)
18日	J A高知厚生連へユズを寄贈
20日	「天然の湯 ながおか温泉」開業20周年記念イベント(土長地区)
22日	臨時理事会
22日	第9回監事会
下旬	㈱南国スタイル漬物用ダイコン収穫開始(土長地区)

【1月】

6日	第9回定例理事会
13日～2月10日	みのり監査法人 期中監査Ⅱ
18日	廃ポリ等の回収作業（高西地区）
22日	原木シイタケ駒打ち体験（土長地区）
23日、24日	山北みかんの消費宣伝（香美地区）
27日	第10回定例理事会
27日	第10回監事会
29日	第3回本所運営委員会
中旬	「土佐文旦」出荷開始（仁淀川地区）
中下旬	ボンカン出荷最盛期（安芸地区）
下旬	ブロッコリーの収穫最盛期（幡多地区）
下旬	花木受入開始（高西地区）

【2月】

1日	安田支所を安田町庁舎に移転（安芸地区）
3日	仁淀川地区運営委員会
4日	香美地区運営委員会
5日	土長地区運営委員会
5日	高知地区運営委員会
5日	高西地区運営委員会
8日	安芸地区運営委員会
9日～12日	随時監査（営農販売事業本部）
22日	インターネット通販サイト「とさごろ」リニューアルオープン
24日～3月23日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ

【3月】

1日	第11回定例理事会
1日	第11回監事会
8日	高知地区運営委員会
9日	東京都の中学校にリモート出前授業（安芸地区）
9日～17日	随時監査（仁淀川地区）
15日	新たな包装袋によるナス出荷開始（安芸地区）
29日	第12回定例理事会
29日	第12回監事会
31日	棚卸立会
31日	みのり監査法人 期末監査Ⅰ
31日	J Aグリーン四万十店竣工式

●当該事業年度における事業の経過

①農業振興の取組

(株)アグリード土佐あきナスの定植



「(株)アグリード土佐あき」では、5年目のナスの定植を迎えました。

新たな包装袋によるナス出荷開始



「機能性表示食品」をPRするため3月から新たな袋での出荷を始めました。

コロナ禍の農業者を応援



コロナ禍で需要が低迷する果実などの農業者を応援しようと、即売会を開きました。

県への農業振興に関する要請



濱田省司知事らに令和3年度の農業振興に関する施策を要請しました。

農大生のインターンシップ受入



高知県立農業大学の学生を受け入れました。

農業体験ツアーの開催



収穫体験や生産者らとの意見交換を通じ、就農希望者に農業現場を紹介しました。

②地域振興の取組

県内各地であぐりスクールを開催



あぐりスクールを通じて県内各地で食農教育活動に取り組みました。

消防指令車等を寄贈



消防指令車と高度救命処置用資機材を寄贈し、地域貢献活動に取り組みました。

J A 高知厚生連へユズを寄贈



J A 高知厚生連に県内産の黄ユズ 45 キロを寄贈しました。

学校給食センターへの手作り味噌の提供



女性部による手作り味噌の加工、提供を行い、地域との絆を深めました。

環境美化への取組



花の植え付けや清掃活動を通じて環境美化に取り組みました。

出前授業による県産農産物のPR



お弁当作りなどを通じ、子どもたちに県産農産物の美味しさを伝えました。

③組織活動の取組

子ども食堂を再開



女性部南国市地区大篠支部は、新型コロナウイルスによる影響で休止していた「大篠子ども食堂」を昨年6月に再開しました。

耕作放棄地を農地に復元



青壮年部春野本部は、有害鳥獣や病害虫の温床となる耕作放棄地の解消に向け、草刈り機やトラクターで農地復元に取り組みました。

イベントへの出店



「土佐の豊穰祭 2020」など県内各地のイベントに出店し、地元の味をPRしました。

廃プラ等の回収



肥料袋、園芸ハウス施設の被覆資材などを回収し、自然環境・農業環境の保全に取り組みました。

交通安全運動



地域の警察署や市役所と協力し、市民らに交通安全を促しました。

女性部、青壮年部との対話集会



女性部、青壮年部は、常勤役員との対話集会を行い、自己改革の取組などを議論しました。

④特筆すべき事項

T R B 格付け制度の導入



昨年4月、県らと「土佐あかうし」の独自の格付け制度「T R B（土佐あかうしらしい肉）格付」の制度を導入しました。

土佐あかうしは、うまみと甘みを蓄えた赤身肉ながらサシが少ないことから、評価が価格に反映されにくいという課題がありました。

「T R B 格付」により赤身肉の付加価値を高め、プレミアムブランド化を進めていきます。

「物部ゆず」G I 登録



香美地区物部柚子生産部会の「物部ゆず」が、地理的表示（G I）保護制度に登録されました。

全国に出荷される青果ユズの約5割が県産で、そのうち7割を香美市物部町で生産する「物部ゆず」が占めています。

G I 登録により、「地域ブランド」として全国に発信し、「物部ゆず」の生産振興を通じて地域の活性化につなげていきます。

「あぐりマッチこうち」を開設



生産者と農業に携わりたい人をつなぐ求人サイトとして昨年7月、J A 高知県農業求人情報サイト「あぐりマッチこうち」を開設しました。

日本地域情報コンテンツ大賞 2020 で優秀賞を受賞



当組合の広報誌「こうぐり」が、「日本地域情報コンテンツ大賞 2020」(旧日本タウン誌・フリーペーパー大賞)の企業誌部門で令和元年度に続き優秀賞を受賞しました。

また、令和2年度から新たに追加された動画部門にもエントリーし、優秀賞を受賞しました。

(3) 当該事業年度における重要事項

該当なし

(4) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (当期)
財務	事業利益	171,437	672,335	322,766	365,548
	経常利益	303,365	924,024	919,210	1,082,438
	当期剰余金	205,858	△466,606	784,110	△280,900
	総資産	135,087,043	743,111,126	752,745,810	768,721,511
	純資産	7,289,863	41,210,594	41,821,673	40,826,967
信用事業	貯金	124,966,218	677,239,644	686,404,879	703,041,939
	預金	108,220,351	586,946,995	600,551,043	605,689,680
	貸出金	12,545,303	70,103,195	65,925,772	72,088,827
	有価証券	3,863,220	14,150,721	9,457,079	15,910,935
	国債	3,863,220	8,807,056	6,482,054	3,167,495
	その他	—	5,343,665	2,975,025	12,743,440
共済事業	長期共済保有高	431,960,685	2,201,121,422	2,144,764,479	2,094,062,468
	短期共済新契約掛金	941,973	1,882,392	4,506,268	4,355,674
購買事業	購買品供給・取扱高	3,225,031	10,798,815	26,904,975	25,528,847
販売事業	販売品販売・取扱高	2,859,876	21,183,068	68,920,473	65,102,858

※平成29年度は、コスモス農業協同組合の財務・事業成績であります。平成30年度における財務・事業成績の大幅な変動の主な要因は、平成31年1月1日の合併によるものであります。

(5) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 16.15% (令和3年3月31日現在)

(6) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取組～総合事業を活かした「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現～

当JAは「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を実現するために、営農・販売・購買・信用・共済などをはじめとする総合事業を引き続き展開します。これらの取組を継続していくためにも、JA事業の継続性を保つ必要があることから、収支均衡以上の経営を維持できるよう事業・組織・経営の改革に取組みます。

②不祥事事件の発生を踏まえたコンプライアンス体制の強化

令和2年度は不祥事再発防止策を策定し、実践に努めましたが、3件の不祥事が発生しました。組合員の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけし、大変遺憾に存じます。今後は不祥事再発防止に向けて、内部統制のさらなる強化が急務となります。そのためにも自主検査、不祥事再発防止策などを徹底し、適正な業務の遂行、不祥事を未然に防止するガバナンスの構築に取組みます。

また、内部研修等を通じて、役職員のコンプライアンス意識の醸成に一層努めてまいります。

(7) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

該当なし

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

(ア) 通常総代会

令和2年6月29日13時より開催

総代会日現在総代数		581名
出席総代数	実際に出席した総代	31名
	代理人	1名
	書面	541名
		計
出席准組合員数		0名
重要な議事及び議決事項		
報告事項		
(1) 第2期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について		
(2) 不祥事報告について		
第1号議案		
第2期(令和元年度)事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について		
第2号議案		
第3期(令和2年度)事業計画の設定について		
第3号議案		
理事の報酬について		
第4号議案		
監事の報酬について		
第5号議案		
定款の一部変更について		
第6号議案		
定款附属書総代選挙規程の一部変更について		
第7号議案		
信用事業規程の一部変更について		
第8号議案		
高知酒販協同組合からの脱退について		
第9号議案		
協同組合ハイウェイシステムからの脱退について		
第10号議案		
J A高知県集出荷場再編構想について		

(イ) 臨時総代会

該当なし

(2) 組合員の状況

(ア) 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	43,359	343	1,635	42,067	
	法人	農事組合法人	49	6	1	54
		その他の法人	127	4	0	131
	計	43,535	353	1,636	42,252	
准組合員	個人	42,395	1,316	1,121	42,590	
	農業協同組合	6	0	0	6	
	農事組合法人	1	3	0	4	
	その他の団体	169	3	7	165	
	計	42,571	1,322	1,128	42,765	
合計		86,106	1,675	2,764	85,017	
備考	当期末正組合員戸数		37,641戸			
	当期末准組合員戸数		36,350戸	合計	73,991戸	

(イ) 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	7,199,704	111,860	314,997	6,996,567	
	法人	農事組合法人	3,068	73	1	3,140
		その他の法人	13,582	141	0	13,723
	計	7,216,354	112,074	314,998	7,013,430	
准組合員	個人	3,414,523	241,823	145,291	3,511,055	
	農業協同組合	22,348	0	0	22,348	
	農事組合法人	50	7	0	57	
	その他の団体	32,264	249	1,156	31,357	
	計	3,469,185	242,079	146,447	3,564,817	
処分未済持分		323,409	136,712	274,990	185,131	
合計		11,008,948	490,865	736,435	10,763,378	
摘要：(1) 出資1口金額					1,000円	
(2) 当期末払込済出資総額					10,763,378,000円	

(3) 役員の状況

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	秦 泉 寺 雅 一	常 勤	有	実践的能力者
代表理事専務	田 内 成 幸	常 勤	有	実践的能力者 総務企画管理担当
代表理事専務	前 田 倫 夫	常 勤	有	実践的能力者 信用共済事業担当
代表理事専務	青 木 厚 林	常 勤	有	実践的能力者 経済事業担当
常務	小 松 藤 雄	常 勤	無	実践的能力者 総務企画管理担当
常務	岩 崎 司	常 勤	無	実践的能力者 信用事業担当
常務	畠 山 博 文	常 勤	無	実践的能力者 共済事業担当
常務	竹 吉 功	常 勤	無	実践的能力者 営農販売事業担当
常務	濱 口 達 也	常 勤	無	実践的能力者 購買事業担当
常務	川 竹 壽 栄	常 勤	無	実践的能力者 安芸地区信用共済事業担当
常務	安 岡 憲 保	常 勤	無	実践的能力者 安芸地区経済事業担当
常務	森 田 祐 輔	常 勤	無	実践的能力者 香美地区統括
常務	森 下 智 裕	常 勤	無	実践的能力者 香美地区信用共済事業担当
常務	葛 根 学	常 勤	無	実践的能力者 香美地区経済事業担当
常務	和 田 常 男	常 勤	無	実践的能力者 土長地区北部総務信用共済事業担当
常務	河 野 龍 彦	常 勤	無	実践的能力者 土長地区北部経済事業担当
常務	徳 久 一 夫	常 勤	無	実践的能力者 土長地区統括
常務	垣 内 育 男	常 勤	無	実践的能力者 土長地区南部営農販売事業担当
常務	金 堂 元 彦	常 勤	無	実践的能力者 土長地区南部総務信用共済事業担当
常務	土 居 正 明	常 勤	無	実践的能力者 土長地区南部購買事業担当
常務	島 田 信 行	常 勤	無	実践的能力者 高知地区統括
常務	今 村 篤 志	常 勤	無	実践的能力者 高知地区経済事業担当
常務	竹 中 義 博	常 勤	無	実践的能力者 高知市地域担当
常務	馬 場 義 人	常 勤	無	実践的能力者 仁淀川地区信用共済事業担当
常務	宇 賀 裕 生	常 勤	無	実践的能力者 仁淀川地区経済事業担当
常務	大 原 光 鶴	常 勤	無	実践的能力者 仁淀川地区統括
常務	谷 脇 憲 二	常 勤	無	実践的能力者 仁淀川地区信用共済事業担当

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
常務	堀田盛幸	常勤	無	実践的能力者 仁淀川地区経済事業担当
常務	上澤哲猪	常勤	無	実践的能力者 高西地区統括
常務	池地文男	常勤	無	実践的能力者 高西地区信用共済事業担当
常務	大崎洋吉	常勤	無	実践的能力者 高西地区津野山地域担当
常務	長尾理夫	常勤	無	実践的能力者 幡多地区統括
常務	吉福洋	常勤	無	実践的能力者 幡多地区信用共済事業担当
常務	岡野郁夫	常勤	無	実践的能力者 幡多地区経済事業担当
常務	山本一夫	常勤	無	令和3年3月14日退任
理事	久岡隆	非常勤	無	実践的能力者
理事	山村明伸	非常勤	無	実践的能力者
理事	林幸一	非常勤	無	認定農業者
理事	川井由紀	非常勤	無	女性理事
理事	野町亜理	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	中村富貴	非常勤	無	認定農業者 女性理事
理事	石元千恵	非常勤	無	女性理事
理事	廣岡勉	非常勤	無	認定農業者
理事	近澤朋成	非常勤	無	認定農業者
理事	齊藤仁信	非常勤	無	認定農業者
理事	小松昌平	非常勤	無	認定農業者
理事	松本晋吉	非常勤	無	認定農業者
理事	杉村信夫	非常勤	無	実践的能力者
理事	前田晴夫	非常勤	無	実践的能力者
理事	橋本薫	非常勤	無	実践的能力者
理事	川井高廣	非常勤	無	認定農業者
理事	澤本誠	非常勤	無	認定農業者
理事	井口善喜	非常勤	無	実践的能力者
理事	岩田卓雄	非常勤	無	認定農業者

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
理事	片山 一也	非常勤	無	認定農業者
理事	山本 純二郎	非常勤	無	実践的能力者
理事	山本 倫弘	非常勤	無	認定農業者
理事	水田 実	非常勤	無	実践的能力者
理事	濱田 善久	非常勤	無	認定農業者
理事	福永 守恭	非常勤	無	認定農業者
理事	谷脇 健司	非常勤	無	認定農業者
理事	明神 正和	非常勤	無	認定農業者
理事	宇都宮 恵一	非常勤	無	認定農業者
理事	谷本 秀喜	非常勤	無	認定農業者
理事	伊勢 脇精蔵	非常勤	無	認定農業者
理事職務執行者	武政 盛博	非常勤	無	令和3年1月31日退任
理事職務執行者	國廣 純一	非常勤	無	令和3年1月31日退任
常勤監事	北添 和明	常勤		
常勤監事	武井 隆一	常勤		
常勤監事	山岡 さか	常勤		
監事	楠瀬 邦司	非常勤		
監事	藤坂 豊和	非常勤		
監事	岡本 明夫	非常勤		
監事	松井 一男	非常勤		
監事	松田 博和	非常勤		
監事	山崎 誠一	非常勤		員外監事
監事	村田 弘文	非常勤		員外監事

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士北川健二氏および公認会計士松木克史氏です。

(5) 職員の状況

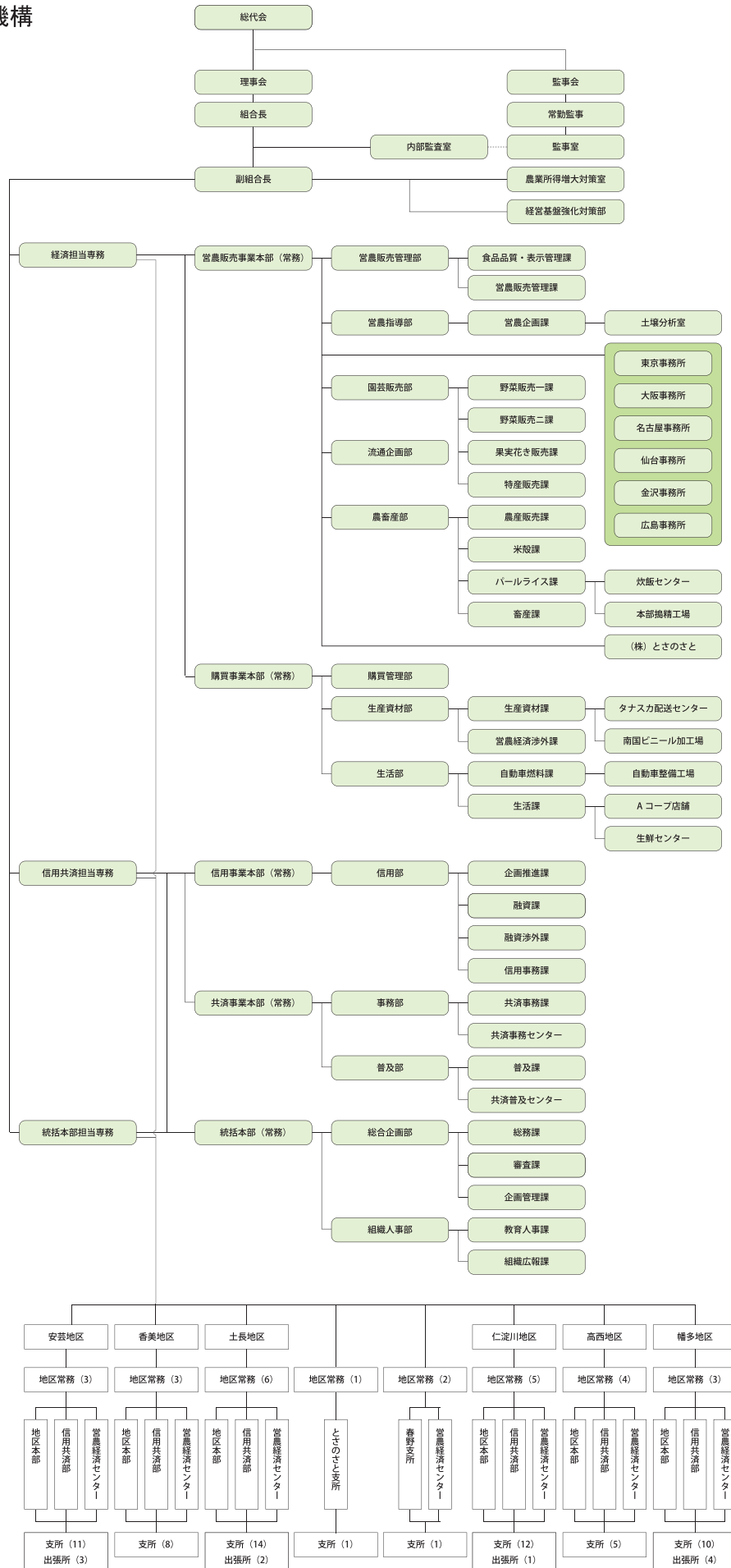
職員数の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	1,616	66	148	945	589	1,534
嘱 託 職 員	65	28	22	42	29	71
限 定 一 般 職 員	41	0	7	21	13	34
契 約 職 員	480	81	78	180	303	483
合 計	2,202	175	255	1,188	934	2,122

※期末職員数には期末退職者は含みません。

(6) 組織の構成
(ア) 組合の機構



(イ) 組合員組織

【本所】

組 織 名	構 成 員 数
本所運営委員会	25名

【安芸地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	32名	柚子部	922名
支所運営委員会	286名	果樹部	76名
青壮年部	293名	特産部	18名
女性部	879名	酪農部会	4名
園芸部	1,347名	肉用牛部会	17名
稲作部会	54名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会安芸地区本部	623名
花卉部	68名	年金友の会	5,474名

【香美地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	16名	青壮年部	95名
支所運営委員会	174名	女性部	400名
園芸部	966名	助け合い組織かがやき	40名
果樹部	380名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会香美地区本部	351名
花卉部	55名	年金友の会	5,284名
生姜生産部	85名	共済億友会	529名
酪農部	5名		

【土長地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	30名	桃部	11名
支所運営委員会	316名	ぜんまい部	198名
青壮年部(南国)	32名	無農薬柚子部	441名
青壮年部(長岡)	29名	年金友の会(南国)	2,694名
青壮年部(れいほく)	78名	年金友の会(長岡)	402名
女性部(南国)	492名	年金友の会(十市)	275名
女性部(長岡)	25名	年金友の会(れいほく)	2,598名
女性部(れいほく)	371名	共済億友会(南国)	297名
園芸部(南国)	387名	共済億友会(長岡)	43名
園芸部(長岡)	60名	共済億友会(十市)	32名
園芸部(十市)	57名	共済億友会(れいほく)	216名
園芸部(れいほく)	102名	十市果樹研究会	12名
畜産部	51名	かざぐるま市運営協議会	218名
直販部	243名	風の市運営協議会	236名
稲作部	85名	学校給食米生産部	24名
酒米部	34名	機械銀行	14名
露地野菜部	14名	すくすく倶楽部	52名
酪農部	5名		

【高知地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	17名	直販部	297名
支所運営委員会	123名	養鰻部	2名
青壮年部	158名	年金友の会	1,297名
女性部	168名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高知地区本部	189名
園芸部	297名		

【仁淀川地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	68名	園芸部(土佐市)	541名
支所運営委員会	607名	コスモス畜産部	14名
青壮年部(コスモス)	121名	コスモス茶生産部	222名
青壮年部(土佐市)	119名	助け合い組織仁淀川地区にこここ会	218名
女性部(コスモス)	545名	助け合い組織仁淀川地区赤い樺隊	51名
女性部(土佐市)	326名	年金友の会(コスモス)	8,251名
園芸部(コスモス)	462名	年金友の会(土佐市)	1,984名

【高西地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	26名	アスパラガス部会	9名
支所運営委員会	198名	酒米生産部会	17名
ニラ部会	72名	梨生産部会	4名
カントリー・エレベーター利用組合	309名	堆肥センター利用組合	15名
エコ栽培米生産部会	16名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部	221名
生姜部会	38名	水耕セリ部会	6名
イチゴ部会	3名	津野山甘とう部会	27名
ハウス胡瓜部会	7名	津野山みょうが部会	17名
ユズ生産部会	25名	津野山なす部会	18名
ユズ研究会	71名	津野山椎茸生産部会	38名
津野山ユズ部会	222名	津野山畜産振興会	16名
小生姜部会	5名	津野山シキミ部会	11名
茶生産部会(四万十)	24名	青壮年部(四万十)	57名
茶生産部会(津野山)	25名	青壮年部(津野山)	6名
夏秋ピーマン生産部会	39名	女性部(四万十)	279名
養豚協会	4名	女性部(津野山)	21名
肉用牛部会	9名	年金友の会(四万十)	2,002名
興津園芸部会(ピーマン)	8名	年金友の会(津野山)	1,144名
興津園芸部会(ミョウガ)	52名	共済億友会(四万十)	214名
みどり市直販部会	381名	共済億友会(津野山)	36名
サトイモ生産部会	30名	共済友の会(四万十)	541名

【幡多地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	28名	畜産部	21名
支所運営委員会	385名	水稻部	150名
園芸部	1,330名	青壮年部	273名
果樹部	586名	女性部	1,060名
花卉部	45名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会幡多地区本部	71名
特産部	229名	年金友の会	7,757名

※当JAの組合員組織を記載しています。

(7) 施設の設置状況

(ア) 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要	
本所	事務所	統括本部（総合企画部）	高知市五台山5015番地1	
	事務所	統括本部（組織人事部）	高知市春野町弘岡下中央2454-15	
	事務所	信用事業本部	高知市北御座2番27号	
	事務所	共済事業本部	高知市北御座2番27号	
	事務所	購買事業本部	高知市五台山5015番地1	
	事務所	営農販売事業本部	高知市仁井田字新港4706番地4	
	事務所	畜産課事務所	高知市海老ノ丸13-58	
	事務所	米穀課・パールライス課事務所	南国市大桶甲25	
	事務所	とさのさと支所	高知市北御座10-10	
	事務所	Aコープかがみ	香南市香我美町下分82-2	
	精米麦施設	搗精工場	南国市大桶甲25	
	生産資材加工施設	南国ビニール加工場	南国市立田1105	
	その他施設	JA高知病院売店	南国市明見字中野526-1	
	その他施設	炊飯センターごはん工房	高知市池字遅越282-42	
	その他施設	タナスカ広域配送センター	高知市五台山5015-1	
	安芸地区	事務所	安芸地区本部	安芸市幸町1-16
		事務所	あき支所	安芸市幸町1-16
事務所		東洋支所	安芸郡東洋町甲浦333-1	
事務所		吉良川支所	室戸市吉良川町甲2240-1	
事務所		室戸支所	室戸市室津1743	
事務所		安田支所	安芸郡安田町安田1850	
事務所		田野支所	安芸郡田野町1858-2	
事務所		北川支所	安芸郡北川村野友甲830	
事務所		奈半利支所	安芸郡奈半利町乙1810	
事務所		あき東支所	安芸市川北甲6852	
事務所		あき北支所	安芸市土居17-3	
事務所		芸西支所	安芸郡芸西村西分甲5773-1	
事務所		安芸営農経済センター	安芸市幸町1-16	
事務所		芸西資材センター	安芸郡芸西村西分甲459	
事務所		芸東営農センター室戸事業所	室戸市室津1743	
事務所		芸東営農センター吉良川事業所	室戸市吉良川町甲2016-16	
事務所		中芸営農センター安田事業所	安芸郡安田町安田1847	
事務所		東川事業所	安芸市入河内603-1	
事務所		中芸営農センター中山事務所	安芸郡安田町正弘694-2	
事務所		芸東営農センター東洋事務所	安芸郡東洋町野根丙1306	
事務所		芸東営農センター羽根事務所	室戸市羽根町乙1308	
事務所		芸東営農センター羽根店舗	室戸市羽根町乙1145	
事務所		中芸営農センター中山店舗	安芸郡安田町正弘694-2	
事務所		中芸営農センター・あいあい広場	安芸郡奈半利町乙1810	
事務所		赤野出張所	安芸市赤野乙31-2	
事務所		穴内出張所	安芸市穴内乙81-1	
事務所		わじき出張所	安芸郡芸西村和食甲2145-5	
集出荷場		安芸 フラワーセンター	安芸市幸町1-16	
集出荷場		安芸集出荷場	安芸市土居288-1	
集出荷場		芸東集出荷場（総合選果場）	室戸市吉良川町甲2016-16	
集出荷場		芸東集出荷場（なす選果場）	室戸市羽根町乙1308	
集出荷場		中山集出荷場	安芸郡安田町正弘694-2	
集出荷場		中芸集出荷場	安芸郡安田町東島4307-13	
集出荷場		芸西集出荷場	安芸郡芸西村西分甲1183-1	
集出荷場		穴内集出荷場	安芸市穴内乙81-10	
集出荷場		赤野集出荷場	安芸市赤野乙58	
ライスセンター		安芸 ライスセンター	安芸市井ノ口字美正2995	
ライスセンター		安田ライスセンター	安芸郡安田町東島1329	
精米麦施設		精米加工場	室戸市領家727-1	
育苗センター（水稲）		安芸 育苗センター	安芸市井ノ口字美正2995	
育苗センター（水稲）		奈半利育苗センター	安芸郡奈半利町乙1908	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
安芸地区	育苗センター(水稻)	安田育苗センター	安芸郡安田町唐浜260-1	
	生産資材加工施設	芸西ビニール加工場	安芸郡芸西村馬ノ上1320-1	
	生産資材加工施設	安芸 堆肥センター	安芸市穴内甲736	
	農畜産物等加工施設	北川ユズ加工場	安芸郡北川村野友甲622	
	農畜産物等加工施設	安芸 ユズ加工場	安芸市東浜横ニウジ98-4	
	農畜産物等加工施設	中山ユズ加工場	安芸郡安田町小川52-1	
	農機センター	農機センター	安芸市幸町1-16	
	農機センター	芸西農機センター	安芸郡芸西村和食甲2229-2	
	車輛センター	あき車輛センター	安芸市幸町1-16	
	車輛センター	芸西車輛センター	安芸郡芸西村和食甲2229-2	
	給油所	ほっとステーションあきSS	安芸市幸町1-16	
	給油所	奈半利SS	安芸郡奈半利町乙1810	
	給油所	芸西SS	安芸郡芸西村西分甲5773-1	
	葬祭施設	葬祭会館ルミエール室戸	室戸市室津1768-1	
葬祭施設	葬祭会館ルミエール田野	安芸郡田野町867-1		
香美地区	事務所	香美地区本部	香南市野市町西野2704番地2	
	事務所	野市支所	香南市野市町西野2704番地2	
	事務所	物部支所	香美市物部町大栃1388-2	
	事務所	香北支所	香美市香北町美良布1293	
	事務所	土佐山田支所	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	事務所	吉川支所	香南市吉川町吉原99-1	
	事務所	赤岡支所	香南市赤岡町本町544	
	事務所	夜須支所	香南市夜須町坪井42-1	
	事務所	香我美支所	香南市香我美町下分1796	
	事務所	香美営農経済センター	香南市野市町大谷26	
	事務所	野市購買課	香南市野市町大谷26	
	事務所	物部購買課	香美市物部町大栃1388-2	
	事務所	香北購買課	香美市香北町美良布1293	
	事務所	土佐山田購買課	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	事務所	吉川購買課	香南市吉川町吉原99-1	
	事務所	夜須購買課	香南市夜須町坪井42-1	
	事務所	香我美購買課	香南市香我美町徳王子1534	
	事務所	山北購買課	香南市香我美町山北1292-1	
	事務所	Aコープ香北	香美市香北町美良布1293	
	集出荷場	野市集出荷場	香南市野市町大谷26	
	集出荷場	物部集出荷場	香美市物部町山崎52-1	
	集出荷場	香北集出荷場	香美市香北町美良布1293	
	集出荷場	土佐山田集出荷場	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	集出荷場	土佐山田平山地区園芸出荷場兼農産物加工処理施設	香美市土佐山田町東川下休場55-1	
	集出荷場	吉川集出荷場	香南市吉川町吉原99-1	
	集出荷場	夜須集出荷場	香南市夜須町坪井42-1	
	集出荷場	香我美集出荷場	香南市香我美町徳王子1532-1	
	集出荷場	山北果樹集出荷場	香南市香我美町山北1307	
	集出荷場	特産センター	香南市野市町大谷28-1	
	ライスセンター	香南地区広域ライスセンター	香南市野市町本村字ひかり田247-1	
	ライスセンター	野市ライスセンター	香南市野市町本村字柳川13	
	ライスセンター	香北ライスセンター	香美市香北町小川1150	
	ライスセンター	土佐山田粳共同乾燥調製施設	香美市土佐山田町谷殿井口1851	
農機センター	香北農機センター	香美市香北町美良布1502		

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
香美地区	農機センター	土佐山田農機センター	香美市土佐山田町楠目1007-2	
	車輛センター	香美車輛センター	香南市野市町大谷36-1	
	育苗センター(水稲)	野市水稲共同育苗センター	香南市野市町本村3-1	
	育苗センター(水稲)	土佐山田育苗センター	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	生産加工施設	香我美パーク堆肥工場	香南市香我美町徳王子332	
	農畜産物等貯蔵施設	香北生姜貯蔵庫	香美市香北町下野尻292-1	
	給油所	野市給油所	香南市野市町大谷18-2	
	給油所	物部給油所	香美市物部町仙頭3328-1	
	給油所	香北給油所	香美市香北町葦生野870-1	
	給油所	百石給油所	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	給油所	かがみ給油所	香南市香我美町下分82-2	
	ガス関連施設	LPガスセンター	香美市土佐山田町百石町2-2-48	
	その他施設	香北農林漁家婦人センター	香美市香北町美良布1118-1	
土長地区	事務所	土長地区本部	南国市大桶乙894-1	
	事務所	南国支所	南国市大桶乙894-1(地区本部内)	
	事務所	南国中央支所	南国市上野田303-1	
	事務所	大篠支所	南国市大桶甲1853-2	
	事務所	日章支所	南国市田村乙1760-2	
	事務所	三和支所	南国市里改田151	
	事務所	久礼田支所	南国市久礼田418	
	事務所	岡豊支所	南国市岡豊八幡220	
	事務所	長岡支所	南国市下末松169番地4	
	事務所	長岡会館	南国市下末松170番地1	
	事務所	十市支所	南国市十市3535	
	事務所	れいほく支所	土佐郡土佐町土居284-1	
	事務所	田井出張所	土佐郡土佐町田井1495-1	
	事務所	本山支所	長岡郡本山町本山530-4	
	事務所	大杉支所	長岡郡大豊町川口1926-7	
	事務所	大田口支所	長岡郡大豊町黒石350	
	事務所	大川支所	土佐郡大川村小松28-5	
	事務所	十市購買店舗	南国市十市2730-1	
	事務所	ごめん出張所	南国市駅前町1丁目4番地39	
	事務所	岩村 倉庫兼会議室	香美市土佐山田町神通寺361-7	
	事務所	南国営農経済センター	南国市上野田303-1	
	事務所	長岡経済課事務所	南国市下末松171番地1	
	事務所	長岡園芸事務所	南国市下末松173番地	
	事務所	れいほく営農経済センター	土佐郡土佐町土居284-1	
	事務所	南国資材店舗	南国市上野田320-1	
	事務所	南国南部資材店舗	南国市浜改田1267	
	事務所	Yショップくれだ	南国市久礼田416-1	
	事務所	本川店	吾川郡いの町長沢254-5	
	事務所	Aコープとさ	土佐郡土佐町土居281-1	
	事務所	JAグリーンなんこく	南国市上野田320-1	
	事務所	JAグリーンとさ	土佐郡土佐町土居30-2	
	事務所	JAグリーンもとやま	長岡郡本山町本山538	
	事務所	JAグリーンおおとよ	長岡郡大豊町黒石350	
	集出荷場	長岡園芸集出荷場	南国市下末松174番地イ1	
	集出荷場	上倉 筍出荷場	南国市白木谷532-1	
	集出荷場	十市集出荷場	南国市十市2777-1	
	集出荷場	久礼田 やさい横持ち場	南国市久礼田416-1・417-2	
	集出荷場	前浜 やさい横持ち場	南国市前浜1547-1	
	集出荷場	土佐町農産物集出荷場	土佐郡土佐町土居270-1	
	集出荷場	土佐町集出荷場	土佐郡土佐町土居13-1	
	集出荷場	本山集出荷場	長岡郡本山町本山538	

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
集出荷場	大田口集出荷場	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
集出荷場	南国中央集出荷場	南国市上野田 3 0 3 - 1	
集出荷場	南国中央新集出荷場	南国市上野田 3 1 3	
集出荷場	南国南部集出荷場	南国市浜改田 1 2 6 5 ・ 1 2 6 7	
集出荷場	稲生 園芸集出荷場	南国市稲生 5 5 3 - 1	
集出荷場	岡豊 やさい横持ち場	南国市岡豊町八幡 2 3 5 - 1	
集出荷場	岩村 やさい横持ち場	南国市福船 3 7 4 - 2	
ライスセンター	土佐町ライスセンター	土佐郡土佐町高須 2 2 5	
ライスセンター	南国ライスセンター	南国市上野田 3 1 7	
ライスセンター	長岡ライスセンター	南国市下末松 2 5 2 番地	
精米麦施設	土佐町精米施設	土佐郡土佐町土居 2 8 0 - 1	
育苗センター (水稲)	南国育苗センター	南国市大桶甲 1 - 3	
生産資材加工施設	十市ぼかし施設	南国市十市 2 0 1 8	
生産資材加工施設	本山堆肥センター	長岡郡本山町木能津 3 7 4	
農畜産物等加工施設	南国みそ共同加工講習所	南国市岡豊町筈ノ川 1 3 0 - 1	
農畜産物等加工施設	れいほく米粉製粉工場	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1	
農畜産物等加工施設	れいほく柚子加工場	長岡郡大豊町黒石 2 0 0 - 1	
その他加工施設	南国特用林産物加工所	南国市久礼田 1 7	
倉庫	岩村 園芸集出荷場 - 2	香美市土佐山田町神通寺 3 6 1 - 1	
倉庫	旧国府支所 倉庫	南国市国分 1 1 8 8	
倉庫	岩村 園芸集出荷場 - 1	南国市福船 3 7 2 ・ 3 7 3	
倉庫	十市購買倉庫	南国市十市 2 7 3 0 - 1	
倉庫	日章支所 倉庫	南国市田村乙 1 7 6 0 - 2	
倉庫	三和支所 倉庫	南国市里改田 1 5 1	
倉庫	旧岩原事業所	長岡郡大豊町岩原 2 - 2	
倉庫	土佐町資材倉庫	土佐郡土佐町土居 3 0 - 2	
倉庫	本山資材倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
倉庫	大田口資材倉庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
倉庫	土佐町米倉庫	土佐郡土佐町土居 2 7 6 - 1	
倉庫	本山米倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
農畜産物等貯蔵施設	長岡低温倉庫	南国市下末松 2 5 1 番地	
農畜産物等貯蔵施設	十市農業倉庫	南国市十市 2 3 2 8 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	岡豊支所 倉庫 - 1、2	南国市岡豊町八幡 2 2 0	
農畜産物等貯蔵施設	上倉倉庫	南国市白木谷 5 3 2 - 1	
農畜産物等貯蔵施設	長岡購買品倉庫	南国市下末松 1 7 1 番地 1	
農畜産物等貯蔵施設	南国米倉庫	南国市上野田 3 1 7	
直販所	産直市 (長岡)	南国市下末松 1 2 6 番地 1	
直販所	直販所 ごとおち市	南国市緑ヶ丘 1 丁目 1 1 0 7	
直販所	かざぐるま市	南国市上野田 3 2 0 - 1	
直販所	風の市	南国市左右山 8 5 (道の駅南国内)	
農機センター	大田口農機センター	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
農機センター	れいほく農機センター	土佐郡土佐町土居 3 1	
農機センター	南国農機センター	南国市大桶甲 2 9 - 2	
車輛センター	南国車輛センター	南国市大桶甲 2 9 - 2	
給油所	十市給油所	南国市十市 1 8 3 3 - 2	
給油所	大川簡易給油所	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
給油所	大田口簡易給油所	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
給油所	日章給油センター	南国市田村 2 0 4 4 - 5	
給油所	森給油所	土佐郡土佐町土居 3 2 - 1	
給油所	さくら給油所	長岡郡本山町本山 8 3 8 - 1	
ガス関連施設	L P ガス保管庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
葬祭施設	ルミエールなんこく	南国市大桶甲 1 8 5 3 - 1	
葬祭施設	ルミエール夕月	土佐郡土佐町境 4 2 - 1	
葬祭施設	ルミエール山月	長岡郡大豊町川口 2 0 4 7 - 1. 2. 3	
その他施設	飲食店 (長岡)	南国市下末松 1 2 6 番地 1	
その他施設	ながおか温泉	南国市下末松 1 0 6 番地	
その他施設	ながおか温泉駐車場内小屋	南国市下末松 1 1 1 番地 1	
その他施設	長岡健康管理施設	南国市下末松 1 7 0 番地 2	
その他施設	長岡憩いの場	南国市下末松 1 7 0 番地 2	
その他施設	長岡民具館	南国市下末松 1 6 8 番地 4	
その他施設	長岡実習棟	南国市下末松 1 6 8 番地 4	
その他施設	十市ローリー車庫	南国市十市 1 6 1 5 - 1	

土長地区

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
土長地区	その他施設	長岡職員住宅	南国市下末松105番地8	
	その他施設	大田口支所会議室	長岡郡大豊町黒石350	
	その他施設	野田煙草乾燥所	南国市上野田447-1	
	その他施設	種子センター	土佐郡土佐町高須274-5	
	その他施設	農家レストラン「ほっと」	南国市上野田320-1	
高知地区	事務所	春野支所	高知市春野町西分512-2	
	事務所	Aコープはるの・直販所「春の里」	高知市春野町西分512-2	
	事務所	J Aグリーンはるの店	高知市春野町西分512-2	
	集出荷場	グリーンはるの第一集出荷場	高知市春野町西分512-2	
	集出荷場	第二集出荷場	高知市春野町西分512-2	
	集出荷場	第三集出荷場	高知市春野町西分512-2	
	集出荷場	芳原集出荷場	高知市春野町芳原737	
	育苗センター(水稲)	春野育苗センター(水稲)	高知市春野町森山1710	
	生産資材加工施設	ビニール加工場	高知市春野町弘岡下1699	
	生産資材加工施設	バーク堆肥工場	高知市春野町森山2899	
	農畜産物等加工施設	養鰻出荷・加工場	高知市春野町森山1710	
	農機センター	春野農機センター	高知市春野町森山1710	
	給油所	春野給油所	高知市春野町西分512-2	
葬祭施設	ルミエールはるの	高知市春野町弘岡下1451-1		
仁淀川地区	事務所	仁淀川地区本部	高岡郡佐川町甲1751番地1	
	事務所	高齢者福祉センター	高岡郡佐川町甲1767番地	
	事務所	佐川支所	高岡郡佐川町甲1751番地1	
	事務所	吾川支所	吾川郡仁淀川町大崎122番地	
	事務所	池川支所	吾川郡仁淀川町土居甲807番地	
	事務所	吾北支所	吾川郡いの町小川東津賀才53番地1	
	事務所	日高支所	高岡郡日高村本郷238番地	
	事務所	斗賀野支所	高岡郡佐川町中組69番地	
	事務所	越知支所	高岡郡越知町越知甲2387番地	
	事務所	仁淀支所	吾川郡仁淀川町森2571番地	
	事務所	伊野支所 兼 伊野直販所	吾川郡いの町駅前町221番地	
	事務所	土佐市支所	土佐市蓮池948-1	
	事務所	旧波介本所	土佐市波介4383-1	
	事務所	戸波支所	土佐市家俊1070	
	事務所	旧宇佐支所	土佐市宇佐町宇佐1804	
	事務所	新居支所	土佐市新居968-1	
	事務所	枝川出張所	吾川郡いの町枝川5497番地8	
	事務所	黒岩事業所	高岡郡佐川町黒原402番地1	
	事務所	永野事業所	高岡郡佐川町永野1733番地1	
	事務所	尾川事業所	高岡郡佐川町本郷耕1896番地	
	事務所	能津事業所	高岡郡日高村本村62番地8	
	事務所	横島西事業所	高岡郡越知町横島中3091番地	
	事務所	別枝事業所	吾川郡仁淀川町別枝522番地口	
	事務所	長者事業所	吾川郡仁淀川町長者乙2495番地	
	事務所	アグリセンター仁淀川	吾川郡仁淀川町大崎264番地5	
	事務所	Aコープ吾川	吾川郡仁淀川町大崎264番地5	
	事務所	Aコープ池川	吾川郡仁淀川町土居甲807番地	
	事務所	Aコープ上八川	吾川郡いの町上八川甲1928番地2	
	事務所	Aコープ下八川	吾川郡いの町下八川乙448番地1	
	事務所	サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷512番地	
	事務所	伊野支所営農経済課兼グリーン伊野	吾川郡いの町枝川5497番地8	
	事務所	工芸村特産センター	吾川郡いの町鹿敷1226番地	
	事務所	水辺の駅あいの里仁淀川	吾川郡いの町柳瀬本村551番地	
	事務所	みのり館	土佐市蓮池1008-1	
	事務所	新居購買店舗	土佐市新居968-1	
	事務所	北原ATMコーナー	土佐市北地642-2	
	集出荷場	トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷450番地	

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
集出荷場	第2トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷450番地	
集出荷場	永野共同集出荷場	高岡郡佐川町永野1737-1	
集出荷場	みつば出荷調製作業施設	高岡郡越知町越知甲2375番地	
集出荷場	枝川生姜集出荷貯蔵施設	吾川郡いの町枝川1301番地1	
集出荷場	野菜集出荷場	土佐市波介1884-1	
集出荷場	園芸集出荷場	土佐市高岡町乙3483-1	
集出荷場	北原集出荷場	土佐市北地4993-1	
集出荷場	共同出荷場	土佐市家俊895-1	
集出荷場	土佐文旦・露地生姜集出荷場	土佐市家俊919-1	
集出荷場	販売出荷場	土佐市用石487・488	
集出荷場	宇佐出荷場	土佐市宇佐町宇佐2091	
集出荷場	東部集出荷場	土佐市新居966-2	
ライスセンター	日高ライスセンター	高岡郡日高村本郷316番地	
ライスセンター	尾川西山ミニライスセンター	高岡郡佐川町西山耕2129番地	
育苗センター(水稲)	育苗センター	高岡郡日高村本郷2820番地	
農畜産物等加工施設	佐川緑茶加工場	高岡郡佐川町黒原6610番地	
農畜産物等加工施設	吾川新製茶工場	吾川郡仁淀川町大崎253番地	
農畜産物等加工施設	仁淀第1製茶工場	吾川郡仁淀川町高瀬1820番地	
農畜産物等加工施設	仁淀第2製茶工場	吾川郡仁淀川町別枝2504番地	
倉庫	出間イ草集出荷場	土佐市出間581-1	
倉庫	購買倉庫	土佐市用石486	
倉庫	いぐさ集荷貯蔵庫	土佐市本村53-4	
倉庫	波介購買倉庫	土佐市波介4383-1	
倉庫	イ草出荷貯蔵所(肥料倉庫)	土佐市波介4383-1	
倉庫	谷地作業所	土佐市谷地338	
倉庫	肥料農薬倉庫	土佐市家俊1070	
倉庫	購買倉庫	土佐市家俊1070	
倉庫	新居肥料倉庫	土佐市新居968-1	
倉庫	本村出荷場	土佐市新居1948-4	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫(谷地)	土佐市谷地674-1	
農畜産物等貯蔵施設	みかん貯蔵庫・購買倉庫	土佐市北地270-1	
農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷库	土佐市家俊1024	
農畜産物等貯蔵施設	予冷库	土佐市家俊895-1	
農畜産物等貯蔵施設	戸波生姜予冷库	土佐市家俊895-1	
農畜産物等貯蔵施設	集出荷場用貯蔵庫	土佐市家俊919-1	
農畜産物等貯蔵施設	予冷棟	土佐市新居966-10	
農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷库	土佐市新居5112	
直販所	波介直販所	土佐市蓮池901-2	
直販所	ふるさと市	土佐市北地646	
直販所	朝市建物	土佐市家俊1037-1	
直販所	直販市店舗	土佐市塚地116-1	
農機センター	農機センター	高岡郡佐川町甲1755番地4	
農機センター	農機事業センター	土佐市波介4392-3	
車輛センター	車輛センター	吾川郡いの町下八川乙448番地1	
給油所	佐川給油所	高岡郡佐川町甲1757番地3	
給油所	黒岩給油所	高岡郡佐川町黒原402番地1	
給油所	仁淀川給油所	吾川郡仁淀川町大崎440番地1	
給油所	清水給油所	吾川郡いの町清水下分1000番地	
給油所	下八川給油所	吾川郡いの町下八川乙448番地1	
給油所	日高給油所	高岡郡日高村本郷238番地2	
給油所	能津給油所	高岡郡日高村本村62番地8	
給油所	斗賀野給油所	高岡郡佐川町中組85番地1	
給油所	永野給油所	高岡郡佐川町永野1719番地4	
給油所	伊野給油所	吾川郡いの町枝川5497番地8	
給油所	北原給油所	土佐市北地638-1	
給油所	新居給油所	土佐市新居5122-1	
ガス関連施設	越知ガスセンター	高岡郡越知町越知甲2375番地	
葬祭施設	葬祭会館ルミエールコスモス	高岡郡佐川町丙1645番地2	
葬祭施設	葬祭会館ルミエールとさし	土佐市北地648	
その他施設	ふれあいの家	土佐市北地236-1	
その他施設	新居農舎	土佐市新居968-12	
その他施設	コンテナ洗浄棟・生姜給水・排水処理施設	土佐市家俊895-1	

仁淀川地区

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	高西地区本部	高岡郡四万十町榑山町586-2	
事務所	四万十支所	高岡郡四万十町榑山町586-2	
事務所	興津支所	高岡郡四万十町興津382-5	
事務所	大野見支所	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
事務所	榑原支所	高岡郡榑原町1444-1	
事務所	東津野支所	高岡郡津野町力石2884-1	
事務所	四万十営農経済センター	高岡郡四万十町榑山町3-15	
事務所	津野山営農経済センター	高岡郡津野町北川2281-4	
事務所	四万十購買店舗	高岡郡四万十町榑山町3-15	
事務所	興津購買店舗	高岡郡四万十町興津382-5	
事務所	大野見購買店舗	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
事務所	榑原購買店舗	高岡郡榑原町1161-1	
事務所	販売推進課大奈路事務所	高岡郡四万十町東大奈路513	
事務所	志和事業所	高岡郡四万十町志和429-1	
事務所	J Aメモリアルこうち津野山出張所	高岡郡津野町力石2884-1	
集出荷場	野菜集出荷場	高岡郡四万十町東大奈路513他	
集出荷場	野菜集荷所	高岡郡榑原町榑原1158-2	
集出荷場	野菜集出荷場	高岡郡四万十町興津411	
集出荷場	野菜集出荷場	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
集出荷場	ニラ集出荷場	高岡郡四万十町東大奈路513	
集出荷場	栗集荷所	高岡郡榑原町榑原1159	
集出荷場	東津野農産物集荷所	高岡郡津野町力石4652	
カントリーエレベーター	カントリーエレベーター	高岡郡四万十町東大奈路513	
生産資材加工施設	堆肥センター	高岡郡四万十町東川角1002	
生産資材加工施設	堆肥サブセンター	高岡郡四万十町興津	
農畜産物等加工施設	生姜漬け物加工場	高岡郡四万十町東大奈路513	
農畜産物等加工施設	園芸航空輸送施設	高岡郡榑原町榑原1155-1	
農畜産物等加工施設	クリーンルーム	高岡郡津野町北川2281-4	
農畜産物等加工施設	東津野製茶工場	高岡郡津野町力石3100	
倉庫	購買倉庫(2棟)	高岡郡四万十町大井野1-1	
倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町七里甲286	
倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町興津382-5	
倉庫	購買倉庫(2棟)	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
倉庫	購買集配センター	高岡郡四万十町榑山町3-15	
倉庫	農業倉庫(旧茶加工場)	高岡郡四万十町東大奈路513	
倉庫	購買倉庫	高岡郡榑原町川西路2384	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町七里甲286	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町黒石	
農畜産物等貯蔵施設	市乳冷蔵庫	高岡郡四万十町大井野1-1	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫(3棟)	高岡郡四万十町東大奈路513	
農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町東大奈路513	
農畜産物等貯蔵施設	生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町六反地	
農畜産物等貯蔵施設	生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町市生原	
農畜産物等貯蔵施設	茗荷種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町興津411	
農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
農畜産物等貯蔵施設	椎茸低温倉庫	高岡郡榑原町榑原1623	
直販所	みどり市	高岡郡四万十町榑山町5-2	
農機センター	四万十農機センター	高岡郡四万十町榑山町7-11	
農機センター	津野山農機センター	高岡郡津野町北川2281-4	
給油所	窪川給油所	高岡郡四万十町古市町2-42	
給油所	興津給油所	高岡郡四万十町興津406-2	
給油所	大野見給油所	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
給油所	榑原給油所	高岡郡榑原町榑原1623-2	
給油所	東津野給油所	高岡郡津野町力石2884-1	
ガス関連施設	ガス充填所	高岡郡四万十町東大奈路513	
葬祭施設	ルミエール四万十	高岡郡四万十町榑山町9-7	
その他施設	コインランドリー	高岡郡四万十町榑山町56-2	
その他施設	農業倉庫	高岡郡四万十町南川口	
その他施設	営農みらい塾ハウス	高岡郡榑原町下西の川1565他	
その他施設	営農みらい塾管理棟	高岡郡榑原町下西の川1573	

高西地区

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事務所	幡多地区本部	四万十市右山五月町7-40	
事務所	中村支所	四万十市右山五月町7-40	
事務所	宿毛支所	宿毛市南沖須賀1-1	
事務所	三崎支所	土佐清水市三崎浦1-6-7	
事務所	佐賀支所	幡多郡黒潮町佐賀888	
事務所	大方支所	幡多郡黒潮町入野2098	
事務所	大正支所	高岡郡四万十町大正北ノ川363-4	
事務所	十和支所	高岡郡四万十町十和川233-5	
事務所	西土佐支所	四万十市西土佐江川崎253	
事務所	三原支所	幡多郡三原村来栖野346	
事務所	大月支所	幡多郡大月町弘見2045-2	
事務所	中村西部事業所	四万十市国見581	
事務所	下ノ加江事業所	土佐清水市下ノ加江514-3	
事務所	大方南部事業所	幡多郡黒潮町田野浦679	
事務所	中村南部出張所	四万十市竹島58-1	
事務所	宿毛東出張所	宿毛市平田町戸内2088-2	
事務所	中村東部出張所	四万十市巖岡甲314	
事務所	中村北部出張所	四万十市岩田1-1	
事務所	清水ふれあい店舗	土佐清水市元町1-18	
事務所	幡東営農センター	四万十市竹島4294-1	
集出荷場	中村集出荷場	四万十市佐岡415-1	
集出荷場	宿毛集出荷場	宿毛市鷺洲5347-7	
集出荷場	三崎集出荷場	土佐清水市三崎浦3-14-10	
集出荷場	大正集出荷場	高岡郡四万十町大正北ノ川363-4	
集出荷場	十和集出荷場	高岡郡四万十町十和川374-8	
集出荷場	西土佐集出荷場	四万十市西土佐江川崎252-1	
集出荷場	三原集出荷場	幡多郡三原村来栖野237	
集出荷場	大月集出荷場	幡多郡大月町弘見2025-1	
集出荷場	佐賀集出荷場	幡多郡黒潮町佐賀888	
集出荷場	大方集出荷場	幡多郡黒潮町入野2109-1	
集出荷場	大方野菜選果場(きゅうり)	幡多郡黒潮町入野2112	
集出荷場	大方南部集出荷場	幡多郡黒潮町田野浦2654-6	
集出荷場	宿毛みかん共同選果場	宿毛市鷺洲5347-8	
ライスセンター	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲5347-7	
育苗センター(水稲)	中村育苗センター	四万十市古津賀1519-1	
育苗センター(水稲)	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲5347-8	
生産資材加工施設	佐賀堆肥センター	幡多郡黒潮町小黒ノ川532-1	
生産資材加工施設	西土佐堆肥センター	四万十市西土佐長生863-2	
生産資材加工施設	大月堆肥センター	幡多郡大月町才角1777-1	
農畜産物等加工施設	十和製茶工場	高岡郡四万十町井崎319-1	
農畜産物等加工施設	西土佐ゆず加工施設	四万十市西土佐江川崎252-1	
直販所	J Aグリーンはた中村店	四万十市右山五月町7-40	
直販所	ふれあいの店 具同店	四万十市渡川3-1168-1	
直販所	J Aグリーンはた宿毛店	宿毛市南沖須賀1-1	
農機センター	中村農機センター	四万十市右山五月町7-40	
農機センター	宿毛農機センター	宿毛市南沖須賀1-1	
農機センター	三崎農機センター	土佐清水市三崎浦3-14-10	
農機センター	大方農機センター	幡多郡黒潮町入野2098	
農機センター	十和農機センター	高岡郡四万十町十和川374-8	
農機センター	西土佐農機センター	四万十市西土佐江川崎149-1	
農機センター	大月農機センター	幡多郡大月町弘見2038-2	
給油所	ジャスポート四万十	四万十市右山五月町7-38	
給油所	後川給油所	四万十市岩田1-1	
給油所	東中筋給油所	四万十市国見581	
給油所	宿毛給油所	宿毛市中央7-8-21	
給油所	小筑紫給油所	宿毛市小筑紫町小筑紫102-1	
給油所	平田給油所	宿毛市平田町戸内3538	
給油所	ジャスポート三崎	土佐清水市三崎413-1	
給油所	ジャスポート佐賀・購買店舗	幡多郡黒潮町佐賀888	
給油所	ジャスポート大方	幡多郡黒潮町入野2092-1	
給油所	十和給油所	高岡郡四万十町十和川374-8	
給油所	西土佐給油所	四万十市西土佐江川崎153-1	
給油所	三原給油所	幡多郡三原村来栖野342-1	
給油所	弘見給油所	幡多郡大月町弘見2184-1	
給油所	姫ノ井給油所	幡多郡大月町姫ノ井1123	
葬祭施設	ルミエール中村	四万十市佐岡415-1	
その他施設	全共連高知県本部幡多サービスセンター	四万十市中村大橋通6-9-21 中村電気ビル本館6階	
その他施設	小筑紫事務所	宿毛市小筑紫町小筑紫102-1	
その他施設	楠山事務所	宿毛市橋上町楠山34	
その他施設	下川口事務所	土佐清水市下川口966	
その他施設	大正事務所	高岡郡四万十町大正473-1	

幡多地区

(イ) 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

① 特定信用事業代理業者の事業所数の推移

該当なし

② 共済代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	341	8	9	340

③ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	佐竹自動車整備工場	四万十市川登3736-21	自動車販売会社
	(株)ホンダカーズ中高知四万十店	四万十市具同5380-1	自動車販売会社
	はらオートサービス	長岡郡本山町木能津3183-21	自動車修理工場
	岡田モータース	四万十市西土佐江川崎2485-2	自動車修理工場
	四万十東サービス工場	高岡郡四万十町下呉地242-2	自動車販売会社
	(有)沢田自動車	宿毛市中央8丁目1-3	自動車販売会社
	浅井くるま談話室	宿毛市宿毛941-1	自動車販売会社
	井上自動車	吾川郡仁淀川町見ノ越226-1	自動車販売会社

(8) 子会社等の状況

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主要な事業内容	資本金総額	議決権保有割合
本所	子会社	株式会社 高知県農協電算センター	山本 隆明	昭和55年 8月23日	高知市 北御座2-27	1. 農業協同組合・農業協同組合中央会・農業協同組合連合会の業務 2. 前号の子会社・関連会社・関連団体の業務 3. 農業法人・集落営農組織・農業者の業務 4. 公共団体の業務 5. 前各号に付帯または関連する一切の業務	100,000千円	39.3%
	子会社	株式会社 とさのさと	竹中 義博	平成30年 4月2日	高知市 北御座10-46	1. 農畜産物、水産物、工芸品等の生産者直売所の経営 2. 農畜産物、水産物、工芸品等の販売、卸業及び輸出入業 3. 生鮮食品の加工・販売 4. 惣菜等調理品の製造、販売 5. 飲食店の経営 6. 酒類の販売 7. 土産品の販売 8. 料理教室の経営 9. 観光情報の提供及びツアーの企画、運営、販売 10. 各種イベントの企画・運営 11. 不動産賃貸及びその仲介業 12. 前各号に付帯関連する一切の業務	75,000千円	88.9%
	子会社	株式会社 J Aメモリアルこうち	永野 智明	平成13年 1月12日	高知市 小倉町15	1. 葬儀に関わるセレモニーの企画・運営・管理の請負 2. 石碑、仏壇、仏具の販売 3. 日用雑貨品、医療用具、冠婚葬祭用贈答品、食料品及び酒類の販売 4. 農産物の販売 5. 一般貨物自動車運送業 6. 飲食業 7. 前各号に付帯する一切の業務	311,700千円	97.4%
	子会社	株式会社 J Aエナジーこうち	川島 徹也	平成元年 5月30日	高知市 五台山5015-1	1. 農産物の販売・検査 2. 高圧ガスの製造・販売・保守及びガス機器の販売 3. 高圧ガス容器の再検査 4. 高圧ガスプラントの保安検査 5. 管工事 6. 機械器具設置工事 7. 生活関連機器の販売 8. 石油製品及び関連機器販売 9. 一般貨物自動車運送事業・処分 10. 産業廃棄物の収集・運搬・処分 11. 消防設備点検及び関連機器販売 12. LPガス自動車ユニット販売 13. 電力小売代理事業 14. 車両等の整備補修に必要な部品および附属品油脂類の販売 15. 生活用品、食品等の販売 16. 前各号に付帯関連する一切の業務	282,100千円	52.3%
	関連会社	株式会社 協同プロセスこうち	佐竹 一夫	平成4年 8月21日	高知市 仁井田字新築4351-1	1. 国産および輸入牛肉、豚肉、鶏肉、魚介類及び野菜、果物の仕分け、梱包および発送業務 2. 牛肉、豚肉、鶏肉、魚介類および野菜、果物の加工・販売、冷凍・冷蔵保管業務 3. 前各号に付帯関連する一切の業務	24,000千円	50.0%
	関連会社	高知県くみあい運輸株式会社	濱田 利男	昭和46年 7月1日	高知市 五台山5015-1	1. 自動車貨物運送取扱業務 2. 生命保険募集業務並びに損害保険代理業及び自動車損害賠償法に基づく保険代理業 3. 前各号に付帯関連する一切の業務	27,000千円	38.7%
	関連会社	高知県食肉センター株式会社	澤田 章史	令和元年 7月29日	高知市 北御座2-27	1. 家畜の集荷及び販売 2. 家畜のと畜・解体業 3. 食肉市場の開設及び運営 4. 食肉、食肉副生物、食肉加工品、食料品等の処理、製造及び販売 5. 食肉、食肉副生物の加工業務の受託 6. 食肉、食肉副生物の冷蔵冷凍保管業務 7. 前各号に付帯関連する一切の業務	100,000千円	33.0%
安芸地区	子会社	協同キラメッセ室戸有限公司	中川 博嗣	平成7年 9月21日	室戸市 吉良川町丙890-11	1. 農産物・畜産物・海産物の加工及び販売 2. レストランの経営 3. 上記各号に付帯関連する一切の事業	3,000千円	100%
	子会社	株式会社 アグリード土佐あき	安岡 憲保	平成27年 10月15日	安芸市 幸町1-16	1. 農業の経営 2. 農作業の受委託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	9,000千円	100%
	関連会社	有限会社 芸西青果市場	松本 晋吉	平成元年 9月1日	安芸郡芸西村 和食甲1305-1	1. 青果物及び花卉の受託販売、購入販売に関する事業 2. 荷造り用資材及び包装用資材の斡旋販売に関する事業 3. 前各号に付帯関連する一切の事業	9,300千円	26.9%
香美地区	関連会社	株式会社 ヤ・シイ	丸岡 克典	平成13年 11月30日	香南市 夜須町千切537-90	1. 一般商品及び酒類の製造・販売・企画・輸出入・加工業 2. 水産業・農業・畜産業・林業・鉱業の生産・開発・加工・販売 3. 農業生産に必要な資材・肥料の製造と販売 4. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・水浴・温浴・医療・介護・看護・社会福祉・飲食店・駐車場の各施設の経営及び管理 5. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業・賃貸借・売買・交換・利用及び管理業 6. 調査・開発及びコンサルティング業 7. 観光・旅行に関する情報収集・提供サービス業及び旅行業・旅行業者代理業 8. 広告業・出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業 9. 各種イベントの企画・制作・運営・開催・管理 10. 情報提供・処理サービス業・電気通信事業・優先放送事業及び一般放送事業 11. 石油・石炭・ガス（高圧ガス、液化ガスを含む）・バイオ燃料及びそれらの製品の輸出入及び開発・製造・加工・販売 12. 発電及び電気の供給に関する事業及び温暖化ガス排出権業 13. 損害保険・自動車損害賠償保険法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務 14. 情報サービス業及びインターネット付随サービス業・販売業 15. 前各号に付帯関連する一切の業務	40,000千円	20.0%

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主要な事業内容	資本金総額	議決権保有割合
土長地区	子会社	株式会社 れいほく未来	西村 行雄	平成23年 4月1日	土佐郡土佐町 土居31	1. 農産物の生産・加工・販売 2. 農作業の受託 3. 農産物を原材料とする加工品の製造販売 4. 前各号に附帯関連する一切の事業	72,400千円	96.2%
	子会社	有限会社 天然の湯なおか温泉	金堂 元彦	平成12年 12月14日	南国市 下末松106	1. 温泉の経営 2. 健康管理施設の経営 3. レストランの経営 4. 前各号に附帯する一切の事業	5,000千円	100%
	子会社	株式会社 南国スタイル	垣内 育男	平成24年 4月2日	南国市 福船372	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	51,290千円	99.3%
	子会社	有限会社 十市パークステーション管理組合	土居 正明	平成18年 1月4日	南国市 十市3535	1. 十市農業協同組合所有施設の管理・運営・受託事業 2. 精米施設の利用に関する事業 3. 農産物・農産物加工品の販売事業 4. 全各号に附帯する一切の業務	91,550千円	100%
仁淀川地区	子会社	株式会社 コスモスアグリサポート	大原 光鶴	平成28年 9月1日	高岡郡佐川町 甲1751-1	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前各号に関連する一切の事業	90,000千円	100%
高西地区	関連会社	営農支援センター四万十株式会社	川村 陽三	平成17年 9月16日	高岡郡四万十町 黒石314-1	1. 農産物の生産、加工並びに販売 2. 種苗の生産、販売 3. 農作業の受託 4. 農業用機械器具、農業用施設の賃貸並びにリース業 5. 農業用施設の企画、管理、運営業務の受託 6. 定住促進に関する支援 7. 公共的団体からの作業委託 8. 前各号に附帯する一切の事業	3,900千円	38.5%

(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

該当なし

3. その他組合の状況に関する重要な事項

(1) 当JAの新型コロナウイルス感染症に対する取組等について

①当JA施設での感染症対策取組状況等

当JAでは、「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」に従い、組合員・利用者や当JA役職員の健康・安全を守るとともに、組合員の営農継続を維持することを第一とし、感染予防・感染拡大防止対策を徹底しております。

②組合員への支援

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ各種施策を実施し、組合員の営農やくらしを支援しました。

(販売部門)

園芸販売では、業務用野菜の量販店向け規格への切り替えによる販路の拡大、野菜・花きのPR動画や料理レシピのSNS等による広告発信の強化、需要の落ち込んだ花きや果実の即売等を実施し、生産者の支援に努めました。また、メロンは国産農林水産物等販売促進緊急対策事業を活用し、学校給食への提供等を行い、消費促進を図りました。

畜産販売では、枝肉価格の下落等により影響を受けた肥育牛生産者に対し、出荷頭数に応じた交付金支援や学校給食提供推進事業を活用しました。

農産販売では、茶販売促進緊急対策事業を活用し、滞留した茶を試供品として県内取引先等に提供し、次年度産の販売環境の活性化に取り組みました。

(営農部門)

新型コロナウイルスに伴う支援事業（経営継続補助金、高収益作物次期作支援交付金）について、申請に向けた対応支援を行いました。

(購買部門)

生産資材で最も費用の掛かっている営農用A重油について、農林中央金庫からの助成金と当組合の費用により新型コロナウイルス対策を実施し、農業者の支援を行いました。

(信用部門)

減収等による資金繰りの悪化や既往債務の返済が困難な方などに日本政策金融公庫およびJAプロパー資金等の活用や既存貸付金にかかる条件緩和（条件変更）を行いました。

(共済部門)

共済掛金の払込猶予期間の延長や共済証書貸付の金利免除等の対策を行いました。

(その他)

高知市内のホテルと連携し、休業中のホテルの従業員に対して育苗センターなどの施設での就業を斡旋しました。

4. 事業報告の附属明細書
 (1) 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理事	312,739	316,000
監事	28,674	29,000
合計	341,414	345,000

(2) 役員等の兼職等の明細

区分 役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無	氏名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
代表理事専務	常勤	有	田内 成幸	高知県農業協同組合中央会 高知県厚生農業協同組合連合会 高知県施設農業協同組合連合会 全国共済農業協同組合連合会高知県本部 株式会社高知県農協電算センター 一般社団法人高知県農業開発機構	理事 経営管理委員 監事 運営委員 取締役 理事
代表理事専務	常勤	有	前田 倫夫	高知県信用農業協同組合連合会 高知県農業信用基金協会	経営管理委員 理事
代表理事専務	常勤	有	青木 厚林	高知県農業協同組合中央会 株式会社とさのさと 公益社団法人高知県青果物基金協会 一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社 一般社団法人高知県農業開発機構 一般財団法人高知県地産外商公社 株式会社高知青果市場	理事 取締役 理事長 代表理事 副会長 理事 監査役
常務理事	常勤	無	小松 藤雄	高知県農業協同組合中央会 高知県信用農業協同組合連合会 高知県厚生農業協同組合連合会 高知県施設農業協同組合連合会 全国共済農業協同組合連合会高知県本部 株式会社高知県農協電算センター 株式会社とさのさと 一般社団法人高知県農業開発機構 一般財団法人高知県農協役員職員連盟	理事 経営管理委員 経営管理委員 理事 運営委員 取締役 監査役 理事 理事
常務理事	常勤	無	岩崎 司	高知県農業信用基金協会	監事

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
常務理事	常勤	無	竹吉 功	株式会社とさのさと	取締役
				四国生乳販売農業協同組合連合会	監事
				公益社団法人高知県種苗センター	理事
				公益社団法人高知県青果物基金協会	専務理事
				一般社団法人高知県畜産会	理事
				一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会	副会長
				一般社団法人高知県中央食肉公社	理事長
一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	専務理事				
常務理事	常勤	無	濱口 達也	株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				株式会社 J A エナジーこうち	取締役
常務理事	常勤	無	川竹 壽栄	一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	理事
常務理事	常勤	無	安岡 憲保	株式会社アグリード土佐あき	代表取締役社長
				一般社団法人高知県中央食肉公社	理事
常務理事	常勤	無	森田 祐輔	株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				公益社団法人香南市農業公社	理事
常務理事	常勤	無	和田 常男	一般社団法人大川村ふるさとむら公社	監事
				一般社団法人土佐れいほく観光協議会	監事
常務理事	常勤	無	河野 龍彦	株式会社れいほく未来	取締役
				一般社団法人高知県中央食肉公社	理事
				一般社団法人嶺北畜産協会	理事
				株式会社大豊ゆとりファーム	取締役
常務理事	常勤	無	徳久 一夫	株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
常務理事	常勤	無	垣内 育男	株式会社南国スタイル	代表取締役社長
常務理事	常勤	無	金堂 元彦	有限会社天然の湯ながおか温泉	代表取締役社長
常務理事	常勤	無	土居 正明	有限会社十市パークステーション管理組合	代表取締役社長
常務理事	常勤	無	島田 信行	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
常務理事	常勤	無	竹中 義博	株式会社とさのさと	代表取締役社長
常務理事	常勤	無	大原 光鶴	株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
常務理事	常勤	無	堀田 盛幸	株式会社コスモスアグリサポート	代表取締役社長
常務理事	常勤	無	上澤 哲猪	一般社団法人高知県中央食肉公社	理事
常務理事	常勤	無	大崎 洋吉	株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				一般社団法人高岡郡高原畜産センター	理事
常務理事	常勤	無	長尾 理夫	一般社団法人高岡郡津野山畜産公社	理事
				株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
常務理事	常勤	無	岡野 郁夫	一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも	副理事長
				一般社団法人黒潮町農業公社	理事長
常務理事	常勤	無	山本 一夫	一般社団法人黒潮町農業公社	副理事長
監事	常勤	無	北添 和明	株式会社 J A メモリアルこうち	取締役 (3月14日退任)
				高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A エナジーこうち	監査役
				株式会社コスモスアグリサポート	監査役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
監事	常勤	無	武井 隆一	一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	監事
				高知県信用農業協同組合連合会	監事
				株式会社高知県農協電算センター	監査役
				株式会社 J A メモリアルこうち	監査役
監事	常勤	無	山岡 さか	公益社団法人高知県種苗センター	監事
				株式会社とさのさと	監査役
				株式会社 J A メモリアルこうち	監査役
				有限会社天然の湯ながおか温泉	監査役
公益社団法人高知県青果物基金協会	監事				

(3) 役員との間の取引の明細

(単位：千円)

役職等	取引内容及び金額			摘 要
	取引の種類	取引金額		
理事(1名)	貸付金	当期取引額	-	
		当期首残高	11,129	
		当期末残高	9,129	
		当期増減額	△2,000	

第 3 期 貸 借 対 照 表

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

資 産 の 部		
科 目	金 額	
1. 信用事業資産		697,633,407
(1) 現金		4,615,473
(2) 預金		605,689,680
系統預金	605,513,938	
系統外預金	175,742	
(3) 有価証券		15,910,935
国債	3,167,495	
地方債	5,300,000	
政府保証債	3,843,440	
社債	3,600,000	
(4) 貸出金		72,088,827
(5) その他の信用事業資産		459,787
未収収益	394,106	
その他の資産	65,680	
(6) 貸倒引当金 (控除)		△ 1,131,298
2. 共済事業資産		2,883
(1) その他共済事業資産		2,883
3. 経済事業資産		18,689,755
(1) 経済事業未収金		7,230,932
(2) 経済受託債権		1,786,160
(3) 棚卸資産		4,644,598
購入品	2,760,208	
販売品	262,805	
加工品	1,526,367	
貯蔵品	41,109	
その他の棚卸資産	54,107	
(4) その他の経済事業資産		6,016,114
(5) 貸倒引当金 (控除)		△ 988,049
4. 雑資産		2,923,077
(1) 雑資産		3,016,552
(2) 貸倒引当金 (控除)		△ 93,475
5. 固定資産		18,877,709
(1) 有形固定資産		18,776,449
土地	9,759,638	
建物	28,536,812	
機械装置	9,917,009	
リース資産	410,308	
建設仮勘定	455,302	
その他の有形固定資産	6,575,147	
減価償却累計額 (控除)	△ 36,877,769	
(2) 無形固定資産		101,260
その他の無形固定資産	101,260	
6. 外部出資		30,594,678
(1) 外部出資		30,665,523
系統出資	27,617,535	
系統外出資	1,156,872	
子会社等出資	1,891,115	
(2) 外部出資等損失引当金 (控除)		△ 70,845
資 産 の 部 合 計		768,721,511

負債の部			
科 目	金 額		
1. 信用事業負債	706,787,907		
(1) 貯金		703,041,939	
(2) 借入金		74,460	
(3) その他の信用事業負債		3,671,508	
未払費用	621,570		
その他の負債	3,049,937		
2. 共済事業負債	2,137,479		
(1) 共済資金		1,045,639	
(2) 未経過共済付加収入		1,070,415	
(3) その他の共済事業負債		21,423	
3. 経済事業負債	11,939,435		
(1) 経済事業未払金		1,975,893	
(2) 経済受託債務		4,097,869	
(3) その他の経済事業負債		5,865,673	
4. 設備借入金	58,713		
5. 雑負債	2,014,222		
(1) 未払法人税等		54,516	
(2) リース債務		228,327	
(3) 資産除去債務		130,414	
(4) その他の負債		1,600,964	
6. 諸引当金	4,718,072		
(1) 賞与引当金		579,209	
(2) 退職給付引当金		2,259,190	
(3) 役員退職慰労引当金		69,163	
(4) 特例業務負担金引当金		1,652,708	
(5) 子会社等支援引当金		157,800	
7. 繰延税金負債	91,367		
8. 再評価に係る繰延税金負債	147,346		
負債の部合計	727,894,544		
純資産の部			
1. 組合員資本	40,203,051		
(1) 出資金		10,763,378	
(2) 再評価積立金		7,901	
(3) 資本準備金		12,746	
(4) 利益剰余金		29,604,155	
利益準備金	12,645,455		
その他利益剰余金	16,958,700		
特別積立金	11,136,960		
目的積立金	4,951,021		
(営農振興積立金)	(1,979,393)		
(施設整備積立金)	(1,569,389)		
(経営安定積立金)	(252,607)		
(共同利用施設積立金)	(766,982)		
(その他目的積立金)	(382,648)		
当期末処分剰余金	870,718		
(うち当期損失金)	(280,900)		
(5) 処分未済持分(控除)		△ 185,131	
2. 評価・換算差額等	623,916		
(1) その他有価証券評価差額金		238,556	
(2) 土地再評価差額金		385,359	
純資産の部合計	40,826,967		
負債及び純資産の部合計	768,721,511		

第 3 期 損 益 計 算 書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		16,006,164
事業収益		43,644,384
事業費用		27,638,219
(1) 信用事業収益		5,654,883
資金運用収益	4,740,657	
(うち預金利息)	(3,180,087)	
(うち有価証券利息)	(131,043)	
(うち貸出金利息)	(918,774)	
(うちその他受入利息)	(510,752)	
役務取引等収益	205,682	
その他事業直接収益	602,185	
その他経常収益	106,358	
(2) 信用事業費用		699,144
資金調達費用	481,244	
(うち貯金利息)	(464,883)	
(うち給付補てん備金繰入)	(6,683)	
(うち借入金利息)	(231)	
(うちその他支払利息)	(9,446)	
役務取引等費用	47,284	
その他経常費用	170,614	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△59,911)	
信用事業総利益		4,955,739
(3) 共済事業収益		4,231,040
共済付加収入	3,893,025	
その他の収益	338,015	
(4) 共済事業費用		251,079
共済推進費	173,942	
共済保全費	44,079	
その他の費用	33,056	
共済事業総利益		3,979,961
(5) 購買事業収益		21,705,656
購買品供給高	20,457,904	
修理サービス料	460,745	
その他の収益	787,007	
(6) 購買事業費用		18,302,849
購買品供給原価	17,265,095	
購買品供給費	379,991	
修理サービス費	423,222	
その他の費用	234,539	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△107,976)	
購買事業総利益		3,402,807
(7) 販売事業収益		7,757,554
販売品販売高	4,706,086	
販売手数料	1,588,505	
その他の収益	1,462,962	
(8) 販売事業費用		4,992,404
販売品販売原価	4,055,732	
販売費	360,053	
その他の費用	576,619	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△12,342)	
販売事業総利益		2,765,149

高知県農業協同組合
(単位：千円)

科 目	金 額	
(9) 保管事業収益		896
(10) 保管事業費用		257
保管事業総利益		638
(11) 加工事業収益		3,126,496
(12) 加工事業費用		2,769,418
(うち貸倒引当金戻入益)		(△8,671)
加工事業総利益		357,077
(13) 利用事業収益		759,431
(14) 利用事業費用		340,031
(うち貸倒引当金戻入益)		(△12,792)
利用事業総利益		419,400
(15) その他事業収益		264,929
(16) その他事業費用		110,571
(うち貸倒引当金繰入額)		(144)
その他事業総利益		154,357
(17) 指導事業収入		143,495
(18) 指導事業支出		172,463
指導事業収支差額		△ 28,967
2. 事業管理費		15,640,616
(1) 人件費		10,731,611
(2) 業務費		1,629,277
(3) 諸税負担金		545,732
(4) 施設費		2,686,749
(5) その他事業管理費		47,246
事業利益		365,548
3. 事業外収益		938,694
(1) 受取雑利息		32,884
(2) 受取出資配当金		432,752
(3) 賃貸料		117,180
(4) 償却債権取立益		5,543
(5) 雑収入		350,335
4. 事業外費用		221,804
(1) 寄付金		6,003
(2) 雑損失		215,800
(うち貸倒引当金繰入額)		(413)
経常利益		1,082,438
5. 特別利益		990,954
(1) 固定資産処分益		15,242
(2) 一般補助金		975,712
6. 特別損失		1,958,288
(1) 固定資産処分損		32,821
(2) 固定資産圧縮損		966,489
(3) 減損損失		828,913
(4) その他の特別損失		130,064
税引前当期利益		115,104
法人税、住民税及び事業税		57,645
法人税等調整額		338,359
法人税等合計		396,004
当期損失金		280,900
当期首繰越剰余金		294,893
営農振興積立金取崩額		27,812
経営安定積立金取崩額		828,913
当期末処分剰余金		870,718

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ②子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
 - i) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ii) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（数量管理品）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品（売価管理品）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・その他の棚卸資産（販売品、加工品 他）
 - （米のみ）先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。また、令和元年9月1日に高知県園芸農業協同組合連合会より権利義務承継した償却中の減価償却資産については、定額法を採用しています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際の翌事業年度から費用処理することとしています。

また、過去勤務費用については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

⑥外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては、有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

⑦子会社等支援引当金

子会社の再建に伴う親組合としての支援損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しているため、各科目の金額合計と一致しない場合があります。また、金額が千円未満の科目については「0」、期末に残高がない科目については「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②共同計算

当組合は、組合員等生産者及び県内の農業協同組合等（以下、「委託者」という。）が生産または集荷した園芸農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しています。これに係る販売代金及び経費についてはプール計算を行っています（以下、「共同計算」という。）。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のものうち、当組合が立替処理しているもの及び当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上しています。また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しています。委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入（販売代金等）と支出（立替金、概算金、運送費、集出荷場の施設費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権及び経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。

（追加情報）

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、共同計算に関する事項を「その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 828,913千円

②その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和2年度末の損益に一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等により取得した固定資産について、取得価額から控除している圧縮記帳額は15,428,981千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 6,888,389千円、機械装置 6,375,875千円、土地 3,251千円、その他の有形固定資産 2,144,262千円、無形固定資産 17,203千円

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保として定期預金（系統預金）を3,000,000千円供していますが、これに対応する債務はありません。また為替取引保証金の担保として定期預金（系統預金）を16,060,000千円供しています。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る債務として、定期預金（系統預金）280,600千円を担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 2,685,711千円

子会社等に対する金銭債務の総額 639,474千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 9,129千円

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は93,620千円、延滞債権額は1,936,614千円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は112,863千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は2,143,098千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成14年3月31日

●再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格を下回る金額 165,668千円

●同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）及び同施行令第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額 7,268,956千円

うち事業取引高 7,268,956千円

②子会社等との取引による費用総額 1,066,457千円

うち事業取引高 1,066,457千円

(2) 減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、継続的な収支の把握を行っている場所別の管理会計上の区分を基本に店舗単位でグルーピングを行い、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した資産または資産グループは以下のとおりです。

本所、地区	資産グループ	場所	用途
安芸地区	室戸購買	室戸市室津 1743	一般
安芸地区	中山購買	安芸郡安田町正弘 694-2	一般
安芸地区	北川Aコープ	安芸郡北川村野友甲 830	一般
安芸地区	芸西農機	安芸郡芸西村和食甲 2229-2	一般
安芸地区	(遊休)川北甲 853-8	安芸市川北甲 853-8	遊休
安芸地区	遊・元下江ノ尻甲 1903-11 他1筆	室戸市元下江ノ尻甲 1903-11 他1筆	遊休
安芸地区	(遊休)元下江ノ尻甲 1906-3 他1筆	室戸市元下江ノ尻甲 1906-3 他1筆	遊休
安芸地区	(遊休)羽根町甲 646-1 他1筆	室戸市羽根町甲 646-1 他1筆	遊休
安芸地区	賃・佐喜浜町字北下原 2075-1 購買倉庫	室戸市佐喜浜町字北下原 2075-1	賃貸
香美地区	物部集出荷場	香美市物部町山崎 52-1	共用
香美地区	物部支所・営農センター・Aコープ	香美市物部町大柵 1388-2	一般
香美地区	吉川営農園芸センター	香南市吉川町吉原 99-1	一般
土長地区	J Aグリーンなんこく	南国市上野田 320-1	一般
土長地区	風の市	南国市左右山 85 (道の駅南国内)	一般
土長地区	長岡SS	南国市下末松 169-4	一般
土長地区	十市産直店舗	南国市緑ヶ丘1丁目 1107	一般
土長地区	れいほく農機センター	土佐郡土佐町土居 30-1	一般
春野支所	農機センター	高知市春野町森山 1710	一般
仁淀川地区	サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷 512	一般
仁淀川地区	尾川購買	高岡郡佐川町本郷字中屋前 1885 番地3	一般
仁淀川地区	Aコープ上八川	吾川郡いの町上八川甲 1928 番地2	一般
仁淀川地区	工芸村特産センター	吾川郡いの町鹿敷 1 2 2 6	一般
仁淀川地区	上京茶園	高岡郡佐川町二ツ野字柳ヶ元 2284 番地2	遊休
仁淀川地区	伏尾団地ボンベ	高岡郡佐川町伏尾字乙 2432 番35	遊休
仁淀川地区	越知役場前事業所	高岡郡越知町越知字新ヤシキ甲 1944-3 他	遊休
仁淀川地区	越知大樽入口土地	高岡郡越知町越知字椎谷甲 2925-5 他	遊休
仁淀川地区	旧八田支所	吾川郡いの町八田キンノ上 371-1 他	遊休
仁淀川地区	旧神谷支所	吾川郡いの町神谷 732-1	遊休
仁淀川地区	とさし農機センター	土佐市波介 4392-3	一般
幡多地区	北幡営農経済センター	高岡郡四万十町十川 233-5	共用
幡多地区	本部購買	四万十市右山五月町 7-40	共用
幡多地区	中村販売	四万十市佐岡 415-1	共用
幡多地区	本部販売	四万十市右山五月町 7-40	共用
幡多地区	下川口 (賃貸)	土佐清水市下川口 966	賃貸
幡多地区	楠山 (賃貸)	宿毛市橋上町楠山 34	賃貸
幡多地区	幡多地区本部	四万十市右山五月町 7-40	共用
幡多地区	宿毛支所	宿毛市南沖須賀 1-1	一般
幡多地区	J Aグリーン宿毛	宿毛市南沖須賀 1-1	一般
幡多地区	宿毛農機センター	宿毛市南沖須賀 1-1	一般
幡多地区	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲 5347-7	共用
幡多地区	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲 5347-8	共用
幡多地区	宿毛販売	宿毛市鷺洲 5347-7	共用
幡多地区	宿毛 橋上事務所 (建物)・遊休	宿毛市橋上町橋上 990-1	遊休
幡多地区	三崎 布事務所 (建物)・遊休	土佐清水市布 1843-1	遊休
幡多地区	佐賀支所	幡多郡黒潮町佐賀 888	一般
幡多地区	佐賀支所 (堆肥)	幡多郡黒潮町小黒ノ川 532-1	共用
幡多地区	佐賀販売	幡多郡黒潮町佐賀 888	共用
幡多地区	大方販売	幡多郡黒潮町入野 2109-1	共用
幡多地区	大正販売	高岡郡四万十町大正北ノ川 363-4	共用
幡多地区	十和支所	高岡郡四万十町十川 233-5	一般
幡多地区	十和販売	高岡郡四万十町十和川口 374-8	共用
幡多地区	十和製茶工場	高岡郡四万十町井崎 319-1	共用
幡多地区	西土佐支所	四万十市西土佐江川崎 253	一般
幡多地区	西土佐農機センター	四万十市西土佐江川崎 153-1	一般

幡多地区	西土佐支所（堆肥）	四万十市西土佐長生 863-2	共用
幡多地区	西土佐販売	四万十市西土佐江川崎 252-1	共用
幡多地区	西土佐支所（ゆず）	四万十市西土佐江川崎 252-1	共用
幡多地区	三原支所	幡多郡三原村来栖野 346	一般
幡多地区	三原販売	幡多郡三原村来栖野 237	共用
幡多地区	大月堆肥場	幡多郡大月町才角 1777-1	共用
本所	J A高知病院（売店）	南国市明見字中野 526-1	一般
本所	畜産課（海老ノ丸）	高知市海老ノ丸 13-58	一般
本所	炊飯センター	高知市池字遅越 282-42	一般
本所	Aコープかがみ	香南市香我美町下分 82-2	一般

②減損損失の認識に至った経緯

市場価額の著しい下落及び収益力が低下している一般資産と共用資産について短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産についても、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

（単位：千円）

本所、地区	金額	固定資産の種類毎の減損損失の内訳		
		土地	建物	その他
安芸地区	5,712	5,683	29	0
香美地区	73,107	14,899	50,842	7,364
土長地区	7,720	2,646	3,437	1,636
春野支所	1,105	796	-	308
仁淀川地区	7,824	4,987	1,989	848
幡多地区	645,209	353,983	234,863	56,362
本所	88,233	12,871	37,777	37,584
合計	828,913	395,868	328,941	104,104

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。正味売却価額については、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.33%で割り引いて算定しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券並びに事業債権である経済事業未収金であり、貸出金及び経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、主として農家組合員に対する制度融資の原資として高知県や株式会社日本政策金融公庫から借り入れたものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件及び大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、統括本部に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析、及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が728,144千円増加し、また金利が0.5%下降したものと想定した場合には、経済価値が1,471,173千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資産調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	605,689,680	605,731,092	41,411
満期保有目的の債券	12,996,835	12,997,040	204
その他有価証券	2,914,100	2,914,100	-
有価証券	15,910,935	15,911,140	204
貸出金	72,088,827	-	-
貸倒引当金(注1)	1,131,298	-	-
貸出金(引当金控除後)	70,957,529	75,458,194	4,500,665
経済事業未収金	7,230,932	-	-
貸倒引当金(注2)	988,049	-	-
経済事業未収金(引当金控除後)	6,242,882	-	-
外部出資(注3)	38,425	38,425	-
資 産 計	689,839,454	-	-
貯金	703,041,939	703,459,345	417,406
借入金	74,460	74,997	536
経済事業未払金	1,975,893	-	-
設備借入金	58,713	-	-
負 債 計	705,151,006	-	-

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注3) 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利に反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ. 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資(注1)	30,627,098
外部出資等損失引当金(注2)	70,845
外部出資(引当金控除後)	30,556,252

(注1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 外部出資に対する損失引当金を控除しています。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	605,689,680	-	-	-	-	-
有価証券	200,000	100,000	-	-	-	15,300,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	13,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	100,000	-	-	-	2,300,000
貸出金(注1、2、3)	10,055,833	5,762,865	5,319,334	4,624,727	4,100,092	41,534,050
経済事業未収金(注4)	6,260,163	-	-	-	-	-
合計	622,205,676	5,862,865	5,319,334	4,624,727	4,100,092	56,834,050

- (注1) 貸出金のうち、当座貸越3,013,888千円については「1年以内」に含めています。
(注2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権、期限の利益を喪失した債権等679,693千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件12,230千円は償還日が特定できないため、含めていません。
(注4) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等970,769千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	498,566,754	94,381,084	103,002,164	2,375,683	4,146,405	569,846
借入金	18,931	17,587	13,704	11,362	9,294	3,581
設備借入金	19,571	19,601	19,586	-	-	-
経済事業未払金	1,975,893	-	-	-	-	-
合計	500,581,149	94,418,273	103,035,454	2,387,045	4,155,699	573,427

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	696,835	725,200	28,364
	政府保証債	3,400,000	3,495,060	95,060
	小計	4,096,835	4,220,260	123,424
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	5,300,000	5,228,710	△71,290
	社債	3,600,000	3,548,070	△51,930
	小計	8,900,000	8,776,780	△123,220
合計	12,996,835	12,997,040	204	

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,470,660	2,203,325	267,335
	政府保証債	443,440	400,000	43,440
	外部出資	38,425	19,430	18,995
合計	2,952,525	2,622,755	329,770	

(注) なお、上記の差額から繰延税金負債91,214千円を差し引いた額238,556千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	3,244,625	443,287	-
地方債	943,459	93,470	-
社債	765,295	65,319	-
合計	4,953,379	602,076	-

- (4) 当事業年度中において、保有目的区分が変更となった有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、一般職員退職給与規程および限定一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）並びに全国共済農業協同組合連合会及び株式会社りそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における退職給付債務	10,221,138
勤務費用	600,651
利息費用	34,581
数理計算上の差異の発生額	49,086
退職給付の支払額	△1,016,213
期末における退職給付債務	<u>9,889,245</u>

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における年金資産	8,724,995
期待運用収益	88,649
数理計算上の差異の発生額	144,991
特定退職金共済制度への拠出金	272,741
確定給付企業年金制度への拠出金	278,006
退職給付の支払額	△829,632
期末における年金資産	<u>8,679,751</u>

④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)
退職給付債務	9,889,245
特定退職金共済制度	△6,124,009
確定給付企業年金制度	△2,555,741
未積立退職給付債務	1,209,494
未認識過去勤務費用	1,041,268
未認識数理計算上の差異	8,428
貸借対照表計上額純額	<u>2,259,190</u>
退職給付引当金	<u>2,259,190</u>

⑤退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：千円)
勤務費用	600,651
利息費用	34,581
期待運用収益	△88,649
数理計算上の差異の費用処理額	23,513
過去勤務費用の費用処理額	△134,357
出向者の退職給付費用のうち出向先負担分	△31,513
合計	<u>404,226</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

特定退職金共済制度	
債券	63%
年金保険投資	26%
現金及び預金	6%
その他	5%
合計	<u>100%</u>
確定給付企業年金制度	
一般勘定	75%
株式	24%
その他	1%
債券	0%
合計	<u>100%</u>

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.26%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度	0.70%
確定給付企業年金制度	1.89%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一括払いしており、令和3年3月末における前払い残高は1,652,708千円です。なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は1,652,708千円です。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	512,737
賞与引当金	185,892
退職給付引当金	624,892
特例業務負担金引当金	457,139
減価償却費	613,720
減損損失	1,118,373
その他	453,997
繰延税金資産 小計	3,966,752
評価性引当額	△3,966,752
繰延税金資産 合計 (A)	-
繰延税金負債	
資産除去債務に係る有形固定資産	△152
その他有価証券評価差額金	△91,214
繰延税金負債 合計 (B)	△91,367
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△91,367

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.11%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△74.28%
評価性引当額の増減	325.53%
住民税均等割等	47.36%
その他	13.65%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	344.04%

10. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数（6～20年）によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り（0.44～2.10%）を使用して資産除去債務の金額を算定しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	130,063 千円
時の経過による調整額	351 千円
期末残高	130,414 千円

(2) リース取引（貸手側）

①リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前リース取引のうち、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は下記のとおりです。

i) リース物件の取得価格、減価償却累計額及び期末残高

(単位：千円)

	建物	構築物	機械装置	合計
取得価格	728,392	267,722	749,912	1,746,027
減価償却累計額	679,834	256,547	543,704	1,480,086
期末残高	48,558	11,175	206,207	265,941

ii) 未経過リース料期末残高相当額 (単位：千円)

1 年以内	43,414
1 年超	42,695
合計	86,110

iii) 受取リース料、減価償却費、受取利息相当額 (単位：千円)

受取リース料	67,757
減価償却費	45,555
受取利息相当額	10,439

iv) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格の差額を利息相当額とし、利息相当額の各期への配分方法については、利息法および定額法によっています。

○ 第3期 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 附属明細書

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	11,008,948	490,865	736,435	10,763,378
再 評 価 積 立 金	7,901	—	—	7,901
資 本 準 備 金	12,746	—	—	12,746
利 益 剰 余 金	29,991,462	2,593,166	2,980,472	29,604,155
利 益 準 備 金	12,488,455	157,000	—	12,645,455
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,503,006	2,436,166	2,980,472	16,958,700
営 農 振 興 積 立 金	1,850,205	157,000	27,812	1,979,393
肥 料 協 同 購 入 積 立 金	12,791	—	—	12,791
経 営 安 定 対 策 積 立 金	151,350	930,170	828,913	252,607
教 育 基 金 積 立 金	72,000	—	—	72,000
信 用 次 期 シ ス テ ム 積 立 金	21,378	—	—	21,378
遊 休 資 産 の 処 分 及 び 取 壊 し 費 用 に か か る 積 立 金	20,000	—	—	20,000
固 定 資 産 (レ ン タ ル) の 処 分 及 び 取 壊 し 費 用 に か か る 積 立 金	20,000	—	—	20,000
IC キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 切 替 に 伴 う 積 立 金	15,599	—	—	15,599
給 油 所 POS シ ス テ ム 更 新 積 立 金	7,380	—	—	7,380
給 油 所 施 設 改 修 等 に か か る 積 立 金	10,176	—	—	10,176
経 済 施 設 改 修 等 に か か る 積 立 金	1,131	—	—	1,131
土 佐 あ き 施 設 改 修 及 び 耐 震 対 策 等 積 立 金	999,389	—	—	999,389
共 同 利 用 施 設 等 の 導 入 に 係 る 設 備 更 新 積 立 金	566,982	—	—	566,982
施 設 建 設 積 立 金	500,000	—	—	500,000
施 設 整 備 積 立 金	70,000	—	—	70,000
集 出 荷 場 施 設 積 立 金	200,000	—	—	200,000
重 油 事 故 積 立 金	8,048	—	—	8,048
協 同 活 動 推 進 積 立 金	90,000	—	—	90,000
経 済 事 業 施 設 整 備 積 立 金	75,000	—	—	75,000
茶 加 工 施 設 更 新 積 立 金	17,294	—	—	17,294
信 用 端 末 更 新 積 立 金	11,847	—	—	11,847
物 流 施 設 設 置 積 立 金	442,270	—	442,270	—
種 苗 供 給 確 保 積 立 金	30,000	—	30,000	—
特 別 積 立 金	11,437,861	—	300,900	11,136,960
当 期 未 処 分 剰 余 金	872,299	1,348,995	1,350,576	870,718
処 分 未 済 持 分	△ 323,409	△ 136,712	△ 274,990	△ 185,131
合 計	40,697,649	2,947,319	3,441,917	40,203,051

目的積立金の明細

名 称	営農振興積立金	土佐あき施設改修及び耐震対策等積立金	施設建設積立金
積立目的	営農振興積立金規程で定める積立	南海大地震の発生が危ぶまれる中、管内の施設は老朽化が進んでおり、耐震工事や建替えを行わなければ職員の命の安全や震災後の組員対応が難しい等多数の問題がある。しかし、耐震診断や工事等に対する多額の費用が経営に大きな負担となることが考えられる為、目的積立金を造成する	主要な施設の建設等に備えるため
積立目標額	営農振興積立金規程に定める額	1,000,000千円	500,000千円
積立基準	営農振興積立金規程の定めによる	毎期任意の積立とする	任意
取崩基準	営農振興積立金規程の定めにより取り崩す	施設の耐震診断及び耐震工事等の際に取り崩す	主要な施設の建設や大規模な修繕を行う場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩す
当期末残高	1,979,393千円	999,389千円	500,000千円
備考			

名 称	施設整備積立金	経営安定対策積立金	共同利用施設等の導入に係る設備更新積立金
積立目的	生産施設設備等、施設整備拡充を目的とする	経営安定対策積立規程による	選果施設等の共同利用施設の設備更新による生産者の利用料の負担軽減のために設備更新積立金として積み立てる
積立目標額	100,000千円	経営安定対策積立金規程に定める額	1,000,000千円
積立基準	毎事業年度の剰余金から総代会において剰余金処分額として認められた金額	経営安定対策積立金規程の定めによる	集出荷場等施設の年間販売高（百万未満切捨て）を基準に剰余金の範囲内で積み立てる（積立金目標額 年間販売高の3.5%以内）
取崩基準	施設整備に必要なが生じた時、取り崩すことができる	経営安定対策積立金規程の定めにより取り崩す	①共同利用施設の更新時に取崩し、生産者の利用料の1割を負担する ②10,000千円を超える臨時的修繕が発生した場合 ③広域での施設更新が行われる場合は関係する共同利用施設の積立金を取り崩す
当期末残高	70,000千円	252,607千円	566,982千円
備考			

名 称	集出荷場施設積立金	協同活動推進積立金	経済事業施設整備積立金
積立目的	新たな集出荷場の建設及び機械装置の更新に備えた準備を目的とする	教育文化活動を始めとする共同活動の実践・推進を図るため、共同活動に係る費用の全部又は一部を積立金並びに財務収益で確保することを目的とする	施設建設（重油タンク・資材倉庫）および、それに伴うリース、減価償却等の費用を積み立てる
積立目標額	200,000千円	100,000千円	100,000千円
積立基準	未処分剰余金より総会（総代会）において承認された金額を積み立てる	毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の残額）の20分の1に相当する金額以上を積立基準とする	積立金は、毎事業年度の剰余金の中から目標額に達するまで任意に積み立てる
取崩基準	出荷場の建設及び機械装置の更新等が決定した場合	この積立金は、当該事業年度の共同活動にかかる費用の範囲内で、総代会の議決を得て取り崩すことができる	①経済事業施設建設等のために発生する諸費用について取り崩す ②目標達成のため、目標額に達する前の取り崩しも可能とする ③目標額に達する前に取り崩しがあつた場合には、目標額から控除する ④取り崩しに関する事項は、理事会に一任する
当期末残高	200,000千円	90,000千円	75,000千円
備考			

名 称	教育基金積立金	信用次期システム積立金	遊休資産の処分及び取り壊し費用にかかる積立金
積立目的	組合員教育並びに役職員教育の資金を安定的に確保する為の教育資金	信用次期オンラインシステム導入に伴う積立	第12期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	任意	70,000千円	20,000千円
積立基準	総代会決議による	第13期総代会決議による	第12期総代会決議による
取崩基準	・組合員教育のための経費 ・役職員の特別(長期)教育を実施する資金 ・組合員の子弟の育成資金 ・その他理事会において目的達成のため必要と認めた資金	信用次期オンラインシステム(端末機更新、ATM次期システム対応)導入後に発生する費用(リース費用、減価償却費等)について取り崩す	遊休資産の処分及び取り壊しに要した費用について取り崩す
当期末残高	72,000千円	21,378千円	20,000千円
備考			

名 称	固定資産(レンタル)の処分及び取り壊し費用にかかる積立金	茶加工施設更新積立金	ICキャッシュカード切替に伴う積立金
積立目的	第12期総代会決議による	茶加工施設更新のための積立金	第12期総代会決議による
積立目標額	20,000千円	更新必要額	20,000千円
積立基準	第12期総代会決議による	生茶1kg当り75円	第12期総代会決議による
取崩基準	固定資産(レンタル)の処分及び取り壊しに要した費用について取り崩す	減価償却費及びリース料に応じた金額を毎年取り崩す	ICキャッシュカード切替に要した費用について取り崩す
当期末残高	20,000千円	17,294千円	15,599千円
備考			

名 称	肥料協同購入積立金	信用端末更新積立金	給油所施設改修等にかかる積立金
積立目的	肥料協同購入積立規程による	次期信用事業オンラインシステムの移行に係る諸費用の積立金	第15期総代会決議による(コスモス)
積立目標額	営農振興積立金規程に定める額	100,000千円	15,000千円
積立基準	肥料協同購入積立規程の定めによる	平成19年度ならびに平成20年度の剰余金から積立てる	第15期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	肥料協同購入積立規程の定めにより取り崩す	端末機更新、システム移行費用、移行に際して発生する費用について取り崩す	給油所施設改修等に要した費用について取り崩す
当期末残高	12,791千円	11,847千円	10,176千円
備考			

名 称	重油事故積立金	給油所POSシステム更新積立金	経済施設改修等にかかる積立金
積立目的	重油施設の保守管理の経費並びに重油漏れ事故発生の場合の回収及び補償にかかる損失の発生に備えて、園芸農家の経営安定に資することを目的とする	第13期総代会決議による	第17期総代会決議による
積立目標額	20,000千円	15,000千円	50,000千円
積立基準	重油供給10あたり50銭を超えない金額を総会(総代会)において承認された金額を積み立てる	第13期総代会決議による(コスモス)	第17期総代会決議による(コスモス)
取崩基準	JAが設置したタンクの塗装とタンク内スラッジ除去並びにクリーニングに要する費用を年次計画的に支出する金額。事故による損失のうち理事会が査定した金額	給油所POSシステム更新に要した費用について取り崩す	経済施設改修等に要した費用について取り崩す
当期末残高	8,048千円	7,380千円	1,131千円
備考			

名 称	物流施設設置積立金	種苗供給確保積立金
積立目的	県産園芸品の物流(情報を含む)を統括調整する物流・流通等施設を設置し、販売流通を強化・効率化する	農家の労力軽減、生産性の向上をはかるため、優良種苗の安定供給と育成を確保し、系統事業を強化する
積立目標額	500,000千円	30,000千円
積立基準	毎年度ごとに剰余金の一部をあてる	毎年度ごとに剰余金の一部をあてる
取崩基準	物流・流通等の資産取得が生じた場合に取崩すものとし、その額は理事会の審議を経て組合長が決定する	①期中において、あらかじめ設定した価格を下回った場合の価格補てん ②予約により供給した種苗が品質価格の条件を欠いた場合で当組合が分担すべき補てん ③優良種苗を先行確保するための開発研究に必要な経費が生じた場合に取崩すものとし、その額は理事会の審議を経て組合長が決定する
当期末残高	0千円	0千円
備考		

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円、%)

種類	当 期 残	首 高	当 増 加 額	当 期 減 少 額 (減損損失)	当 期 末 高	当 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形 固定 資産	建物	28,893,770	188,221	545,179 (328,941)	28,536,812	458,910	21,979,110	77.0
	構築物	3,372,818	16,913	41,881 (9,107)	3,347,850	62,867	2,958,853	88.4
	機械装置	9,987,547	244,723	315,261 (49,807)	9,917,009	352,380	8,897,279	89.7
	車両運搬具	219,156	23,845	21,567 (2,430)	221,435	15,232	189,468	85.6
	工具器具備品	2,946,837	140,573	81,549 (12,179)	3,005,862	147,647	2,671,398	88.9
	土地	10,172,638	162,677	575,678 (395,868)	9,759,638			
	リース資産	393,537	79,214	62,443 (8,708)	410,308	65,782	181,658	44.3
	建設仮勘定	86,929	391,592	23,220 (-)	455,302			
	計	56,073,237	1,247,761	1,666,780 (807,042)	55,654,218	1,102,820	36,877,769	
無形 固定 資産	借地権	42,538	-	- (-)	42,538	-		
	地上権	253	-	86 -	166	86		
	商標権	274	-	57 (-)	216	57		
	ソフトウェア	59,524	10,444	41,066 (21,870)	28,901	18,849		
	電話加入権	17,782	-	82 (-)	17,700	-		
	電気通信施設 利用権	3,272	-	2,753 (-)	518	2,753		
	リース資産	2,555	-	851 (-)	1,703	851		
	印版代	12,662	-	3,147 (-)	9,514	3,147		
	計	138,863	10,444	48,047 (21,870)	101,260	25,747		
合計	56,212,101	1,258,205	1,714,828 (828,913)	55,755,478	1,128,568			

注1 当期増加額の主な内容は次のとおりです。

- 建物 土佐町集出荷場 改修工事 55,652千円
- 建物 四万十支所 改修工事 22,962千円
- 機械装置 安芸ユズ工場 選果システム高度化工事 42,300千円
- 工具器具備品 グリーンはるの第一集出荷場2階作業場 空調設備 26,000千円
- リース動産 出荷計画・分荷システム機器一式 30,000千円
- 建設仮勘定 JAグリーン四万十店 建設工事費 301,326千円
- 建設仮勘定 山田第1出荷場 高度化 建設工事費 66,715千円

注2 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

注3 建物には、資産除去債務に係る固定資産が含まれています。

注4 当期償却費のうち、賃貸資産及び売電設備に係る減価償却費は雑損失(事業外費用)に含まれています。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
統 出 資 系	高知県信用農業協同組合連合会	18,837,780	—	—	18,837,780
	高知県厚生農業協同組合連合会	418,980	—	—	418,980
	高知県農教 育 基 金	272,303	—	—	272,303
	業協同組 農 業 振 興 基 金	85,165	—	8,010	77,155
	合中央会 経 営 強 化 基 金 会	193,087	—	—	193,087
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,431,800	—	—	1,431,800
	全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	6,219,400	—	—	6,219,400
	農 林 中 央 金 庫 会	106,300	—	—	106,300
	全 国 酪 農 業 協 同 組 合 連 合 会	9,550	—	—	9,550
	全 国 新 聞 情 報 農 業 協 同 組 合 連 合 会	3,550	—	—	3,550
	高 知 県 施 設 農 業 協 同 組 合 連 合 会	26,100	—	—	26,100
	日 本 園 芸 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,000	—	—	1,000
	日 本 養 鶏 農 業 協 同 組 合 連 合 会	100	—	—	100
	四 国 生 乳 販 売 農 業 協 同 組 合 連 合 会	20,430	—	—	20,430
計	27,625,545	—	8,010	27,617,535	
統 外 出 資 系	株 式 会 社 農 協 観 光	19,280	—	19,280	—
	阿 佐 海 岸 鉄 道 株 式 会 社	80	—	—	80
	四 国 乳 業 株 式 会 社	1,178	—	—	1,178
	株 式 会 社 四 国 電 力	38,157	268	—	38,425
	株 式 会 社 き た が わ ジ ャ ル ダ ン	504	—	—	504
	株 式 会 社 日 本 農 業 新 聞	650	—	—	650
	株 式 会 社 赤 岡 青 果 市 場	1,000	—	—	1,000
	大 豊 ゆ と り フ ェ ー ム 株 式 会 社	3,000	—	—	3,000
	株 式 会 社 む ら び と 本 舗	100	—	75	24
	高 知 空 港 ビ ル 株 式 会 社	13,000	—	—	13,000
	株 式 会 社 道 の 駅 南 国	1,350	—	—	1,350
	株 式 会 社 な が お か	300	—	—	300
	ア プ ロ ス 株 式 会 社	2,000	—	—	2,000
	有 限 会 社 む さ さ び の 里	1,500	—	—	1,500
	株 式 会 社 あ ぐ り 窪	3,700	—	—	3,700
	株 式 会 社 SEA プ ロ ジ ェ ク ト	100	—	—	100
	ゆ す ば ら ベ レ ッ ト 株 式 会 社	50	—	—	50
	株 式 会 社 中 村 青 果 市 場	5	—	5	—
	株 式 会 社 四 万 十 ド ラ マ	100	—	—	100
	土 佐 清 水 食 品 株 式 会 社	973	—	—	973
	株 式 会 社 な ぶ ら 土 佐 佐 賀 場	1,000	—	—	1,000
	株 式 会 社 高 知 青 果 市 場	34,307	—	—	34,307
	高 知 ビ ニ ー ル 株 式 会 社	9,112	—	—	9,112
	株 式 会 社 テ レ ビ 高 知	19,637	—	—	19,637
	高 知 フ ァ ー ズ 株 式 会 社	13,152	—	—	13,152
	土 佐 く ろ し お 鉄 道 株 式 会 社	553	—	—	553
	株 式 会 社 エ フ ェ ム 高 知	1,906	—	—	1,906
J A 日 本 く み あ い 飼 料 株 式 会 社	88,043	—	—	88,043	
株 式 会 社 土 佐 花 き 園 芸 市 場	—	3,750	—	3,750	
出 資 系	高 知 県 農 業 信 用 基 金 協 会	909,070	3,830	—	912,900
	安 芸 郡 酒 類 卸 商 業 協 同 組 合	780	—	—	780
	芸 東 森 林 組 合	16	—	—	16
	高 知 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合	1	—	—	1
	南 国 酒 販 協 同 組 合	100	—	—	100
	大 豊 町 森 林 組 合	72	—	—	72
	本 山 町 森 林 組 合	21	—	—	21
	土 佐 町 森 林 組 合	23	—	—	23
	協 同 組 合 ハ イ ウ ェ イ シ ス テ ム	10	—	10	—
	高 知 県 た ば こ 販 売 協 同 組 合	8	—	—	8
	高 知 県 食 品 外 販 協 同 組 合	100	—	—	100
	高 知 酒 販 協 同 組 合	1	—	1	—
	仁 淀 川 森 林 組 合	251	—	—	251
	高 岡 郡 酒 類 卸 商 業 協 同 組 合	582	—	—	582
	津 野 町 森 林 組 合	543	—	—	543
	禰 原 町 森 林 組 合	1,500	—	—	1,500
	宿 毛 市 森 林 組 合	95	—	—	95
	高 知 中 央 市 場 鮮 魚 買 受 人 協 同 組 合	410	—	—	410
	赤 岡 青 果 商 業 協 同 組 合	13	—	—	13
他	60	—	—	60	
計	1,168,397	7,848	19,372	1,156,872	
子 会 社 等 出 資	株 式 会 社 ア グ リ ー ド 土 佐 あ き	9,000	—	—	9,000
	株 式 会 社 コ ス モ ス ア グ リ サ ポ ー ト	60,000	—	—	60,000
	株 式 会 社 と さ の さ と	66,000	—	—	66,000
	営 農 支 援 セ ン タ ー 四 万 十 株 式 会 社	1,500	—	—	1,500
	株 式 会 社 J A メ モ リ ア ル こ う ち	1,338,905	—	—	1,338,905
	株 式 会 社 協 同 プ ロ セ ス こ う ち	13,920	—	—	13,920
	高 知 県 く み あ い 運 輸 株 式 会 社	42,350	—	—	42,350
	株 式 会 社 J A エ ナ ジ ー こ う ち	177,100	—	—	177,100
	株 式 会 社 高 知 県 農 協 電 算 セ ン タ ー	39,290	—	—	39,290
	協 同 キ ラ メ ッ セ 室 戸 有 限 会 社	3,000	—	—	3,000
	有 限 会 社 芸 西 青 果 市 場	2,500	—	—	2,500
	有 限 会 社 天 然 の 湯 な が お か 温 泉	5,000	—	—	5,000
	有 限 会 社 十 市 パ ー ク ス テ ー シ ョ ン 管 理 組 合	91,550	—	—	91,550
	株 式 会 社 土 佐 花 き 園 芸 市 場	4,200	—	4,200	—
株 式 会 社 ヤ ・ シ イ	8,000	—	—	8,000	
高 知 県 食 肉 セ ン タ ー 株 式 会 社	33,000	—	—	33,000	
計	1,895,315	—	4,200	1,891,115	
合 計	30,689,258	7,848	31,582	30,665,523	

注 株式会社土佐花き園芸市場については、減資したことに伴い表示区分を変更しています。

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	2,439,717	2,212,823	25,757	2,413,959	2,212,823
一般貸倒引当金	269,568	280,169	—	269,568	280,169
うち信用事業	220,587	249,085	—	220,587	249,085
うち購買事業	23,748	21,595	—	23,748	21,595
うち販売事業	17,414	5,396	—	17,414	5,396
うち加工事業	4,744	2,272	—	4,744	2,272
うち利用事業	646	682	—	646	682
うちその他事業	80	38	—	80	38
うち事業外	2,345	1,097	—	2,345	1,097
個別貸倒引当金	2,170,148	1,932,653	25,757	2,144,391	1,932,653
うち信用事業	991,265	882,212	20,642	970,622	882,212
うち購買事業	812,510	701,640	5,046	807,464	701,640
うち販売事業	10,691	10,366	—	10,691	10,366
うち加工事業	7,637	1,437	—	7,637	1,437
うち利用事業	257,166	244,270	68	257,098	244,270
うちその他事業	160	347	—	160	347
うち事業外	90,716	92,377	—	90,716	92,377
賞与引当金	598,174	579,209	598,174	—	579,209
退職給付引当金	2,560,778	435,740	737,327	—	2,259,190
役員退職慰労引当金	38,564	30,598	—	—	69,163
特例業務負担金引当金	1,802,954	—	150,246	—	1,652,708
外部出資等損失引当金	70,845	—	—	—	70,845
子会社等支援引当金	136,546	21,253	—	—	157,800
合 計	7,647,581	3,279,624	1,511,505	2,413,959	7,001,741

注 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 一般債権の貸倒実績率等による洗替額
 個別貸倒引当金 個別債権の回収および回収可能性の見直しによる戻入額

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

①子会社等との取引の明細

(単位：千円)

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
株式会社 高知県農協 電算センター	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	—	—	
	うち販売事業	—	—	
	うちその他事業	—	392,157	事務委託手数料
	計	—	392,157	
株式会社 とさのさと	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	214,815	5,917	購買事業本部（食品・生活用品）
	うち販売事業	41,689	—	安芸・土佐市・れいほく・幡多・四万十
	うちその他事業	24,431	—	お茶・ゆず・きのこ加工品
	計	280,935	5,917	
株式会社 JAメモリアルこうち	うち信用事業	25,000	—	
	うち共済事業	1,354	—	
	うち購買事業	30,077	8,858	
	うち販売事業	24,186	—	返礼品(茶製品)、生花他
	うち利用事業	94,390	—	葬儀手数料
	うちその他事業	92,579	—	運営経費、人件費他
	計	267,588	8,858	
株式会社 JAエナジーこうち	うち信用事業	250	—	下半期両替手数料
	うち共済事業	7,685	—	防火、業務災害、身元保証
	うち購買事業	6,047,086	23,984	買掛金委託費込み
	うち販売事業	—	12,886	米検査、大豆
	うちその他事業	364,002	162,305	燃料代、産廃処理、人件費、賃貸料等
	計	6,419,025	199,177	
高知県くみあい運輸 株式会社	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	4,636	254,285	運賃、賃貸料等
	うち販売事業	663	71,091	運賃、賃貸料等
	うちその他事業	—	100	
	計	5,300	325,477	
協同プロセスこうち 株式会社	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	10,336	—	購買事業本部（生活用品）
	うち販売事業	3,960	—	施設賃貸借料
	うちその他事業	33	—	お茶
	計	14,329	—	
協同キラメッセ室戸 有限会社	うち信用事業	—	3	貯金利息
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	2,993	—	購買品供給高
	うち販売事業	356	348	販売品販売高・販売原価
	うちその他事業	—	—	
	計	3,350	351	
株式会社 アグリード土佐あき	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	5,709	—	購買品供給高
	うち販売事業	25,514	6,912	ナスの売上
	うち利用事業	169	—	レンタルハウス利用料
	うちその他事業	—	2,000	委託料
	計	31,394	8,912	
有限会社 芸西青果市場	うち信用事業	37	—	貸付金利息
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	281	—	購買品供給高
	うち販売事業	—	—	
	うちその他事業	—	—	
	計	319	—	
株式会社 れいほく未来	うち信用事業	27	—	振替手数料、貸出金利息
	うち共済事業	304	—	自動車共済掛金
	うち購買事業	57,293	—	購買品供給高
	うち販売事業	738	—	園芸・販売手数料
	うち利用事業	—	—	
	うちその他事業	—	18,180	業務委託料
	計	58,364	18,180	
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	うち信用事業	42	0	収益：振込手数料、費用：貯金利息
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	7,373	—	重油代
	うち販売事業	—	—	
	うち利用事業	38,000	—	利用料
	計	45,416	0	
株式会社 南国スタイル	うち信用事業	427	0	貸付金利息、為替手数料、支払貯金利息
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	33,853	—	購買品供給高
	うち販売事業	1,725	—	園芸・米飯等販売手数料
	うち利用事業	3,870	12,500	育苗・ライスセンター利用料、委託料
	うちその他事業	—	3,368	業務委託料（農家レストラン、直販）
	計	39,875	15,868	
株式会社 ヤ・シィ	うち信用事業	—	0	貯金利息
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	—	—	
	うち販売事業	—	—	
	うち利用事業	—	—	
	うちその他事業	—	—	
	計	—	0	
有限会社 十市パーク ステーション管理組合	うち信用事業	—	0	貯金利息
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	7	—	消耗品費
	うち直販事業	—	1,142	借家借地料
	うちその他事業	660	—	事務委託手数料
	計	667	1,142	
株式会社 コスモス アグリサポート	うち信用事業	50	0	貸出金利息、貯金利息
	うち共済事業	100	—	短期共済掛金
	うち購買事業	24,821	22,054	農薬・資材他
	うち販売事業	27,334	25,572	
	うち利用事業	2,478	—	レンタルリース管理手数料
	うちその他事業	—	—	
	計	54,786	47,628	
営農支援センター 四万十株式会社	うち信用事業	199	—	貸付金利息
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	46,420	42,783	
	うち販売事業	951	—	
	うちその他事業	—	—	
	計	47,571	42,783	
高知県食肉センター 株式会社	うち信用事業	—	—	
	うち共済事業	—	—	
	うち購買事業	—	—	
	うち販売事業	31	1	事業外費用収益
	うちその他事業	—	—	
	計	31	1	
合計		7,268,956	1,066,457	

②子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

会社名	取引内容	金銭債権			金銭債務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減高	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株式会社 高知県農協 電算センター	未払金	—	—	—	27,225	30,784	3,559
	計	—	—	—	27,225	30,784	3,559
株式会社 とさのさと	貯金	—	—	—	3,930	10,386	6,456
	貸付金	500,000	500,000	—	—	—	—
	購買未収金	17,001	6,241	△ 10,759	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	157	—	△ 157
	事業未収金	5,279	19,660	14,381	—	—	—
	未収金	306	—	△ 306	—	—	—
計	522,586	525,902	3,315	4,087	10,386	6,299	
株式会社 JAメモリアルこうち	貯金	—	—	—	53,768	62,340	8,572
	貸付金	475,000	450,000	△ 25,000	—	—	—
	購買未収金	1,396	861	△ 535	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	9,304	8,858	△ 445
	利用未収金	143,877	9,317	△ 134,560	—	—	—
	利用未払金	—	—	—	126,822	—	△ 126,822
	未収金	—	929	929	—	—	—
	販売未収金	966	16	△ 949	—	—	—
計	621,240	461,124	△ 160,115	189,895	71,199	△ 118,695	
株式会社 JAエナジーこうち	貯金	—	—	—	317,646	20,093	△ 297,552
	購買未収金	1,141,327	1,218,407	77,080	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	1,495	—	△ 1,495
	事業未払金	—	—	—	1,772	—	△ 1,772
	未収金	51,505	31,273	△ 20,232	—	—	—
	未払金	—	—	—	10,972	11,233	261
計	1,192,833	1,249,680	56,847	331,886	31,327	△ 300,559	
高知県くみあい運輸 株式会社	購買未収金	66	383	317	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	157	23,870	23,713
	販売未収金	—	3	3	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	777	4,113	3,336
	計	66	387	321	934	27,984	27,049
協同プロセスこうち 株式会社	貯金	—	—	—	—	1	1
	貸付金	2,000	—	△ 2,000	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	80	—	△ 80
	販売未収金	13,200	12,010	△ 1,189	—	—	—
	購買未収金	559	—	△ 559	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	956	18	△ 938
計	15,759	12,010	△ 3,749	1,037	19	△ 1,017	
協同キラメッセ室戸 有限会社	貯金	—	—	—	147,948	155,107	7,159
	販売未収金	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	147,948	155,107	7,159	
株式会社 アグリード土佐あき	貯金	—	—	—	14,064	15,096	1,032
	購買未収金	893	404	△ 488	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	1,287	1,079	△ 208
	リース投資資産	1,698	1,530	△ 167	—	—	—
	計	2,592	1,935	△ 656	15,351	16,175	824
有限会社 芸西青果市場	貯金	—	—	—	—	—	—
	貸付金	—	3,070	3,070	8,983	—	△ 8,983
	購買未収金	38	8	△ 30	—	—	—
計	38	3,078	3,039	8,983	—	△ 8,983	
株式会社 れいほく未来	貸付金	17,634	13,274	△ 4,359	—	—	—
	貯金	—	—	—	4,390	20,151	15,760
	購買未収金	19,252	41,398	22,146	—	—	—
	販売未収金	—	—	—	—	—	—
	リース投資資産	6,353	—	△ 6,353	—	—	—
計	43,239	54,672	11,433	4,390	20,151	15,760	
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	貯金	—	—	—	9,941	22,724	12,783
	利用未収金	10,450	31,350	20,900	—	—	—
	購買未収金	956	1,045	89	—	—	—
	計	11,406	32,395	20,989	9,941	22,724	12,783
株式会社 南国スタイル	貯金	—	—	—	7,062	16,956	9,894
	貸付金	83,931	80,826	△ 3,105	—	—	—
	購買未収金	10,508	7,488	△ 3,020	—	—	—
	利用未収金	1,518	1,207	△ 310	—	—	—
	直販未収金	51	102	50	—	—	—
	計	96,009	89,624	△ 6,384	7,062	16,956	9,894
株式会社 ヤ・シィ	貯金	—	—	—	997	1,024	26
	計	—	—	—	997	1,024	26
有限会社 十市パーク ステーション管理組合	貯金	—	—	—	14,371	13,576	△ 794
	計	—	—	—	14,371	13,576	△ 794
株式会社 コスモス アグリサポート	貸付金	3,960	31,640	27,680	—	—	—
	購買未収金	12,524	1,956	△ 10,567	—	—	—
	リース投資資産	214,759	178,530	△ 36,229	—	—	—
	普通貯金	—	—	—	33,330	19,093	△ 14,236
	前受収益	—	—	—	1,578	1,584	6
	未収収益	119	108	△ 10	—	—	—
	計	231,363	212,235	△ 19,128	34,908	20,678	△ 14,229
営農支援センター 四万十株式会社	貯金	—	—	—	54,073	79,574	25,501
	貸付金	37,488	29,394	△ 8,093	—	—	—
	購買未収金	13,646	13,269	△ 377	—	—	—
	販売未収金	—	—	—	—	—	—
計	51,134	42,663	△ 8,470	54,073	79,574	25,501	
高知県食肉センター 株式会社	貯金	—	—	—	—	121,790	121,790
	販売未収金	1,152	—	△ 1,152	—	—	—
	未払金	—	—	—	—	11	11
	計	1,152	—	△ 1,152	—	121,801	121,801
合計	2,789,422	2,685,711	△ 103,710	853,095	639,474	△ 213,621	

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役員報酬	341,414
	給料手当	8,439,586
	うち賞与引当金繰入額	598,174
	福利厚生費	1,515,784
	退職給付費用	404,226
	役員退職慰労引当金繰入額	30,598
	計	10,731,611
業 務 費	会議費	47,454
	接待交際費	2,198
	宣伝広告費	51,816
	通信費	139,134
	印刷・消耗品費	104,457
	図書・研修費	24,096
	業務委託費	1,242,991
	旅費	17,127
計	1,629,277	
諸 税 負 担 金	租税公課	376,484
	支払賦課金	79,994
	分担金	89,253
計	545,732	
施 設 費	減価償却費	1,023,102
	保守修繕費	305,278
	保険料	73,782
	水道光熱費	442,568
	賃借料	494,293
	消耗備品費	59,760
	車両費	99,226
	施設管理費	188,387
	その他施設費	351
計	2,686,749	
その他事業管理費		47,246
合	計	15,640,616

剰余金処分案 (第3期)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	870,718,638
2. 剰余金処分額	804,626,369
(1) 任意積立金	700,000,000
経営安定積立金	700,000,000
(2) 出資配当金	104,626,369
普通出資に対する配当金	104,626,369
3. 次期繰越剰余金	66,092,269

(注) 1 出資配当金は年1%の割合です。

2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、附属明細書の目的積立金の明細のとおりです。

独立監査人の監査報告書

令和3年5月28日

高知県農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 北川 健二 ㊞

指定社員

業務執行社員

公認会計士 松木 克史 ㊞

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第3期の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら

に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの第 3 期の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第3期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、当事業年度監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査室からその職務の執行状況を聴取し、職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、統括本部・事業本部・地区本部・支所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役・監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の「みのり監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年6月3日

高知県農業協同組合

(代表監事) 常勤監事	北 添 和 明		常勤監事	武 井 隆 一	
常勤監事	山 岡 さ か		監 事	楠 瀬 邦 司	
監 事	藤 坂 豊 利		監 事	岡 本 明 夫	
監 事	松 井 一 男		監 事	松 田 博 和	
監 事	山 崎 誠 一		監 事	村 田 弘 文	

(注) 監事 村田 弘文 山崎 誠一 は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

○第3期 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 部門別損益計算書

(単位：千円)

項目	合計	信用事業	共済事業	農業関連	生活その他	営農指導	共通管理費等
事業収益①	43,644,384	5,654,883	4,231,040	27,726,421	5,891,228	140,810	
事業費用②	27,638,219	699,144	251,079	22,205,491	4,328,046	154,457	
事業総利益③ (①-②)	16,006,164	4,955,739	3,979,961	5,520,929	1,563,181	△ 13,647	
事業管理費④	15,640,616	3,363,377	2,690,464	6,779,699	1,883,545	923,530	
(うち減価償却費⑤)	(1,023,102)	(130,592)	(70,919)	(714,655)	(84,801)	(22,134)	
(うち人件費⑤ [〃])	(10,731,611)	(1,985,286)	(2,296,858)	(4,270,376)	(1,414,527)	(764,561)	
※うち共通管理費⑥		592,652	653,386	1,659,466	492,037	185,384	△ 3,582,925
(うち減価償却費⑦)		(13,719)	(7,696)	(54,158)	(11,304)	6,036	(△ 92,915)
(うち人件費⑦ [〃])		(408,547)	(529,429)	(1,029,313)	(319,076)	112,794	(△ 2,399,161)
事業利益⑧ (③-④)	365,548	1,592,362	1,289,497	△ 1,258,770	△ 320,363	△ 937,177	
事業外収益⑨	938,694	76,811	39,962	338,873	459,835	23,211	
※うち共通分⑩		49,979	24,235	221,760	83,930	10,231	△ 390,138
事業外費用⑪	221,804	△ 15,758	△ 21,336	△ 47,709	304,808	1,800	
※うち共通分⑫		△ 21,131	△ 24,998	△ 81,345	△ 22,695	△ 4,961	155,131
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,082,438	1,684,932	1,350,796	△ 872,187	△ 165,336	△ 915,765	
特別利益⑭	990,954	13,355	9,833	935,226	17,225	15,312	
※うち共通分⑮		9,947	8,028	50,282	4,364	2,602	△ 75,225
特別損失⑯	1,958,288	110,222	70,710	1,616,274	120,569	40,511	
※うち共通分⑰		34,507	24,140	101,379	25,550	13,190	△ 198,769
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	115,104	1,588,065	1,289,920	△ 1,553,235	△ 268,680	△ 940,965	
営農指導事業分 配賦額⑲		△ 120,059	△ 88,678	△ 633,130	△ 99,096	940,965	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	115,104	1,468,006	1,201,241	△ 2,186,365	△ 367,777		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人員割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

(2) 営農指導事業

人員割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦割合)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連	生活その他	営農指導
共通管理費等	100%	17%	18%	46%	14%	5%
営農指導	100%	13%	9%	67%	11%	

○第3期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業別の明細

1. 信用事業

(1) 貯金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
当 座 性 貯 金	247,960,142
定 期 貯 金	449,059,800
定 期 積 金	6,021,996
計	703,041,939

(2) 貸出金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
手 形 貸 付 金	149,723
証 書 貸 付 金	68,925,215
当 座 貸 越	3,013,888
計	72,088,827

(3) 預金

(単位：千円)

種 類	当期末残高
系 統 預 金	605,513,938
系 統 外 預 金	175,742
計	605,689,680

(4) 有価証券

(単位：千円)

種 類	当期末残高
国 債	3,167,495
地 方 債	5,300,000
政 府 保 証 債	3,843,440
社 債	3,600,000
計	15,910,935

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		件 数	金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	57,631	600,684,246
	定 期 生 命 共 済	893	10,778,900
	養 老 生 命 共 済	30,299	170,724,926
	う ち こ ど も 共 済	11,851	57,932,551
	医 療 共 済	49,233	14,188,000
	が ん 共 済	15,263	2,080,000
	定 期 医 療 共 済	2,044	2,185,900
	介 護 共 済	8,487	9,112,559
	生 活 障 害 共 済	1,802	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	1,421	
	年 金 共 済	23,354	3,399,800
建 物 更 生 共 済	108,812	1,280,908,135	
合 計	299,239	2,094,062,468	

(注) 金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医 療 共 済	49,233	340,911
が ん 共 済	15,263	95,599
定 期 医 療 共 済	2,044	10,271
合 計	66,540	446,781

(注) 金額は、入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の生活金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介 護 共 済	8,487	17,323,335
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	1,468	7,301,200
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	334	266,240
特 定 重 度 疾 病 共 済	1,421	2,177,800

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	17,432	7,307,303
年 金 開 始 後	5,922	2,862,670
合 計	23,354	10,169,973

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	5,839	58,876,680	63,337
自 動 車 共 済	88,022		3,320,139
傷 害 共 済	32,270	136,763,000	21,375
定 額 定 期 生 命 共 済	2	4,000	50
賠 償 責 任 共 済	2,036		4,227
自 賠 責 共 済	47,775		946,543
合 計	175,944		4,355,674

(注) 金額は、保障金額です。

3. 購買事業

(単位：千円)

品 目		購買品供給高	
生 産 資 材	肥 料	3,315,916	
	農 薬	2,635,628	
	飼 料	1,418,710	
	農 業 機 械	1,302,155	
	生 産 資 材	4,161,295	
	自 動 車	282,617	
	燃 料	2,523,585	
	そ の 他	—	
	計	15,639,909	
生 活 物 資	食 品	米	367,830
		生 鮮 食 品	1,242,035
		一 般 食 品	1,794,536
	衣 料 品	39,566	
	耐 久 消 費 財	228,787	
	日 用 保 健 雑 貨	386,246	
	家 庭 燃 料	606,513	
	そ の 他	152,478	
	計	4,817,994	
合 計	20,457,904		

4. 販売事業

(1) 受託販売品

(単位：千円)

品 目	取扱高
米 穀	1,610,272
野 菜	47,657,447
果 実	2,624,109
花 卉 ・ 花 木	3,040,400
畜 産 物	3,727,291
林 産 物	476,562
特 産 物	1,229,402
そ の 他	31,284
合 計	60,396,771

※受託販売品については、直販手数料に係る取扱高が一部含まれていません。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

品 目	取扱高 (販売高)
米 穀	445,240
野 菜	2,378,831
畜 産 物	1,555,271
特 産 物 等	326,742
合 計	4,706,086

5. 保管事業

(単位：千円)

項 目	金 額
収 益	896
費 用	257
差 引	638

6. 加工事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		3,126,496
費	用		2,769,418
差	引		357,077

7. 利用事業

(単位：千円)

項	目	金	額
ライスセンター	収	益	124,057
	費	用	89,033
	差	引	35,023
育苗センター	収	益	222,911
	費	用	173,607
	差	引	49,303
レンタルハウス	収	益	133,298
	費	用	4,154
	差	引	129,144
その他	収	益	279,164
	費	用	73,235
	差	引	205,928
合計	収	益	759,431
	費	用	340,031
	差	引	419,400

8. 指導事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		143,495
費	用		172,463
差	引		△ 28,967

9. その他の事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		264,929
費	用		110,571
差	引		154,357

第3号議案 第4期（令和3年度）事業計画の設定について

経営理念に掲げる組合員・地域の皆様とつくるより良い「未来」を目指し、経営基盤の強化を図ることで自己改革（「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」）の取組を実践していきます。

1. 農業所得増大対策

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向け、各事業の取組が確実に進むよう、各種施策に引き続き取組めます。

また、品目ごとの営農指導・販売事業の行動の明確化と実践を継続するとともに、将来を見据えた品目別の振興計画についても段階的に整理していきます。

（1）補助事業等を活用した所得増大・農業生産の拡大の実施

J Aグループ高知が実施する県域担い手サポート連絡協議会事業及びその他各種補助事業を有効活用し、担い手農業者の反収向上や省力化につながる機械類の導入支援及び集落営農組織の支援、地域実態に応じた有望作物の試験研究や既存作物の課題解決に向けた試験研究等を進めます。

（2）計画的な集出荷場の再編に向けた取組及び集出荷場運営コストの削減

集出荷場再編計画に基づき、集出荷場の効率的な利用に向けての取組を計画的に進めます。

また、外部コンサルタント等と連携し、集出荷場の業務改善・効率化に引き続き取組むとともに、出荷資材関係については、共通利用できる資材のとりまとめを行い出荷資材コストの低減を目指します。

（3）労働力不足対策

無料職業紹介所を中心とした労働力確保対策及び集出荷場での外国人材の活用を進めます。

また、補助事業を活用した省力化機器等の導入支援に取組むとともに、関係機関と連携して労働力不足に対応できる機械類の開発を進めます。

2. 営農指導事業

反収及び品質向上や農業経営管理支援の強化などを通じ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に取組めます。

また、安全・安心な農畜産物の供給に向けて、生産履歴記帳等に引き続き取組むとともに、部会組織と連携して多様な担い手確保を進めます。

（1）反収及び品質向上対策

栽培の基本管理の徹底に加え、先進技術の導入や篤農家技術、土壌診断事業の活用を促進するとともに、栽培現地検討会や個別指導、経済渉外部門と連携して栽培技術の向上支援に取組めます。

また、再生産価格の確保を支援する野菜価格安定制度への加入予約を継続します。

(2) 県との連携による情報を活用した農業の推進

ハウス内環境測定機器や出荷データなどの農業関連情報を活用し、農業者の営農活動に生かせるよう新たな営農支援サービスを検討します。

(3) 農業経営管理支援の強化

青色申告による経営分析を行い、所得増大につなげるとともに、引き続き記帳代行業務を通じた農業者の記帳支援を行います。

(4) 安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴記帳や残留農薬検査、園芸作物のエコシステム栽培、高知県版ガイドライン準拠GAPの推進等に引き続き取り組めます。

(5) 担い手の確保対策

農業後継者となる青壮年部会員の育成支援活動や産地提案書による新規就農者の受入、サポートハウスの運営等による担い手の確保対策に取り組めます。

(6) 営農指導の強化

品目担当専門営農指導員を中心とした研修を充実させ、農業者の栽培技術の向上支援に取り組むとともに、コロナ禍を踏まえた新たな営農指導体制のあり方を研究します。

また、営農指導は、品目部会員への対応を中心と位置づけ、品目の課題解決に向け行政機関等と連携し新技術や病虫害対策などの試験研究に取り組めます。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する体制を拡充し、消費者の信頼向上、取引先とのつながり強化に取り組めます。

県域JAとして農畜産物販売のそれぞれの事業機能を最大限に生かし、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向け取り組めます。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

県域の一元出荷販売と県共計に基づく卸売市場販売を主体に、生産出荷計画の精度向上に基づく量販店や業務需要への予約的相対取引などの営業商談に取り組めます。

また、県事業と連携した輸出促進に加え、SNSを活用した販売促進活動の強化に取り組めます。

②再生産価格の安定的確保と新たな販売方式の導入

県域品目部会や品目販売会議を中心に、再生産価格を安定的に確保する出荷販売対策に取り組めます。

また、「柰とさのさと」等と連携した外商の拡大、規格外品を中心とした加工・業務実需への対応強化などにも取り組めます。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

高知県版ガイドライン準拠・集出荷場版GAPの実施による出荷品質の向上、出荷包装規格の見直しによる労力・コストの低減を進めます。

また、原産地表示など法令順守を徹底し、適切な品質・表示管理に取り組みます。

④精算業務の効率化対策

園芸販売システムの見直しを進め、精算業務のコスト削減に取り組みます。

(2) 米穀集荷販売

①集荷販売対策

需要に応じた主食用米と飼料用米等のバランスの取れた生産を推進するとともに、酒造用米・特別栽培米・産地指定米など実需者との結びつきを強化し、所得向上に向けた米穀生産を支援します。

②優良米の生産振興と有利販売対策

県の水田農業振興策に基づき営農部門と連携し、酒造用米、主食用米及び飼料用米の多収性品種など優良品種の生産技術の確立を目指すほか、事前契約・出荷確約契約を基本に「高知米」の有利販売に取り組みます。

(3) 精米・玄米販売

将来を見据えた合理的な精米販売事業のあり方を検討するほか、法令に基づく「食品表示」「トレース」管理を徹底します。

また、地産地消とJAの精米ブランド「パールライス」の宣伝・販促活動を強化し、高知県産精米（地域ブランドを含む）の販売強化に取り組みます。

(4) 畜産販売

①ブランド力の強化と販路開拓

土佐あかうしは、独自の「赤身肉格付制度」を活用し、ブランド力と認知度向上に取り組みます。

また、土佐和牛（黒毛）は地産地消、土佐あかうしは地産外商を軸に、新たな販路の開拓に取り組みます。

②生乳の計画生産と乳質の高位平準化

生産基盤を維持し計画的な生乳生産を支援するとともに、生産管理チェックシートによる品質の高位平準化に取り組みます。

③新食肉センターの建設

令和5年度の新食肉センター稼働に向け、行政等関係機関と連携して実施設計の検証と第2期工事(本体棟等)の入札公告・入札・契約を行い、高知県食肉処理施設整備推進事業による建設を進めます。

(5) 農産販売

①土佐茶の生産振興

製品茶の企画開発と販売拡大を図り、土佐茶ブランドの強化、荒茶価格の維持、茶産地の生産維持に努めます。

また、新たに海外輸出向け茶の栽培、加工・販売を検討します。

②ゆず加工販売の強化

ゆず果汁を原料とする加工品の企画開発や新規販売先の開拓により、安定的な販売体制の整備に取り組めます。

【販売高目標】(内部取引を含む)

<受託販売高>

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
米穀	1,643,268	畜産物	3,787,331
野菜	48,618,155	林産物	478,164
果実	2,212,937	特産物等	2,064,939
花き	3,611,734	合計	62,416,528

<買取販売高>

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
米穀	588,178	畜産物	1,852,000
野菜等	3,662,133	特産物等	425,035
		合計	6,527,346

<加工販売高>

(単位：千円)

品目	金額	品目	金額
加工米(精米・玄米)	2,235,100	その他	319,065
ゆず果汁	1,087,500	合計	3,641,665

4. 購買事業

組合員ニーズに対応するため出向く体制を強化するとともに生産資材コスト削減に取り組めます。

また、購買事業の将来あるべき組織体制・要員・物流体制・システムの検討を行い、事業の効率化に向けた取組を進めます。

(1) 出向く体制の強化

タブレット端末の活用などで情報提供の充実を図るなど、出向く体制の強化に取り組めます。

また、研修会を通じて専門知識の習得などに取り組む、営農経済渉外担当者の資質向上を図ります。

(2) 生産資材コストの削減

低コスト資材の普及拡大を図るとともに、品目集約によるコスト低減を目指します。加えて、仕入先との交渉を徹底し、今まで以上に仕入機能強化に取り組めます。

また、肥料農薬 50 品目については見直し、新たな推進品目を設定するなど組合員にメリットが還元できる取組を検討します。

(3) 農業機械

全農との一体運営により組合員への訪問活動を積極的に行い、農機の適正導入や効率的な利用を促進しながら事業推進に取り組めます。

また、全国の生産者の注文をとりまとめ低価格で販売する「共同購入トラクター」の斡旋にも力を入れ、組合員の営農コスト削減を支援します。

(4) 燃料

生産関連では、営農用A重油における仕入先との価格交渉を強化するとともに物量確保を行い、安定供給に努めます。また、防災対策にも力を入れ、行政と連携して農家組合員設置の少量燃料タンクの漏洩対策を講じられるよう、流出防止装置付き燃料タンクの普及拡大を目指します。

生活関連では、(株)JAエナジーこうちとの連携によるキャンペーンの実施や、ガスへの燃料転換につなげられるよう事業戦略に基づく総合エネルギー事業を目指します。

加えて、営農用電力については、施設園芸農家への動力光熱費のコスト削減を目指し、子会社の生産組合法人の実証結果の検証などを行います。

(5) 生活店舗

女性部と連携を図りながら共同購入会員の拡大に取り組むとともに、JAくらしの宅配便システムの利用拡大を図ります。また、組合員のニーズを踏まえた生活必需品の提供も行います。

店舗事業については、Aコープ店舗での適正な食品表示を徹底し、安全・安心な店舗づくりを目指します。

(6) 合理的な配送体制の検討

県内に4つの配送拠点と2つの自己取配送拠点を設置することを前提として、予約等に基づいた合理的な配送体制を検討します。

【購買品供給高目標】

(単位：千円)

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	3,560,885	燃料	2,337,990
農薬	2,585,181	食品	3,544,936
飼料	1,351,522	生活用品	731,325
農業機械	1,516,000	家庭用燃料	5,077,041
生産資材	4,231,047	その他	
自動車	397,500	合計	25,333,428

※家庭用燃料の計画には、当組合の子会社の(株)JAエナジーこうちへの供給高4,833,097千円が含まれています。

5. 信用事業

組合員・利用者から選ばれ、信頼される地域の金融機関であるために、他業態と差別化した価値を提供しながら持続可能な収益構造を構築し、農業と地域から一層必要とされる存在を目指します。

(1) 融資業務の強化

営農・経済部門との事業間連携を密にするとともに、相談体制の充実を図り、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」につながる農業資金の提供を行います。

また、生活資金については、的確に資金ニーズを捉えたキャンペーンのほか、信用事業本部融資渉外課を中心とした融資専任担当者による業者営業及び農家訪問活動、支所相談窓口の充実を図ります。

(2) 事務管理体制の構築

事務指導による店舗事務の堅確性、事務処理水準の維持・向上を図り、組合員・利用者に安心して利用いただける金融機関を目指します。

(3) 非対面取引・メイン化の強化

スマートフォンの普及やキャッシュレス化の進展など非対面取引拡大の高まりを踏まえ、あらゆる利用者ニーズに沿ったサービスを提案するとともに、J Aカード・J Aネットバンクの推進により非対面取引の強化に取り組めます。

また、WEB広告による若年層等へのPRを行い、利用者層の拡大と取引のメイン化を促進していきます。

【貯金・貸出金残高目標】 (単位：千円)

貯金	709,675,000
貸出金	78,940,000

6. 共済事業

「相互扶助（助け合い）」の精神による組合員、地域とのつながりを大切にしながら、感謝の気持ちを込めた「3Q訪問活動」を中心に事業を展開し、組合員・利用者の生命と財産をサポートします。仕組改訂のあった新医療共済のご案内と、地震や豪雨災害への備えを万全にするために、未保障・低保障世帯への保障拡充活動等を引き続き展開します。

また、「Webマイページ」「J A共済アプリ」によるオンラインサービスの浸透を図り、組合員・利用者の利便性向上に取り組めます。

さらに、交通安全教室の開催や、小学校新入生への黄色い傘の寄贈等による交通安全活動などの地域貢献活動にも継続して取り組めます。

【新契約高目標】

＜長期共済＞

(単位：千円)

生命万一・建更	保障金額	144,390,000
医療	治療共済金額	1,080,000
がん・特定重度	がん診断共済金額・特定重度 疾病金額	2,019,000
介護系	介護共済金額・生活障害金額	4,038,000
年金	年金原資*	2,692,000

※年金開始時における積立金

＜短期共済＞

自動車	85,750 件
自賠責	46,130 件

7. 組織・経営基盤

(1) 経営基盤の強化

3か年計画に盛り込んだ「改革ホワイトプラン」「支所等再編対策」「集出荷場運営費用の適正化」を実践する進捗管理を徹底します。また、事業管理費を抑制するコスト削減や業務の効率化を図るシステム開発等により経営基盤の強化に取り組めます。

(2) JA経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理と経営分析手法の構築

拠点別・部門別収支管理の精度向上に加え、経営分析手法の構築によりJA経営の健全化を図ります。

②コンプライアンス体制の強化

内部監査室、各事業本部などを含めた会議体において、リスクの検討及び情報共有を図り、組織全体のリスク管理体制の確立と強化を図ります。

また、内部研修会等を実施し、役職員のコンプライアンス意識の醸成、不祥事等の未然防止と職場環境の改善を図り、再発防止を徹底します。

(3) 組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「JA高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性部・青年部での対話集会の開催や准組合員モニター・アンケートにより組合員の声をJA運営に反映させていきます。

②組合員組織の活性化

女性組織と連携し直販所等のイベントへの参加など、組合員組織の活性化や関係づくりに向けた取組を進めていきます。

③JA運営への組合員の意思反映

支所段階、地区段階での地域の実情を細かく汲み取り、組合員の協同活動や事業運営に生かして行くために、支所運営委員会・地区運営委員会・本所運営委員会を定期的に開催します。

(4) 暮らしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①暮らしの活動の取組

食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動を重点に、地域コミュニティづくり、新たなJAファンの拡大に取り組めます。

また、組合員・役職員が協同活動を実践するための学習資材である「家の光三誌」の普及目標部数を、『家の光』2,899部、『地上』205部、『ちゃぐりん』853部として普及活用を進めます。

②広報活動の実践

組織内外に向けた情報発信、効果的な広報展開を行い、組合員・地域住民に対する「食」「農」「協同」への理解醸成に努めます。

また、日本農業新聞の普及目標部数を3,324部とし、組合員・役職員の営農・農政に関する情報共有運動を進めます。

(5) 人材育成・職場づくり

「人材育成基本方針」に基づき、職員の能力を最大限に発揮させる「活力ある職場」の実現、令和4年度からの新たな人事制度に向けた職員への周知と導入準備を重点に取組を進めます。

また、JA経営・協同組合運動のリーダー、自らの役割を理解し創造性と行動力のある職員の育成に取り組めます。

【総合収支計画】

(単位：千円)

科 目	令和2年度決算	令和3年度事業計画	決算対比
1. 事業総利益	16,006,164	14,775,005	△ 1,231,159
(1)信用事業収益	5,654,883	4,587,104	△ 1,067,779
(2)信用事業費用	699,144	690,484	△ 8,660
信用事業総利益	4,955,739	3,896,620	△ 1,059,119
(3)共済事業収益	4,231,040	4,061,000	△ 170,040
(4)共済事業費用	251,079	267,000	15,921
共済事業総利益	3,979,961	3,794,000	△ 185,961
(5)購買事業収益	21,705,656	21,653,350	△ 52,306
(6)購買事業費用	18,302,849	18,320,041	17,192
購買事業総利益	3,402,807	3,333,309	△ 69,498
(7)販売事業収益	7,757,554	9,716,463	1,958,909
(8)販売事業費用	4,992,404	6,671,005	1,678,601
販売事業総利益	2,765,150	3,045,458	280,308
(9)保管事業収益	896	800	△ 96
(10)保管事業費用	257	—	△ 257
保管事業総利益	639	800	161
(11)加工事業収益	3,126,496	3,647,520	521,024
(12)加工事業費用	2,769,418	3,320,768	551,350
加工事業総利益	357,078	326,752	△ 30,326
(13)利用事業収益	759,431	728,037	△ 31,394
(14)利用事業費用	340,031	365,297	25,266
利用事業総利益	419,400	362,740	△ 56,660
(15)その他事業収益	264,928	280,439	15,511
(16)その他事業費用	110,570	189,872	79,302
その他事業総利益	154,358	90,567	△ 63,791
(17)指導事業収入	143,495	129,630	△ 13,865
(18)指導事業費用	172,463	204,871	32,408
指導事業収支差額	△ 28,968	△ 75,241	△ 46,273
2. 事業管理費	15,640,615	15,567,890	△ 72,725
(1)人件費	10,731,611	10,773,442	41,831
(2)業務費	1,629,277	1,695,057	65,780
(3)諸税負担金	545,732	425,333	△ 120,399
(4)施設費	2,686,749	2,620,747	△ 66,002
(5)その他費用	47,246	53,311	6,065
事業利益 1 - 2	365,549	△ 792,885	△ 1,158,434
3. 事業外収益	938,693	621,973	△ 316,720
(1)受取雑利息	32,884	13,462	△ 19,422
(2)受取出資配当金	432,752	346,000	△ 86,752
(3)賃貸料	117,180	97,591	△ 19,589
(4)受取保険金	17,014	—	△ 17,014
(5)償却債権取立益	5,543	980	△ 4,563
(6)雑収入	333,320	163,940	△ 169,380
4. 事業外費用	221,802	65,319	△ 156,483
(1)寄付金	6,003	2,222	△ 3,781
(2)雑損失	215,386	63,097	△ 152,289
(3)その他	413	—	△ 413
経常利益	1,082,440	△ 236,231	△ 1,318,671
5. 特別利益	990,954	1,038,089	47,135
(1)固定資産処分益	15,242	1,653	△ 13,589
(2)臨時収入	—	264,301	264,301
(3)一般補助金	975,712	772,135	△ 203,577
6. 特別損失	1,958,286	1,122,266	△ 836,020
(1)その他繰入	29,924	—	△ 29,924
(2)固定資産処分損	32,821	44,072	11,251
(3)臨時損失	100,139	197,042	96,903
(4)減損損失	828,913	—	△ 828,913
(5)固定資産圧縮損	966,489	881,152	△ 85,337
税引前当期利益	115,108	△ 320,408	△ 435,516

【総合財務計画】

(単位：千円)

資 産 の 部		負債・純資産の部	
科 目	令和4年3月末	科 目	令和4年3月末
1. 信用事業資産	701,579,076	1. 信用事業負債	713,408,742
①現金	4,536,906	①貯金	709,675,000
②預金	590,352,170	②借入金	63,742
③貸出金	78,940,000	③その他信用事業負債	3,670,000
④有価証券	27,400,000		
⑤その他資産	350,000		
2. 共済事業資産	3,000	2. 共済事業負債	2,120,000
①その他資産	3,000	①共済資金	1,050,000
		②その他の負債	1,070,000
3. 経済事業資産	19,004,400	3. 経済事業負債	12,773,620
①経済未収金	6,693,000	①経済未払金	1,988,000
②経済受託債権	1,682,500	②経済受託債務	4,885,000
③棚卸資産	4,533,500	③その他の負債	5,900,620
④その他資産	6,095,400		
4. 雑資産	3,049,000	4. 雑負債	2,119,000
5. 固定資産	20,621,000	5. 諸引当金	3,212,036
①減価償却資産	47,300,000	①退職給付引当金	881,863
(償却累計額 控除)	36,540,000	②役員退職慰労金引当金	62,173
②土地	9,760,000	③賞与引当金	607,000
③無形固定資産	101,000	④その他引当金	1,661,000
6. 外部出資	30,764,000	6. 繰延税金負債	92,000
7. 繰延税金資産	0	負債合計	733,725,398
		純 資 産	41,295,078
		①出資金	10,460,000
		②利益準備金	12,645,455
		③特別積立金	11,136,960
		④目的積立金	5,624,021
		⑤資本準備金	12,746
		⑥再評価積立金	7,901
		⑦評価差額金	1,634,995
		⑧未処分剰余金	△ 227,000
		当期剰余金	△ 320,000
資 産 計	775,020,476	負債・純資産計	775,020,476

第4号議案 理事報酬について

次のとおり承認を求める。

昨年度の支給実績及び事業実績、合併後2期目にあたり役員報酬水準の統一を考慮して、令和3年度の理事の報酬は総額22,600万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任する。

なお、理事の報酬額には職員兼務理事の職員分給与は含まないものとする。

また、理事は令和3年4月から6月は64名、令和3年7月から令和4年3月は48名である。

第5号議案 監事報酬について

次のとおり承認を求める。

昨年度の支給実績及び事業実績を考慮して、令和3年度の監事の報酬は総額 2,150万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事会に一任する。

なお、監事は令和3年4月から6月は10名、令和3年7月から令和4年3月は5名である。

第6号議案 退任理事の退職慰労金について

次のとおり承認を求める。

退任理事29名に対し、在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額3,000万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期及び支給方法等については、理事会に一任する。

退任理事の略歴は以下のとおり。

区 分	氏 名	略 歴
常勤理事	武 政 盛 博	平成31年1月～令和3年1月
常勤理事	田 内 成 幸	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	岩 崎 司	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	濱 口 達 也	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	山 村 明 伸	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	石 元 千 恵	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	近 澤 朋 成	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	山 本 一 夫	平成31年1月～令和3年3月
非常勤理事	松 本 晋 吉	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	杉 村 信 夫	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	橋 本 薫	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	和 田 常 男	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	河 野 龍 彦	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	徳 久 一 夫	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	土 居 正 明	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	井 口 善 喜	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	岩 田 卓 雄	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	竹 中 義 博	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	山 本 純二郎	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	宇 賀 裕 生	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	堀 田 盛 幸	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	國 廣 純 一	平成31年1月～令和3年1月
常勤理事	池 地 文 男	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	大 崎 洋 吉	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	福 永 守 恭	平成31年1月～令和3年6月
常勤理事	岡 野 郁 夫	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	宇都宮 恵 一	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	谷 本 秀 喜	平成31年1月～令和3年6月
非常勤理事	伊勢脇 精 蔵	平成31年1月～令和3年6月

第7号議案 退任監事の退職慰労金について

次のとおり承認を求める。

退任監事5名に対し、在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額110万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期及び支給方法等については、監事会に一任する。

退任監事の略歴は以下のとおり。

区 分	氏 名	略 歴
非常勤監事	楠 瀬 邦 司	平成31年1月～令和3年6月
非常勤監事	藤 坂 豊 和	平成31年1月～令和3年6月
非常勤監事	岡 本 明 夫	平成31年1月～令和3年6月
非常勤監事	松 井 一 男	平成31年1月～令和3年6月
非常勤監事	松 田 博 和	平成31年1月～令和3年6月

第8号議案 共済規程の一部変更について

次のとおり承認を求める。

なお、共済規程の変更承認申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更内容の趣旨を変えない範囲において、その修正を理事会に一任する。

1. 主な変更理由

共済規程に定める「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」（以下「特別措置」という。）は、地震の罹災者には共済契約に係る手続を行うことが困難なことから、共済契約に係る権利義務の行使に猶予期間を設けるなどの措置を講じているものである。

しかしながら、近年、地震以外の特定非常災害に指定^{※1}される豪雨や台風が多発しており、また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令^{※2}により、特別措置と同様の措置を講じる必要が生じている。

従来、このような地震以外の災害等の発生時には、行政庁からの要請に基づき、特別措置と同等の対応を行っていたところであるが、今後、地震以外の災害や新型コロナウイルス感染症等の多様化する災害等の発生時において、特別措置が講じられるようにするため、所要の変更を行う。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき政令で特定非常災害に指定された災害

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言

2. 共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>第2章 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(<u>地震等</u>に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置)</p> <p>第16条 この組合は、<u>全国共済連が定めた地震等によって、この組合又は共済契約者、被共済者若しくは共済金を受け取るべき者が共済契約に係る手続を実施することが困難となる</u>場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</p>	<p>第2章 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(<u>地震</u>に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置)</p> <p>第16条 この組合は、<u>地震が発生し、又は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたため、共済事業に係る業務を停止し、又は開始しない</u>場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。</p>

附則 この変更は、令和4年4月1日から施行する。

第9号議案 高知県たばこ販売協同組合嶺北支部からの脱退について

高知県たばこ販売協同組合嶺北支部からの脱退について、以下のとおり承認を求める。

1. 提案理由

高知県たばこ販売協同組合嶺北支部は、旧土佐れいほく農業協同組合がたばこ販売促進事業等を利用する目的で加入したものである。

しかしながら、平成31年1月1日の合併による、組織・事業の大規模化に伴い、当該団体への加入目的にそぐわなくなったため脱退するものである。

2. 高知県たばこ販売協同組合嶺北支部の概要

(1) 住 所 土佐郡土佐町高須305 れいほくNPO内

(2) 出資金 金額 8,000円(160口)

第 10 号議案 ㈱れいほく未来の経営支援について

当組合の子会社である株式会社れいほく未来への経営支援（増資含む）を行い、再建していくことについて、承認を求める。

1. 提案理由

同社は、J Aおよび地元行政機関（土佐町・本山町・大川村等）が出資し設立したJ A出資型農業生産法人である。J Aが設立を主導した中では高知県内で1番最初に誕生した。

設立目的は、れいほく地域の耕作放棄地の発生抑制、農地の維持であり、設立当初は農作業や耕作放棄地等の作業受託事業のほか、米粉製造事業、育苗事業で取組を開始。翌年から参入した施設園芸事業では、新規就農希望者に対する農業研修機会を提供するなど担い手の育成に貢献。さらに翌年からは高知県が進める「土佐あかうし増頭計画」を背景に、繁殖から肥育までを一貫して行う畜産事業に新規参入、以降、行政の支援を受けながら事業を拡大し、土佐あかうしの増頭の一翼を担い、土佐町が進める中山間複合経営拠点整備事業における中核法人としての役割を果たしてきた。

同社は、令和5年4月からの操業開始を予定する新食肉センターの計画を含め、県下的に進められている農業振興政策上も重要な位置づけとされており、「J Aの一つの子会社」という枠組みを越えた政策的な役割を担っている会社である。

しかしながら、経営規模に見合った資金を十分に確保できていなかったこと、また会社内のガバナンス不全等から畜産成績の低迷を招き、次第に経営不振に陥っていった。そしてこの度、資本増強を含む経営支援を当組合に要請するに至った。

同社より提出された経営改善計画は、経営不振の原因を細かく分析したうえで、関係機関の助言を踏まえた対策を講じた内容となっており、当組合としては計画の内容について妥当性があり、計画実現も可能であると判断している。また、同社は今後も県や土佐町と連携し、れいほく地域の農業の維持ならびに、土佐あかうしの産地を維持・発展させていくだけに留まらず、県内の農業振興を進めるうえで必要不可欠な組織であり、当組合としても同社からの要請に応え金融支援をするとともに、同社と当組合が一丸となり経営再建に取り組んでいく必要があると判断した。

同社への増資と融資を組み合わせた金融支援を含む経営支援について取り組むこととし、その一環として、同社の資本増強のために当組合を引受先とする第三者割当増資に応じることについて、承認を求める。

2. 株式会社れいほく未来の概要（令和3年3月31日現在）

項目	内 容	
①商号	株式会社れいほく未来	
②所在地	高知県土佐郡土佐町土居 31 番地	
③目的	1) 農産物の生産・加工・販売 2) 農作業の受託 3) 農産物を原材料とする加工品の製造販売 4) 前各号に附帯関連する一切の事業	
④売上高	122,287 千円	
⑤従業員数	社員 6 名、パート 4 名	
⑥株式関係	株券	発行しない
	発行可能株式総数	30,000 株
	発行株式数	普通株式 6,240 株 無議決権配当優先株式 1,000 株
	資本金	7,240 万円
⑦役員	取締役	常勤 1 名、非常勤 3 名
	監査役	非常勤 1 名
	代表取締役	西村 行雄
	任期	取締役 3 年・監査役 4 年
⑧株主	J A 高知県（普通株式 6,000 株） アグリビジネス投資育成(株)（無議決権配当優先株式 1,000 株） 土佐町（普通株式 100 株）、本山町（普通株式 10 株） 大川村（普通株式 10 株）、その他個人（計 普通株式 120 株）	
⑨設立年月	平成 23 年 4 月	
⑩事業年度	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	

3. 株式会社れいほく未来への増資

金額：94,000 千円 （出資口数：9,400 株）

4. 5か年収支計画

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
売上	84,450	114,866	137,315	150,123	150,075
売上原価	92,975	117,017	122,893	130,584	132,631
売上総利益	△ 8,524	△ 2,150	14,421	19,538	17,444
販売費・一般管理費	12,478	12,974	13,273	13,509	13,606
営業利益	△ 21,003	△ 15,124	1,148	6,028	3,838
事業外利益	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
事業外費用	7,463	5,396	4,455	4,247	3,817
経常利益	△ 23,267	△ 15,321	1,892	6,980	5,220
税引後当期利益	△ 20,747	△ 14,802	2,412	7,500	5,740

(注) 端数処理のため、内訳と集計は一致しません。

第11号議案 役員を選任について

役員任期満了に伴い、定款附属書役員選任規程第2条第1項に基づき役員を選任について承認を求める。なお、監事の議案については監事の過半数の同意を得ている。

1. 理事候補者（48名）

推薦地域等	氏名	生年	月	日
全域	秦 泉 寺 雅 一	昭 和 27 年	9 月	21 日
全域	前 田 倫 夫	昭 和 31 年	12 月	14 日
全域	島 田 信 行	昭 和 40 年	3 月	9 日
全域	畠 山 博 文	昭 和 33 年	2 月	7 日
全域	青 木 厚 林	昭 和 26 年	10 月	1 日
全域	大 原 光 鶴	昭 和 38 年	2 月	5 日
全域	久 岡 隆	昭 和 31 年	1 月	10 日
全域	林 幸 一	昭 和 35 年	12 月	25 日
女性	川 井 由 紀	昭 和 38 年	8 月	22 日
女性	野 町 亜 理	昭 和 30 年	9 月	25 日
女性	中 村 富 貴	昭 和 34 年	9 月	2 日
女性	宮 地 幸	昭 和 41 年	5 月	18 日
青 壮 年	尾 崎 文 彦	昭 和 33 年	9 月	8 日
青 壮 年	松 田 哲 幸	昭 和 49 年	12 月	9 日
安 芸	川 竹 壽 栄	昭 和 35 年	3 月	27 日
安 芸	安 岡 憲 保	昭 和 34 年	8 月	30 日
安 芸	齊 藤 仁 信	昭 和 28 年	3 月	14 日
安 芸	小 松 昌 平	昭 和 42 年	8 月	21 日
安 芸	坂 本 好 史	昭 和 35 年	4 月	21 日
香 美	森 田 祐 輔	昭 和 31 年	10 月	8 日
香 美	葛 根 学	昭 和 39 年	9 月	23 日
香 美	森 下 智 裕	昭 和 34 年	3 月	12 日
香 美	前 田 晴 夫	昭 和 32 年	11 月	6 日
香 美	廣 岡 勉	昭 和 51 年	6 月	27 日
土 長	金 堂 元 彦	昭 和 35 年	3 月	29 日
土 長	垣 内 育 男	昭 和 38 年	3 月	20 日
土 長	川 井 高 廣	昭 和 27 年	9 月	19 日
土 長	澤 本 誠	昭 和 49 年	8 月	28 日
土 長	右 城 雄 一	昭 和 36 年	4 月	26 日
高 知	小 松 藤 雄	昭 和 32 年	7 月	27 日
高 知	今 村 篤 志	昭 和 45 年	10 月	22 日
高 知	片 山 一 也	昭 和 33 年	1 月	2 日
高 知	土 居 雄 作	昭 和 40 年	1 月	30 日
仁 淀 川	谷 脇 憲 二	昭 和 39 年	12 月	29 日
仁 淀 川	馬 場 義 人	昭 和 30 年	10 月	31 日
仁 淀 川	山 本 倫 弘	昭 和 33 年	11 月	19 日
仁 淀 川	水 田 実	昭 和 32 年	9 月	25 日
仁 淀 川	濱 田 善 久	昭 和 36 年	1 月	3 日

推薦地域等	氏名	生年月日
高西	上澤 哲猪	昭和33年2月27日
高西	竹吉 功	昭和37年12月27日
高西	谷脇 健司	昭和33年8月8日
高西	明神 正和	昭和27年1月5日
高西	山本 道雄	昭和32年11月13日
幡多	長尾 理夫	昭和34年6月1日
幡多	吉福 洋	昭和35年9月20日
幡多	下村 昌幸	昭和39年10月19日
幡多	浦田 久永	昭和34年3月30日
幡多	岡村 武彦	昭和31年3月20日

2. 監事候補者（5名）

推薦地域等	氏名	生年月日
全域	北添 和明	昭和33年1月23日
全域	武井 隆一	昭和31年11月7日
全域	山岡 さか	昭和33年1月6日
全域	山崎 誠一	昭和30年10月27日
全域	村田 弘文	昭和31年4月11日

（注）理事・監事候補者と当組合との間における特別の利害関係はありません。

（注）員外監事候補者に関する施行規則165条2項に関する報告

員外監事候補者（2名）

山崎 誠一 村田 弘文 ※両氏とも合併と伴に就任し2年6か月

当組合は、米の不適正な食品表示に関し、令和2年11月20日に農林水産省から表示の是正と原因究明、再発防止策の指示を受けました。また、令和2年12月18日に高知県から農産物検査法に基づく改善命令が発出されました（総代会資料：「事業報告書」参照）。

員外監事候補である両氏は、当該事案の発覚までは当該事案を認識しておりませんでした。日頃から監事会等において法令遵守の視点に立った提言を行っていました。当該事実の認識後は、監事監査規程24条に定められている「調査委員会」について、理事が調査委員会を立ち上げない場合には監事会主導で立ち上げる必要性を訴えており、当該事案の徹底的な調査および再発防止策を指示する等、その職責を果たしてまいりました。

このような任期中の実績を踏まえて、次期の員外監事候補として相応しいと判断し両人を推挙するものです。

報告事項（２） 不祥事報告について

1. 不祥事の概要

（１）共済掛金紛失

高西地区信用共済部共済普及課の職員が契約者より集金した令和元年7月～同年9月の3か月分の月払共済掛金(30,036円)について、入金処理されず失効、現金の所在も不明となりました。

紛失した金額については当該元職員から契約者に返金しており、失効契約については解約後・再契約となりました。

集金に係る事務手続違反が常態化した結果であり、潜在的リスクの顕在化による重大な紛失と判断し、当該事案について不祥事として取扱うこととしました。

（２）組織会計横領

高西地区四万十営農経済センター販売課職員が、令和元年11月から令和2年5月までの間(7か月)に、生産者組織通帳から出金した立替金を行事終了後、精算せずに個人のカバンで管理、私的な支払いに充当していました。

被害額は433,129円で当事者より全額返済されており、金銭的な被害は当JAおよび生産者組織には及んでいません。

当該職員については、就業規則に基づき懲戒解雇としました。

（３）米の不適切な取扱い

高西地区四万十営農経済センター販売課に、令和2年8月から3回の中国四国農政局の立入調査があり、以下の取扱いが発覚しました。

①CE（カントリー・エレベーター）にて品種が異なる玄米が混合。

②上記①での混在米を「にこまる」と表示の袋詰玄米を製造。

③上記②の袋詰玄米を「単一品種米」として検査証明するよう指示し実施。

④「慣行栽培にこまる」を、「特別栽培米にこまる」と表示して袋詰玄米を製造。

⑤産地の異なるヒノヒカリ(四万十町産、中土佐町産)を同一の一次乾燥施設で管理し、混入。

⑥産地偽装(中土佐町産ヒノヒカリを四万十町産と表示し袋詰精米を製造)

⑦産年、銘柄の異なる玄米を混ぜて搗精した上で、「単一原料米」の表示で袋詰精米を製造。

以上の①～⑦の不適切な取扱いの米を販売していました。これにより、農林水産省から改善指示並びに指導、消費者庁から措置命令、高知県から改善命令を受ける結果となりました。

関係職員については、就業規則に基づき、降職・降格および出勤停止の懲戒処分としました。

2. 「要改善 J A」再指定について

米の不適切な取扱いにより、「J Aバンク健全化要綱」の要改善 J A（不祥事点検基準※）に該当し、令和 3 年 4 月 21 日「要改善 J A」に再指定されました。

※他事業で、不祥事件の開始日から 5 年経過後に発覚した不祥事件の場合

3. 再発防止策について

- （1）法令遵守に係る経営責任の明確化
- （2）組織全体としてのコンプライアンス遵守の取組強化
- （3）内部監査等の監査機能の充実、強化
- （4）リスク管理体制の強化
- （5）内部統制の体制整備・強化
- （6）適正な事務処理の徹底

以上の 6 項目を主要項目に位置付けるとともに、現行の再発防止策に各機関の指摘事項ならびに第 3 者委員会の提言を踏まえた具体的取組内容を設定して再発防止に取り組めます。

また、農林中央金庫を含めた高知県信連、中央会との密な情報共有と指導のもと、早期の「要改善 J A」指定解除に取り組めます。

報告事項（３） 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組とJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組として、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組として、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組を支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2. 令和3年3月18日変更の主な内容

令和3年3月18日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

- (1) 重大な経営問題・不祥事への厳正対処
 - a レベル格付指定を受けたJA・信連は、農林中金が行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取組むことを追加する。
 - b この際、JA・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣をJAバンク中央本部に要請することができることを規定する。
- (2) 信連役員不祥事等にかかる対応
 - a レベル1指定基準「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」について、既に措置されているJAに加え、信連も適用対象とする。
 - b 信連によるJAの指導に著しい困難が生じていることが確認された場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行うことを追加する。

（添付資料）

JAバンク基本方針（変更後）

以上

平成 14 年 1 月 1 日	制定
平成 14 年 9 月 18 日	変更
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 25 年 3 月 22 日	変更
平成 26 年 6 月 25 日	変更
平成 28 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 3 月 16 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
令和 3 年 3 月 18 日	変更

J Aバンク基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかか
基本方針 〕

農林中央金庫

JAバンク基本方針：目次

JAバンク基本方針	1
基本方針別紙体系図	7
別紙1-1 JA・信連の経営状況に関する報告等	8
2 JA・信連の業務執行体制に関する報告等	9
別紙2-1 指定基準と経営改善取組内容（財務）	10
2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	11
別紙3 資金運用制限の内容	12
別紙4 指定支援法人によるレベル格付JA・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	13
別紙5-1 会計監査人監査に代わる調査	15
2 事業再編選択JAにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	16
別紙6 指定支援法人による再編成希望JAにかかる支援策と支援 の前提条件	17
別紙7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	18
別表 特定承継会社にかかる本方針の適用	19

JAバンク基本方針

I 「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJAと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「JA」には1県1JAを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。）

- 1 JA・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- 3 JAバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 経営破綻を未然に防止するため、問題の早期発見により経営改善を行うとともに、経営改善が困難な場合には、速やかに組織統合を行う。
- 5 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、JAバンクの総合的戦略を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・JAに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、JAバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、特定承継会社を適切に運営する。
- (4) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、JA・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。

2 JA・信連の役割

- (1) JA・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「JAバンク県本部」を設置し、管内JAが本方針を遵守するように指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、管内JAの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がJAに対し必要な指導を行う。
（注） 信連によるJAの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1JA県域においてはJA。）は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。

3 中央会との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会と連携を図る。

- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会および都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) JA・信連は、法令等を遵守した適切な金融商品・サービスを提供するため、別途定める国債窓販業務取扱要綱および系統投信窓販業務取扱要綱を遵守する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
(注) (1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当する J A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当する J A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
(注) (1) の経営改善ルールの発動基準は、別紙 2-1 および 2-2 に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙 4 に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) J Aバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6 か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、J A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
(注) (1) の組織統合ルールの発動基準は、別紙 2-1 および 2-2 に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙 4 に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1) に該当しない J Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。
(注) (2) の調査の実施基準および内容は、別紙 5-1 に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望する J A（以下「再編成希望 J A」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、J Aが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行った J Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。
(注) (2) の支援策および支援の前提条件は、別紙 6 に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) J A・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「J Aバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「J Aバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「J Aバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。

- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙7**に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるとJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるとJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1**、**3-3**の自力再建型資本注入を受けたJAにかかると基準、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるとJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかると実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるとJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるとJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 8 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成25事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成25年3月22日付一部変更に伴う、**別紙2-2**の要改善JA（体制整備基準）および体制整

備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。

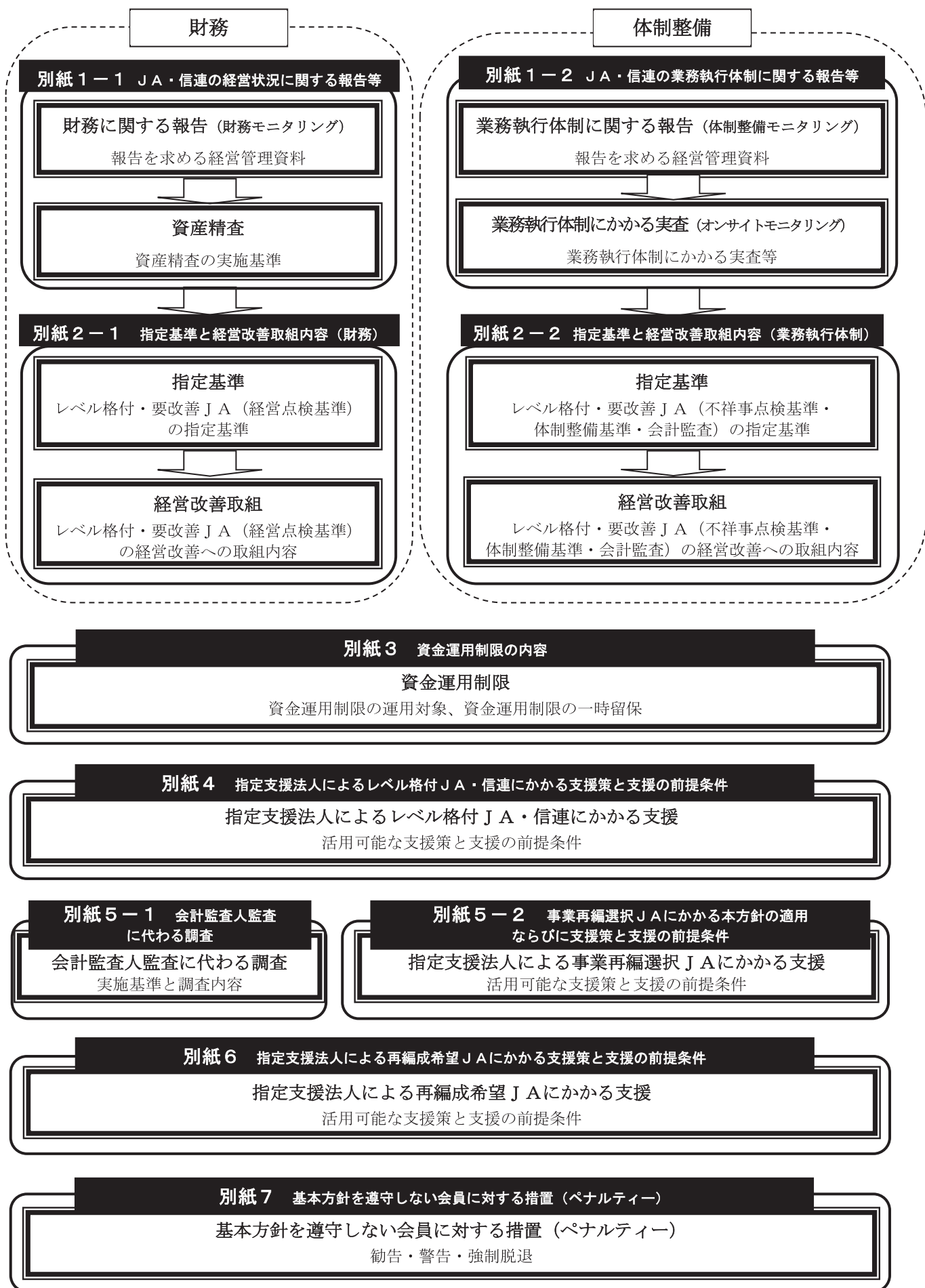
- 1 0 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 1 1 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 1 2 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2-2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 1 3 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 1 4 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1-1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1-2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2-2**の指定基準ならびに**別紙 5-1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 1 5 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 1 6 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5-2**による。
- 1 7 **別紙 2-2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 1 8 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1-1**、**別紙 1-2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った時より適用する。
- 1 9 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1-2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2-2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成 31 事業年度より適用する。

20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-1**の資産精査の実施基準、**別紙2-1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1-2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2-2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図



J A ・ 信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A ・ 信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） ○ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項	
指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告	
J A ・ 信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。	

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A ・ 信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

<p>➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別紙2 - 1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合 ○別紙2 - 1に定める要改善J Aの指定基準のうち、「ストレステスト後自己資本比率8%未満」に該当する場合 ○以下の項目が指定基準に該当する場合 											
貸出等 信用供与	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 分類債権比率</td> <td style="width: 30%;">対信用供与額 20%以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 貯貸率</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>(3) 特定業種への与信</td> <td rowspan="2">中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）</td> </tr> <tr> <td>(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率</td> <td>（J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）</td> </tr> </table>	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上	(2) 貯貸率	70%以上	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準	(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	（J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）	
(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上										
(2) 貯貸率	70%以上										
(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準										
(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）											
(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	（J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）										
有価証券	(1) 貯証率（J Aに限り適用）	15%以上 （J Aバンク健全化要綱で定める場合には資産精査を省略できる）									
固定資産等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 事業利益赤字</td> <td rowspan="2">中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準</td> </tr> <tr> <td>(2) 他部門運用（J Aに限り適用）</td> </tr> </table>	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準	(2) 他部門運用（J Aに限り適用）	（J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）						
(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準										
(2) 他部門運用（J Aに限り適用）											
<p>○信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合</p> <p>➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合</p> <p>➤ 行政検査を拒否した場合</p>											

JA・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

JA・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	<p>○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。</p> <p>※ JAにおいては、JAバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。</p>
行政検査・会計監査人の指摘事項等	<p>行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等	<p>不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善JA制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。</p> <p>※ JAにおいては、JAバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。</p>
会計監査人	<p>○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。</p> <p>○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。</p>

- ※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。
- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

(1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合 |
|---|

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

(2) JAは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるといった指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1 ・ 2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。

＜経営改善取組内容＞

- 経営管理の強化
- 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
- 不良資産の処理等の財務健全化
- 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ ストレストテスト後自己資本比率 8 % 未満 (J A にかかるストレストテストの具体的な基準については、 J A バンク健全化要綱で定める)	経営改善計画において定める 期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

(共通)

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1 ・ 2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J A については、J A バンク健全化要綱において定める。)
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1-2 の報告により以下の指定基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する不祥事が多発した場合 ○ 役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合
	体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

- ・ レベル格付の指定を受けた J A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- ▶ 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1-2 の報告により、以下の基準に該当した J Aは、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善 J A （不祥事点検基準）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善 J A （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J Aは、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1-2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2-1・2-2により、レベル格付に指定されたJA・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 JA

		運用対象
レベル 1	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 3	貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他JAバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

		運用対象
レベル 1		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 3		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規与信行為の停止。

(共通)

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域・事業に限定されたガバナンスに問題ある不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、JAにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、JAバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

指定支援法人によるレベル格付 J A・信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と 活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎 に中央本部で審議)	支援の前提条件	
利子補給 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ:貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること 	
債務保証 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ:利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○利子補給と同じ 	
資本 注 入	事業再編型 (レベル 1~3)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○レベル 1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○一次支援:経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援:事業再編を行うために必要かつ相当な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: <ul style="list-style-type: none"> ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル 1~2)	<ul style="list-style-type: none"> ○自己資本比率 4% 超 10% までの範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること <ul style="list-style-type: none"> ・10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8% 以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2JAについては、JAの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJA」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：JAの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてJA総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権：JA信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)	○補償額：譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

※ 一部事業譲渡型：JAにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・ 支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについてはJAバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ JAバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク健全化要綱において定める。

別紙 5 - 2

事業再編選択 J A にかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

1 本方針の適用

(1) 事業再編選択 J A については、Ⅲの 7 (2) および別紙 5 - 1 を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの 7 (2)	(1) に該当しない J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該 J A は、 ----- 当該定款の定めを設けるまでの間	(1) に該当しない事業再編選択 J A は、 ----- 事業再編が完了するまでの間
別紙 5 - 1	<調査の内容> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 内部管理態勢の有効性の検証 ➢ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議 	<調査の内容> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計算書類等の正確性の検証 ➢ 事業再編の進捗状況の確認

(2) 別紙 2 - 2 にかかわらず、事業再編選択 J A については、別紙 1 - 2 の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうち J A バンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

2 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 3 年間で上限）	○事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、J A バンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択 J A が再編成希望 J A に該当しかつ再編成希望 J A にかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望 J A にかかる支援を受けることができる。

指定支援法人による再編成希望 J A にかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望 J A が、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望 J A	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

2 支援の前提条件等

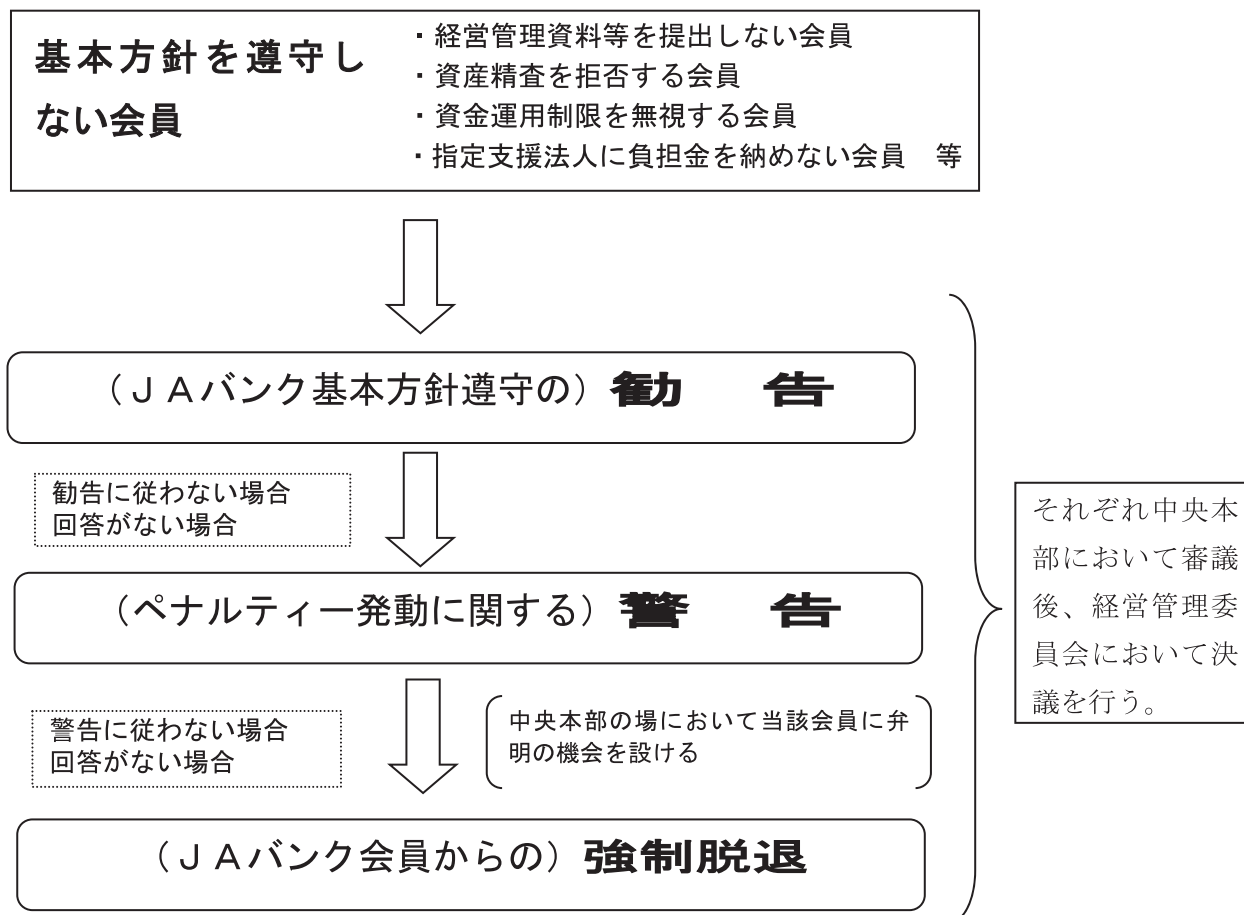
支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子 補給	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：J A 信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内 	○営農・経済事業に注力することを目的とした J A 信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務 保証	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内 	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損害 担保	<ul style="list-style-type: none"> ○対象債権：J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内 	

・支援の具体的な内容については、J A バンク 健全化要綱において定める。

別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

特定承継会社にかかる本方針の適用

特定承継会社については、以下のとおり本方針を適用する。

本方針の規定	特定承継会社への適用
<ul style="list-style-type: none"> ○ Iの1、2、4および5 ○ IIIの1 ○ IIIの5および6、別紙2-1、別紙2-2 ならびに別紙4 ○ IIIの8および別紙6 ○ IIIの9 ○ 附則16および別紙5-2 	農林中金とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ Iの3 ○ IIIの2 ((3)を除く) 	信連とみなして適用する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ IV 	JAバンク会員とみなして適用する。



令和2年度「ごはん・お米とわたし」
作文・図画高知県コンクール
図画の部



© みんなのよい食プロジェクト



特選

『おいしいたけのこ寿司』

安芸市立土居小学校 北川 紗彩さん (4年生)

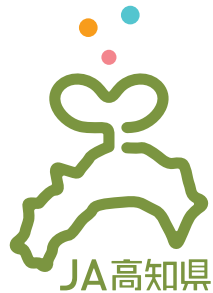


特選

『春のおとずれ』

土佐市立高岡第一小学校 公文 佑芽さん (4年生)





高知県内のJA職員と農家がともに支え合い、農家・消費者の暮らしを豊かにし、高知の農業を発展させることを目的として制作したロゴマークです。

マークは、高知県のみどりの大地から新しい芽（作物・情報）が成長している状態を表し、またその芽は、全国・未来へと繋げる「発信の象徴」でもあります。
水色のドットは清らかで豊かな高知の水を、オレンジのドットは大地に降りそそぐ太陽、ピンクのドットは人々のつながりを育む愛情を表しています。これら3つのドットは新しい芽に栄養を与えて育てる養分の役割を持っています。

高知県農業協同組合

〒781-8510 高知県高知市五台山5015番地1
TEL 088-821-6091 FAX 088-856-6980
<https://ja-kochi.or.jp/>



マスコットキャラクター
コチット

JA高知県の広報宣伝部長で、種の妖精。

モチーフは「種」と「ウサギ」。

JA高知県のロゴマークと同様、3色のドットが示す「水」・「太陽」・「愛情」から作られており、高知のめぐり（農業）の神様に仕え、県内各地の農業と暮らしが豊かになる「幸せの種」として駆け巡ります。

「コチット」はウサギのように駆け巡る高知（コウチ）のラビットから名付けられました。